

資料編

－資料編 目次－

1 防災関連条例、規則、要綱	1
1－1 東近江市災害対策本部条例	1
1－2 東近江市防災会議条例	2
1－3 東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱	4
1－4 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例	8
1－5 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	12
2 防災関連協定	16
2－1 東近江市における災害時の応援協定締結一覧	16
3 防災組織・防災関係機関窓口	21
3－1 東近江市防災会議委員	21
3－2 自主防災組織の設立状況等	22
3－3 災害時連絡先一覧（防災関係機関連絡窓口）	23
4 防災拠点等	26
4－1 備蓄倉庫及び水防倉庫一覧	26
4－2 備蓄一覧	27
4－3 集積拠点及び輸送拠点	29
4－4 災害廃棄物仮置場・応急仮設住宅建設候補地	31
4－5 消防力関係	33
4－6 東近江市上水道施設応急水源 一覧表	35
4－7 食料供給拠点等	38
5 輸送・道路	39
5－1 緊急輸送道路	39
5－2 緊急時ヘリポート	40
6 指定緊急避難場所・指定避難所等	42
6－1 指定緊急避難場所・指定避難所	42
6－2 福祉避難所	46
7 通信・防災行政無線	47
7－1 防災行政無線等の状況	47
8 医療・救護・要配慮者施設	48
8－1 市内医療施設一覧	48
8－2 要配慮者施設一覧	52
8－3 火葬場一覧	67

9 廃棄物関連施設	68
9-1 ごみ処理施設一覧	68
9-2 し尿処理施設一覧	68
10 水防・危険箇所等	69
10-1 重要水防区域(河川)	69
10-2 防災重点農業用ため池	75
10-3 雨量観測所・水位観測所	77
10-4 洪水浸水想定区域	79
10-5 土砂災害危険箇所	85
10-6 山地災害危険地	92
10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	99
11 東近江市の災害履歴	115
11-1 風水害・雪害等(地震を除く)の履歴	115
11-2 地震災害の履歴	118
12 文化財関連 学校、文化財等	121
12-1 中学校、小学校、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業	121
12-2 指定文化財	124
13 基準、要領	149
13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	149
13-2 被害状況認定基準	155
13-3 即報基準及び直接即報基準	158
13-4 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抄)	163
14 被災者支援制度	164
14-1 災害復興住宅融資制度	164
14-2 日本政策金融公庫の融資制度	167
14-3 天災融資制度	168

1 防災関連条例、規則、要綱

1-1 東近江市災害対策本部条例

平成 17 年 2 月 11 日

条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、東近江市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部職員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部員のうちから、災害対策本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 東近江市防災会議条例

平成 17 年 2 月 11 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、東近江市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 東近江市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 滋賀県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市の区域を管轄する警察署の警察署長
- (3) 市の区域を管轄する消防本部の消防長又は消防署長及び市の消防団長
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (8) その他市長が特に必要と認める公共的機関の職員のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、43 人以内とする。

7 第 5 項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

1 防災関連条例、規則、要綱

1－2 東近江市防災会議条例

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

1 防災関連条例、規則、要綱

1-3 東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

1-3 東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 249 号

改正 平成 31 年 3 月 20 日告示第 119 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日告示第 119 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民が安全なまちづくりを推進するために必要な事業に対して交付する東近江市自主防災組織育成事業補助金に関し、東近江市補助金等交付規則（平成 17 年東近江市規則第 54 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、補助金額等については、別表に定めるとおりとする。

- (1) 安全なまちづくり自主活動補助金
- (2) 自主防災活動補助金
- (3) 可搬式消防ポンプ購入補助金

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号の補助金 防災又は防犯活動を行っている自治会
- (2) 前条第 2 号の補助金 規約を定め防災計画を策定し、継続的に活動を行っている自主防災組織若しくは自治会又は自主防災組織の設立準備をしている自治会
- (3) 前条第 3 号の補助金 規約を定め防災計画を策定し、継続的に活動を行っている自主防災組織又は自治会。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 号の補助金 自主防災組織育成事業（安全なまちづくり自主活動）補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 第 2 条第 2 号の補助金 自主防災組織育成事業（自主防災活動）補助金交付申請書（様式第 2 号）
- (3) 第 2 条第 3 号の補助金 自主防災組織育成事業（可搬式消防ポンプ購入）補助金交付申請書（様式第 3 号）

2 同一の補助対象者における補助金の交付申請は、第 2 条第 3 号の補助金にあつては 1 回、それ以外の補助金にあつては 1 会計年度につき 1 回限りとする。

(備品等の管理)

第 5 条 規則第 11 条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助に係る備品等の適正な管理に努めなければならない。

(補助金の請求)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、

1 防災関連条例、規則、要綱

1-3 東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

当該各号に定める書類に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号の補助金 自主防災組織育成事業（安全なまちづくり自主活動）補助金交付請求書（様式第4号）
 - (2) 第2条第2号の補助金 自主防災組織育成事業（自主防災活動）補助金交付請求書（様式第5号）
 - (3) 第2条第3号の補助金 自主防災組織育成事業（可搬式消防ポンプ購入）補助金交付請求書（様式第6号）
- 2 補助事業者は、第2条第3号の補助金の前払を受けようとするときは、自主防災組織育成事業（可搬式消防ポンプ購入）補助金前払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付手続の特例）

第7条 規則第26条の規定により、補助金の額の確定手続を省略することができる。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
（東近江市安全なまちづくり自主活動団体補助金交付要綱及び東近江市消防防災設備等補助金交付要綱の廃止）
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 東近江市安全なまちづくり自主活動団体補助金交付要綱
 - (2) 東近江市消防防災設備等補助金交付要綱（検討）
- 3 市長は、平成26年度以後少なくとも3年度ごとに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成31年告示第119号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
（検討）
- 2 市長は、平成31年度以後少なくとも3年度ごとに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和3年東近江市告示第119号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表(1)安全なまちづくり自主活動補助金の改正規定中LED防犯灯の新設に要する経費に対する補助事業に係る部分及び様式第1号の改正規定については、令和3年7月1日から施行する。
（東近江市防犯灯（集落内灯）設置補助金交付要綱の廃止）
- 2 東近江市防犯灯（集落内灯）設置補助金交付要綱（平成17年東近江市告示第17号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

- (1) 安全なまちづくり自主活動補助金

1 防災関連条例、規則、要綱

1-3 東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

補助事業		補助金額	補助限度額
補助対象経費の区分	内容		
防災又は防犯活動に要する経費	(1) 啓発活動に要する経費 啓発用チラシ、パンフレット等の印刷、啓発資料の購入、防災マップ及び防犯マップの作成、一時集合場所表示板の作成等 (2) 防災訓練、研修等に要する経費 講演会講師謝礼 図上訓練用消耗品購入費等 (3) 活動に要する資機材の購入経費 法被等組織の被服、ヘルメット、長靴、誘導棒、ヘッドライト、防災倉庫等 (食糧費を除く。)	補助対象経費の2分の1に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	3万円
LED防犯灯の新設に要する経費	LED防犯灯(公衆用道路に公衆の安全を目的として設置するものに限る。)を新たに設置するために要する経費	LED防犯灯1灯につき1万円	

(2) 自主防災活動補助金

補助事業		補助金額	補助限度額
補助対象経費の区分	内容		
自主防災活動に要する経費	(1) 啓発活動に要する経費 啓発用チラシ及びパンフレット等の印刷、啓発資料の購入、防災マップの作成、一時集合場所表示板の作成等 (2) 防災訓練、研修等に要する経費 講演会講師謝礼 図上訓練用消耗品購入費等 (3) 活動に要する資機材の購入経費 法被等組織の被服、ヘルメット、長靴、誘導棒、ヘッドライト、防災倉庫等 (食糧費を除く。)	補助対象経費の2分の1に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	5万円

(3) 可搬式消防ポンプ購入補助金

補助事業		補助金額	補助限度額
補助対象経費の区分	内容		
可搬式消防ポンプ購入に要する経費	(1) 可搬式消防ポンプ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)に規定するC-1級以上の性能を有し、かつ、日本消防検定協会が行う試験に合格した製品 (2) ポンプ用資機材	1式につき補助対象経費の3分の2に相当する額(当該額に1,000円	100万円

1 防災関連条例、規則、要綱

1-3 東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

	吸水管、ロープ、バンド、ストレーナー、ちり除け籠、枕木、管そう、噴射ノズル、ホース、台車、消火栓バルブ開閉キー、消火栓用媒介金具、中継金具、分岐金具、とび口、剣先スコップ、サーチライト、充電器、工具セット	未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
--	--	------------------------	--

1-4 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日

条例第 140 号

改正 平成 17 年 12 月 21 日条例第 268 号

平成 23 年 9 月 26 日条例第 19 号

令和元年 9 月 30 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の

1 防災関連条例、規則、要綱

1-4 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例

規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯

1 防災関連条例、規則、要綱

1-4 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例

の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、措置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセント以内で市長が定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八日市市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八日市市条例第35号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年永源寺町条例第24号）、五個荘町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年五個荘町条例第5

1 防災関連条例、規則、要綱

1-4 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例

号)、愛東町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年愛東町条例第24号)又は湖東町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年湖東町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(能登川町及び蒲生町との合併に伴う経過措置)

- 3 能登川町及び蒲生町との合併の日前に、合併前の能登川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年能登川町条例第39号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年蒲生町条例第38号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年条例第268号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年9月2日から適用する。

1 防災関連条例、規則、要綱

1-5 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

1-5 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 2 月 11 日

規則第 74 号

改正 平成 17 年 12 月 28 日規則第 243 号

令和元年 9 月 30 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 140 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、東近江市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

(利率)

第 6 条 条例第 14 条第 2 項の市長が定める率は、年 1 パーセントとする。

(借入れの申込)

第 7 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第 2 号）を市長に提出し

1 防災関連条例、規則、要綱

1-5 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

なければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（様式第5号）に、資金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第11条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

1 防災関連条例、規則、要綱

1-5 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代って、その旨を届け出るものとする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

（経過措置）

1 防災関連条例、規則、要綱

1-5 東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 50 年八日市市規則第 5 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 57 年永源寺町規則第 7 号）、五個荘町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 4 年五個荘町規則第 2 号）、愛東町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年愛東町規則第 6 号）又は湖東町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年湖東町規則第 10 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（能登川町及び蒲生町との合併に伴う経過措置）

- 3 能登川町及び蒲生町との合併の日前に、合併前の能登川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年能登川町規則第 24 号）又は蒲生町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 50 年蒲生町規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年規則第 243 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 10 号）

この規則は、令和元年 9 月 30 日から施行する。

2 防災関連協定

2-1 東近江市における災害時の応援協定締結一覧

2 防災関連協定

2-1 東近江市における災害時の応援協定締結一覧

No.	協定名	目的	締結日	締結先
1	災害時における応急救 援活動への応援に関す る協定書	土木資機材及び労力	H17. 6. 1	八日市建設工業会
				永源寺建設工業会
				五個荘建設工業会
				愛東建設工業会
				湖東建設工業会
2	災害救助に必要な物資 の調達に関する協定書	物資の提供	H17. 7. 22	八日市商店会連盟
3	災害救助に必要な医薬 品等の供給に関する協 定書	医薬品等の優先供給	H17. 7. 26	社団法人滋賀県薬剤師会湖 東支部
4	災害時における物資等 の輸送に必要な事業用 自動車の応援に関する 協定書	物資輸送車両の優先提供	H17. 7. 26	社団法人滋賀県トラック協 会湖東支部
5	災害救助に必要な物資 の調達に関する協定書	主食、副食、調味料、日 用品	H17. 7. 28	東近江市八日市公設地方卸 売市場連絡協議会
6	災害救助に必要な物資 の調達に関する協定書	主食、副食、調味料、衣 料等、日用品、燃料等	H17. 8. 1	株式会社平和堂
7	災害緊急車指定給油所 に関する協定書	災害緊急者への優先給油	H17. 8. 3	滋賀県石油商業組合八日市 支部
8	災害時における東近江 市と東近江市内郵便局 との相互協力に関する 覚書	施設、用地の相互利用 被災市民の情報の相互利 用 郵便事業の特別な取扱	H17. 8. 4	東近江市内郵便局 代表者八日市郵便局長
9	災害救助に必要な物資 の調達に関する協定書	主食、調味料、日用品、 燃料等	H17. 8. 12	グリーン近江農業協同組合 湖東農業協同組合
10	災害救助に必要な物資 の調達に関する協定書	主食、副食、調味料、衣 料等、日用品、燃料等	H17. 10. 13	株式会社西友
11	災害時における物資供 給に関する協定書	作業関係、日用品、水関 係、冷暖房機器、電気用 品、トイレ関係 等	H18. 1. 10	NPO法人コメリ災害対策 センター
12	災害時における応急救 援活動への応援に関す る協定書	土木資機材及び労力	H18. 4. 1	能登川建設工業会 蒲生あかね建設工業会
13	「水道施設に関する災 害応急復旧」に関する 協定書	水道施設の応急復旧への 資機材・労力等	H18. 11. 21	東近江市水道工事協同組合

2 防災関連協定

2-1 東近江市における災害時の応援協定締結一覧

No.	協定名	目的	締結日	締結先
14	災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定書	飲料の優先提供 災害救援型自動販売機設置	H19. 12. 4	コカ・コーラウエスト株式会社
15	災害時における飲料水の供給に関する協定書	飲料水	H20. 4. 14	大丸エナウイン株式会社
16	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	電気設備の応急復旧への資機材・労力等	H20. 4. 14	滋賀県電気工事工業組合
17	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	主食、調味料、日用品、燃料等	H21. 2. 20	東能登川農業協同組合
18	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	主食、調味料、日用品、燃料等	H21. 2. 20	滋賀蒲生町農業協同組合
19	災害時における飲料水の供給に関する協定書	飲料水	H21. 11. 6	中島商事株式会社
20	災害時におけるエルピーガス設備の応急復旧の応援に関する協定書	エルピーガス設備の応急復旧への資機材・労力 エルピーガスの供給	H21. 11. 6	社団法人滋賀県エルピーガス協会 八日市支部、神崎支部、愛知支部
21	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書	支障物の撤去のための資機材・労力等 倒木等の被害状況調査	H22. 12. 20	社団法人滋賀県造園協会東地区
22	危機発生時における相互応援に関する協定書	相互応援	H23. 12. 8	三重県いなべ市
23	災害時における物資の供給ならびに応急救援活動への応援に関する協定書	主食、副食、調味料、衣料等、日用品、燃料等 土木資機材及び労力	H24. 5. 24	八日市商工会議所
		主食、副食、調味料、衣料等、日用品、燃料等 土木資機材及び労力		東近江市商工会
24	災害時等の応援に関する申し合わせ	職員の派遣 車両、災害対策用機械、通信機械等貸付	H24. 6. 1	近畿地方整備局
25	東近江の防災に関する応援協定書	相互応援	H24. 10. 1	東近江行政組合構成 2 市 3 町
26	滋賀県市長会災害相互応援協定	相互応援	H24. 11. 27	滋賀県内 13 市
27	災害時における応急救援活動に関する協定書	飲料水の提供 地域住民の一時的な避難場所及び炊出場所提供、	H26. 12. 22	株式会社タナベエナジー

2 防災関連協定

2-1 東近江市における災害時の応援協定締結一覧

No.	協定名	目的	締結日	締結先
		炊出資機材及び燃料の提供		
28	災害時における応急救援活動に関する協定書	消火用水又は生活用水の供給	H27. 11. 25	湖東生コン協同組合
29	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	地図製品の提供	H28. 3. 25	株式会社ゼンリン
30 ～ 39	専門福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害時要配慮者支援	H25. 12. 25	市内社会福祉法人 10 団体
40	東近江市と近江鉄道株式会社との包括的連携協定書	地域の暮らしの安全安心の確保及び災害対策にすること	H28. 3. 7	近江鉄道株式会社
41	専門福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害時要配慮者支援	H29. 7. 20	社会福祉法人くすのき会
42	地域連携協定書	災害発生時における相互応援	H29. 12. 19	三重県南伊勢町
43	地域活性化包括連携に関する協定書（災害時における物資の支援協力に関する覚書）	物資の供給	H30. 7. 24	(株)高島屋京都店
44	地域包括連携に関する協定書	安全・安心な地域づくりにすること	H30. 12. 18	湖東信用金庫
45	災害時相互支援に関する協定書	相互応援	H31. 2. 13	埼玉県富士見市
46	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書	要配慮者避難所として宿泊施設の提供	R1. 8. 30	東近江ホテル旅館組合
47	災害時における施設の利用等に関する協定書	電気設備、施設の利用	R1. 11. 11	旭化成住工株式会社
48	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	災害廃棄物の運搬及び処理	R2. 1. 31	大栄環境株式会社
49	災害時相互応援協定	相互応援	R2. 3. 26	大阪府富田林市
50	専門福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害時要配慮者支援	R2. 4. 1	社会福祉法人 あゆみ福祉会
51	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	下水道管施設の復旧のために必要な業務	R2. 4. 17	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
52	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	災害査定資料の作成及び修正	R2. 4. 17	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部

2 防災関連協定

2-1 東近江市における災害時の応援協定締結一覧

No.	協定名	目的	締結日	締結先
53	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	緊急点検、緊急調査及び緊急措置 下水道管渠施設の応急復旧のために必要な業務	R2. 4. 17	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会
54	災害に係る情報発信等に関する協定	災害に係る情報発信等	R2. 6. 1	LINE ヤフー株式会社
55	災害時相互応援協定	相互応援	R3. 1. 12	岡山県総社市
56	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	段ボール製品の提供	R3. 2. 10	新江州株式会社 セツカートン株式会社
57	災害時における被災者支援に関する協定	市民相談窓口の設置	R3. 3. 23	滋賀県行政書士会
58	災害及び感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書	一般廃棄物の収集運搬等の支援	R3. 3. 24	八日市布引ライフ組合、同組合構成市町、クリーンぬのびき広域事業協同組合ほか12事業者、滋賀県環境整備事業協同組合
59	災害時における物資供給に関する協定書	作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等	R3. 7. 16	株式会社ナフコ
60	災害時相互応援協定	相互応援	R3. 8. 19	三重県松阪市
61	専門福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害時要配慮者支援	R3. 10. 14	社会福祉法人八起会
62	災害時等における棺及び葬祭用品の供給、遺体の搬送等の協力に関する協定書	棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送	R3. 11. 19	滋賀県葬祭事業協同組合
63	災害時等における移動式宿泊施設の提供に関する協定書	移動式宿泊施設の優先的な提供及び移動式宿泊施設への宿泊	R4. 2. 9	株式会社デベロップ
64	災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書	避難所等への支援物資の配送	R4. 8. 18	佐川急便株式会社 京都支店
65	大規模災害時における道路啓開、電気設備等の復旧に係る相互連携及び協力に関する協定書	道路啓開、電気設備等の復旧に係る相互連携及び協力	R4. 8. 31	関西電力送配電株式会社 滋賀支社
66	地域連携協定書	防災・減災に関すること	R5. 2. 10	大阪府泉大津市

2 防災関連協定

2-1 東近江市における災害時の応援協定締結一覧

No.	協定名	目的	締結日	締結先
67	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	医薬品、衛生材料等の提供	R5. 2. 14	中北薬品株式会社
68	立地連携協定	物資の調達	R5. 7. 5	コストコホールセールジャパン株式会社
69	災害時における機器材等の供給に関する協定	機器材等の供給	R5. 7. 18	滋賀建機株式会社
70	地域連携協定	相互応援	R5. 11. 27	北海道江差町
71	災害時における生活物資の供給等に関する協定	生活物資（電池、バッテリー等）の提供	R6. 1. 31	パナソニックホールディングス株式会社
72	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般廃棄物の収集運搬への機材・労力等	R6. 8. 1	蒲生産業株式会社、株式会社堤産業、有限会社日映興業、八日市物流倉庫株式会社
73	災害時における物資調達に関する協定	食糧、医療用品、寝具、衣料、日用品、燃料等	R6. 8. 22	コストコホールセールジャパン株式会社
74	大規模災害時における道路啓開、通信設備の復旧に係る相互連携及び協力に関する協定	道路啓開、通信設備の復旧に係る相互連携及び協力、職員の派遣	R6. 12. 1	西日本電信電話株式会社滋賀支店
75	災害時における支援協力に関する協定	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、市の要請に基づく物資の調達	R6. 12. 1	マックスバリュ東海株式会社
76	滋賀県災害等廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定	災害廃棄物処理の相互支援	R7. 4. 1	滋賀県、県内市町、ごみ処理を行う一部事務組合

令和7年4月1日現在

3 防災組織・防災関係機関窓口

3-1 東近江市防災会議委員

3 防災組織・防災関係機関窓口

3-1 東近江市防災会議委員

番号	機関・団体名	職名	備考
—	東近江市	市長	会長
1	国土交通省気象庁彦根地方気象台	次長	8号委員
2	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所	所長	8号委員
3	陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊	戦闘中隊長	8号委員
4	独立行政法人水資源機構琵琶湖総合管理所・湖北管理所	所長	8号委員
5	滋賀県東近江土木事務所	所長(兼)地域防災監	1号委員
6	滋賀県東近江健康福祉事務所	所長	1号委員
7	滋賀県東近江農業農村振興事務所	所長	1号委員
8	東近江警察署	署長	2号委員
9	東近江行政組合消防本部	消防長	3号委員
10	東近江市消防団	団長	3号委員
11	西日本電信電話株式会社滋賀支店	設備部長	6号委員
12	関西電力送配電株式会社滋賀本部	東近江技術サービスセンター所長	6号委員
13	西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所	所長	6号委員
14	中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター	所長	6号委員
15	西日本旅客鉄道株式会社	彦根駅駅長	6号委員
16	近江鉄道株式会社	鉄道部長	6号委員
17	一般社団法人近江鉄道線管理機構	常務理事	6号委員
18	日本郵便株式会社八日市郵便局	局長	6号委員
19	東近江市自治会連合会	代表	7号委員
20	一般社団法人東近江医師会	会長	7号委員
21	赤十字奉仕団東近江市地区委員会	委員長	7号委員
22	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会	会長	7号委員
23	東近江市建設工業会連絡協議会	会長	7号委員
24	東近江市民生委員児童委員協議会	会長	7号委員
25	東近江市	副市長	4号委員
26	東近江市	教育長	5号委員
27	東近江市	指名を受けた職員	4号委員
28	東近江市教育委員会	指名を受けた職員	4号委員

1号委員 滋賀県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

2号委員 市の区域を管轄する警察署の警察署長

3号委員 市の区域を管轄する消防本部の消防長又は消防署長及び市の消防団長

4号委員 市長がその部内の職員のうちから指名する者

5号委員 教育長

6号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

7号委員 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

8号委員 その他市長が特に必要と認める公共的機関の職員のうちから市長が委嘱する者

3 防災組織・防災関係機関窓口
3-2 自主防災組織の設立状況等

3-2 自主防災組織の設立状況等

令和6年4月1日現在

自主防災組織率 推計

町丁目	世帯数 ①	自主防災組織有		自警団含む		未組織		不 確 定	組織率	
		自治 会 数	世 帯 数 ②	自治 会 数	世 帯 数 ③	自治 会 数	世 帯 数		②/①(%)	③/①(%)
平田地区	1,069	8	691	11	982	1	41	46	64.63	91.86
市辺地区	1,621	11	1,134	12	1,262	2	151	208	69.95	77.85
玉緒地区	1,539	6	766	10	1,044	4	192	303	49.77	67.83
御園地区	3,641	10	1,359	17	2,527	4	196	918	37.32	69.40
建部地区	1,253	13	804	16	951	3	107	195	64.16	75.89
中野地区	3,353	17	2,646	18	2,802	7	506	-1	78.91	83.56
八日市地区	3,161	32	1,853	34	1,894	12	616	651	58.62	59.91
南部地区	4,985	14	3,845	14	3,845	5	551	589	77.13	77.13
八日市地区	20,622	111	13,098	132	15,307	38	2,360	2,955	63.51	74.22
永源寺地区	1,911	18	1,690	22	1,783	3	47	81	88.43	93.30
五個荘地区	4,859	24	4,545	25	4,598	2	154	107	93.53	94.62
愛東地区	1,673	18	1,331	22	1,661	1	12	0	79.55	99.28
湖東地区	3,118	26	2,490	33	2,858	6	170	90	79.85	91.66
能登川地区	9,446	41	7,749	48	8,512	7	566	368	82.03	90.11
蒲生地区	5,590	32	4,746	38	5,344	4	150	96	84.90	95.59
合計	47,219	270	35,649	320	40,063	61	3,459	3,697	75.49	84.84

※ 1つの町丁目に複数の自治会が存在し、組織の「ある自治会」と「ない自治会」が混在する場合は、自治会加入世帯数を入力し、町丁目の世帯数との誤差を不確定とした。
混在しない場合は、町丁目の世帯数を入力した。

※ 世帯数①は住民基本台帳による世帯数、世帯数②及び世帯数③は自治会からの報告数

3 防災組織・防災関係機関窓口

3-3 災害時連絡先一覧（防災関係機関連絡窓口）

3-3 災害時連絡先一覧（防災関係機関連絡窓口）

区分	機関の名称	番号	
		電話(県無線)	FAX(県無線 FAX)
東 近 江 市	災害対策本部	0748-24-5617(213-0)	0748-24-0752(213-1)
	同 永源寺支部	0748-27-1121	0748-27-1060
	同 五個荘支部	0748-48-7301	0748-48-5650
	同 愛東支部	0749-46-0211	0749-46-2271
	同 湖東支部	0749-45-3702	0749-45-1570
	同 能登川支部	0748-42-9910	0748-42-6125
	同 蒲生支部	0748-55-4880	0748-55-1160
一 部 事 務 組 合	東近江行政組合消防本部	0748-22-7600(153-0)	0748-22-7608
	愛知郡広域行政組合水道事務所	0749-46-0168	0749-46-8020
	中部清掃組合	0748-53-0155	
	同 日野清掃センター	〃	
	同 能登川清掃センター	0748-42-2294	
	八日市布引ライフ組合	0748-22-0465	
	同 斎場	0748-23-4922	
滋 賀 県	防災危機管理局	077-528-3432(51-819)	077-528-4994
	土木交通部道路整備課	077-528-4134(51-831)	
	同 流域政策局 流域治水政策室	077-528-4152(51-835)	
	同 流域政策局 水源地域対策室		
	同 砂防課	077-528-4190	
	琵琶湖環境部下水道課	077-528-4223	077-528-4908
	南部流域下水道事務所	077-564-1901	077-564-1903
	北部流域下水道事務所	0749-27-2272	0749-26-6635
	健康福祉部健康福祉政策課	077-528-3512(51-825)	
	東近江土木事務所	0748-22-7740(54-862)	0748-23-4163 (54-851)
	東近江環境事務所	0748-22-7758(54-833)	0748-22-0411
	東近江農業農村振興事務所	0748-22-7714	0748-22-1234
	東近江健康福祉事務所 (東近江保健所)	0748-22-1253(54-830)	0748-22-1617
	中部森林整備事務所	0748-22-7718(54-838)	0748-22-8798
	中部県税務事務所	0748-22-7707(54-825)	0748-25-2660
	宇曽川ダム管理事務所	0749-45-0622	
	永源寺ダム管理事務所	0748-27-0058(130-0)	0748-27-0130 (130-1)
	家畜保健衛生所	0748-37-7511	0748-37-4821
	東近江警察署	0748-24-0110	
	東京本部	03-5212-9107	
指 定 地 方 行 政 機 関 及 び 自 衛 隊	滋賀国道事務所管理第二課	077-523-1741	
	琵琶湖河川事務所調査課	077-546-0844	
	滋賀森林管理署	077-544-3871	
	滋賀農政事務所	077-522-4261	
	彦根地方气象台	0749-22-6142	
	大阪空港事務所総務課	06-6843-1121	
	東近江労働基準監督署	0748-22-0394	
	陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊	0740-22-2581	
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社滋賀支店	077-510-0961	
	日本赤十字社滋賀県支部	077-522-6758	
	日本放送協会大津放送局	077-522-5101	
	関西電力株式会社	0800-777-8810(コンタクトセ ンター)	
	大阪ガス株式会社リビング事業部京 滋リビング営業部滋賀事業所	0120-8-94817	

3 防災組織・防災関係機関窓口

3-3 災害時連絡先一覧（防災関係機関連絡窓口）

区分	機関の名称	番号	
		電話(県無線)	FAX(県無線 FAX)
	西日本高速道路株式会社 関西支社滋賀高速道路事務所	077-552-2284	
	中日本高速道路株式会社名古屋支社 彦根保全サービスセンター	0749-22-1941	
	独立行政法人水資源機構琵琶湖総合 管理所 湖北管理所	0749-52-5160	
	日本通運株式会社大津支店	077-554-5730	
	郵便事業株式会社八日市支店	0748-22-2201	
	東海旅客鉄道株式会社関西支社	06-6302-5037	
	独立行政法人国立病院機構 東近江 総合医療センター	0748-22-3030	
指定 地方 公共 機関	近江鉄道株式会社	0749-22-3301	
	同 八日市駅	0748-22-0165	
	一般社団法人滋賀県バス協会	077-585-8333	
	一般社団法人滋賀県トラック協会	077-585-8080	
	一般社団法人滋賀県LPガス協会	077-523-2892	
	一般社団法人滋賀県医師会	077-524-1273	
	株式会社京都放送滋賀支社	077-522-8317	
	びわ湖放送株式会社	077-525-6004	
	公益社団法人滋賀県看護協会	077-564-6468	077-562-8998
	一般社団法人滋賀県薬剤師会	077-565-3535	077-563-9033
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	077-567-3920	077-567-3923
公共 的 団 体 等	愛知川沿岸土地改良区	0748-22-1296	
	日野川流域土地改良区	0748-57-1717	
	琵琶湖干拓小中之湖土地改良区	0748-46-2111	
	琵琶湖干拓大中の湖土地改良区	0748-45-0127	
	近江バス	0748-22-5511	
	滋賀観光バス株式会社	0748-22-1050	
	グリーン近江農業協同組合	0748-25-5100	
	湖東農業協同組合	0749-45-0551	
	東能登川農業協同組合	0748-42-1345	
	滋賀蒲生町農業協同組合	0748-55-1171	
	滋賀県森林組合東部事業所	0749-48-0530	
	滋賀県森林組合東近江事業所	0748-27-0034	
	愛知川漁業協同組合	0748-27-0485	
	愛知川上流漁業協同組合	0748-29-0620	
	能登川漁業協同組合	0748-45-0073	
	東近江市社会福祉協議会	0748-20-0502	
	同 福祉センターハートピア	0748-24-2940	
	同 永源寺事務所	0748-27-2066	
	同 五個荘事務所	0748-48-4750	
	同 愛東事務所	0749-46-2044	
	同 湖東事務所	0749-45-2666	
	同 能登川事務所	0748-43-0595	
	同 蒲生事務所	0748-55-4895	
	一般社団法人東近江医師会	0748-24-1441	
	一般社団法人湖東歯科医師会	0748-20-2801	
	東近江薬剤師会	0748-24-0123	
	赤十字奉仕団東近江市地区委員会 (市健康福祉政策課)	0748-24-5512	
	大津赤十字病院	077-522-4131	
	近江八幡市立総合医療センター	0748-33-3151	

3 防災組織・防災関係機関窓口

3-3 災害時連絡先一覧（防災関係機関連絡窓口）

区分	機関の名称	番号	
		電話(県無線)	FAX(県無線 FAX)
	東近江敬愛病院	0748-22-2222	
	湖東記念病院	0749-45-5000	
	神崎中央病院	0748-48-5555	
	近江温泉病院	0749-46-1125	
	八日市商工会議所	0748-22-0186	
	東近江市商工会	0749-45-5077	
	八日市商店会連盟	0748-22-0186	
	滋賀県建設業協会湖東支部	0748-22-2120	
	東近江建設工業会連絡協議会	0748-22-2120	
	滋賀県建築士会湖東支部	0748-48-3275	
	東近江市水道工事協同組合	0748-48-4866	0748-48-4905
	愛知上水道工事組合	—	
	東近江市女性会	0748-24-5672	
	東近江市 P T A 連絡協議会	0748-24-5675	
	滋賀県トラック協会湖東支部	0748-48-4806	
	滋賀県タクシー協会	077-585-8261	
	日本アマチュア無線連盟非常通信センター	03-5395-3112	
	東近江地区交通安全協会	0748-26-2392	
	滋賀県石油商業組合	077-522-7369	

4 防災拠点等
4-1 備蓄倉庫及び水防倉庫一覧

4 防災拠点等

4-1 備蓄倉庫及び水防倉庫一覧

(1) 備蓄倉庫一覧

機能/位置付け	名称	住所	整備単位 (防災階層)	備考
備蓄中心拠点	東近江市役所	八日市緑町 10 番 5 号	市	-
備蓄中心拠点	総合運動公園 (布引陸上競技場)	今堀町 581 番地 11 (芝原町 1503 番地)	市	-
備蓄中心拠点	東近江市保健子育て複合施設ハ ピネス	東中野町 4 番 5 号	市	-
備蓄中心拠点	金屋防災倉庫	八日市金屋一丁目 2 番 27 号の 2	防災ブロック	八日市地域
備蓄中心拠点	東近江市永源寺支所	山上町 1316 番地	防災ブロック	永源寺地域
備蓄中心拠点	東近江市五個荘支所	五個荘小幡町 318 番地	防災ブロック	五個荘地域
備蓄中心拠点	愛東防災センター	妹町 29 番地	防災ブロック	愛東地域
備蓄中心拠点	東近江市湖東支所	池庄町 505 番地	防災ブロック	湖東地域
備蓄中心拠点	能登川防災備蓄倉庫	乙女浜町 178 番地 1	防災ブロック	能登川地域
備蓄中心拠点	東近江市蒲生支所	市子川原町 676 番地	防災ブロック	蒲生地域

(2) 水防倉庫一覧

地域	名称	住所	管理者	備考
八日市地域	野村水防倉庫	東近江市野村町	市	主
	市辺水防倉庫	東近江市市辺町	市	副
	柴原南水防倉庫	東近江市柴原南町	市	副
永源寺地域	永源寺水防倉庫	東近江市山上町	市	永源寺支所
愛東地域	愛東水防倉庫	東近江市妹町	市	愛東支所
湖東地域	湖東水防倉庫	東近江市池庄町	市	湖東支所
五個荘地域	五個荘水防倉庫	東近江市五個荘竜田町	市	主 五個荘支所
	奥水防倉庫	東近江市五個荘奥町	市	副
能登川地域	能登川水防倉庫	東近江市舩光寺町	市	能登川支所
蒲生地域	蒲生水防倉庫	東近江市市子川原町	市	蒲生支所

地域内に複数の水防倉庫がある場合は、主な水防器具は主の水防倉庫で備蓄するものとする。

4-2 備蓄一覧

令和7年3月現在

品 名			備蓄量
食料品	レトルトごはん（食）	食	15,950
	おかゆ（玄米がゆ 50 食/箱、白がゆ 40 食/箱）	箱	360
	えいようかん（100 食/箱）	箱	72
	液体ミルク	缶	576
飲料水	飲料水（500ml：本）	本	4,080
	飲料水（2l：本）	本	312
生活必需品	毛布（枚）	枚	14,938
	おむつ（乳児用：枚）	枚	3,310
	おむつ（大人用：枚）	枚	1,530
	生理用品（枚）	枚	10,090
	おりものシート（62 枚入/個）	個	60
	尿漏れパット（48 枚入/個）	個	60
	仮設トイレ	基	11
	トイレ間仕切り	基	50
	マンホールトイレ	基	50
	既設トイレ活用セット（2 基 200 回分）	組	78
	簡易仮設トイレセット（1 基 10 回分）	組	10
	ポータブルトイレ（簡易）	基	3
	スケットトイレ（携帯）	個	600
	携帯トイレ（BOS）（400 回/箱）	箱	226
	トイレトーパー	巻	1,488
	おしりふき（70 枚入）	個	332
その他	飲料水袋（6l）	枚	9,100
	ポリタンク（20l）	個	290
	給水タンク（500l）	個	22
	ろ水機	台	5
	簡易間仕切り（段ボール）	組	248
	パーティション（大型）	組	72
	パーティション（2.1x2.1m）	基	92
	簡易ベッド	台	202
	ブルーシート	枚	2,051
	移動炊飯器	台	15
医療関係	応急処置セット	セット	25
	医療用吸引器	台	1
	エアーマット	台	7
	車椅子	台	8
	非接触式温度計	台	138

4 防災拠点等
4-2 備蓄一覧

品 名			備蓄量
救助活動用品	パルスオキシメーター	台	10
	血圧台	台	10
	チェーンソー	台	34
	投光器	台	14
	投光機（バルーン）	台	10
	投光機（充電式スタンドライト）	台	7
	可搬式ウインチ	台	8
	爪付油圧ジャッキ	台	24
	エンジンカッター	台	8
	懐中電灯	個	356
	ヘッドランプ	個	160
	発電機	台	20
	陰圧式エアーテント	式	2
	パイプテント	張	10
	かんたんテント	張	19
	ブルーシート	枚	1,570
	ヘルメット	個	1,178
	水中ポンプ	台	2
	防火バケツ	個	38
	担架	台	24
	ハンドマイク	台	42
	災害救助工具セット	セット	22
	アルミリヤカー	台	11
	感染防護服セット	着	310
	放射線測定器	台	2
水防活動用品 （）各倉庫内員 数	土のう袋類	枚	3,500(500)
	ビニールシート	枚	35(5)
	ロープ	玉	28(4)
	鉄線	巻	7(1)
	クリッパー	丁	14(2)
	ペンチ	丁	14(2)
	発電機	台	7(1)
	投光器	台	7(1)
	スコップ	丁	140(20)
	掛矢	丁	7(1)
	鋼ハンマー	丁	7(1)
	つるはし	丁	7(1)
	たこ	丁	7(1)
	一輪車	台	7(1)

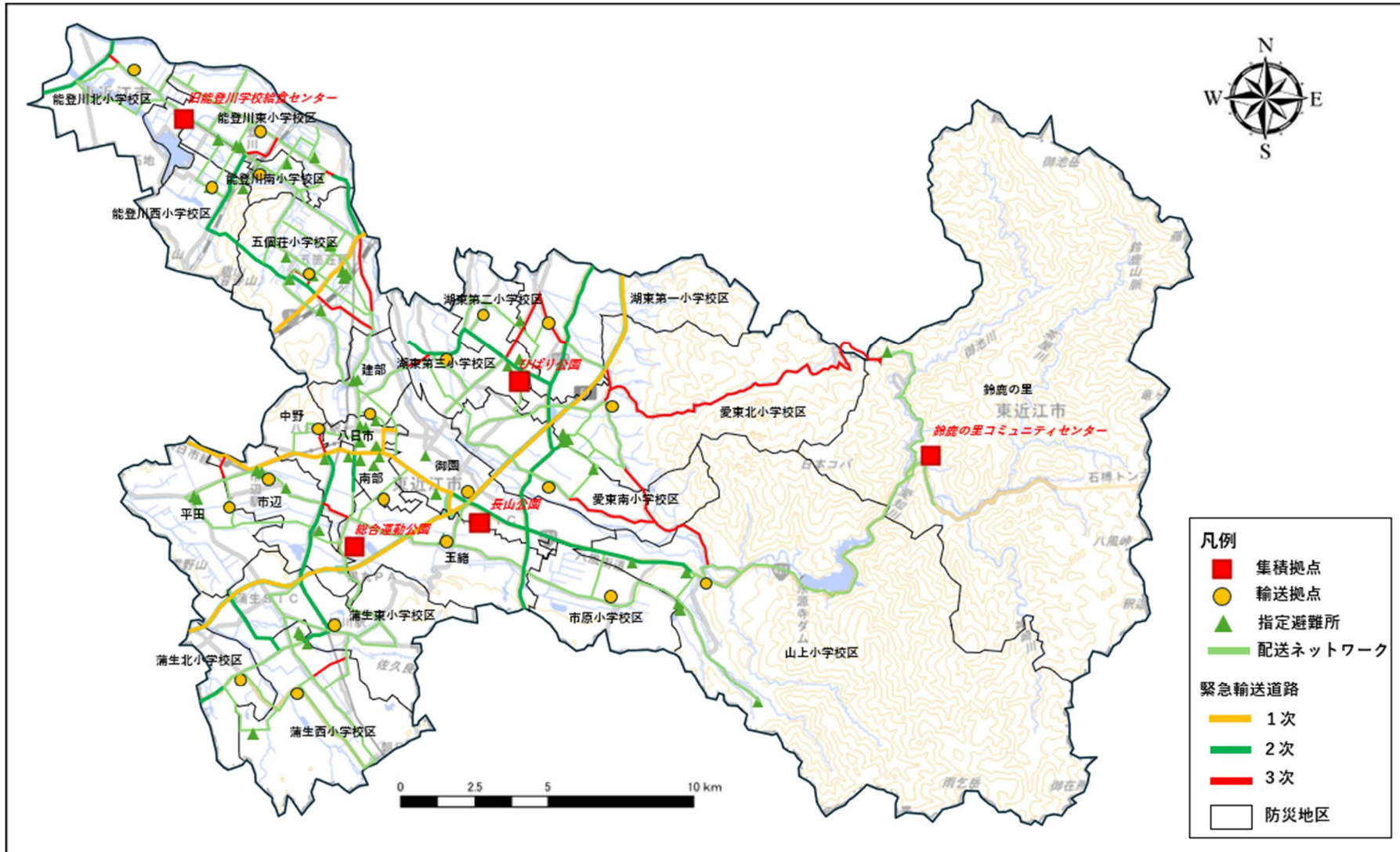
4 防災拠点等

4-3 集積拠点及び輸送拠点

4-3 集積拠点及び輸送拠点

機能/位置付け	名称	住所	整備単位 (防災階層)	備考
集積中心拠点	総合運動公園	今堀町 581 番地 11	市	
集積副拠点	能登川防災備蓄倉庫	乙女浜町 178 番地 1	防災 ブロック	能登川、五個荘地域 (湖上輸送考慮)
集積副拠点	ひばり公園	池庄町 610 番地	防災 ブロック	湖東、愛東地域 (愛知川右岸側)
集積副拠点	長山公園	上大森町 370 番地	防災 ブロック	八日市、蒲生、永源寺 地域 (愛知川左岸側)
集積副拠点	鈴鹿の里 コミュニティセンター	蓼畑町 510 番地	防災 ブロック	永源寺地域 (航空輸送考慮) (孤立集落対策)
輸送(配送)拠点	八日市西小学校	柏木町 14 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	船岡中学校	市辺町 2789 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	玉緒小学校	大森町 971 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	御園小学校	五智町 239 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	八日市北小学校	建部日吉町 468 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	箕作小学校	小脇町 377 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	八日市南小学校	沖野三丁目 6 番 1 号	防災地区	
輸送(配送)拠点	市原小学校	高木町 1124 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	山上小学校	山上町 200 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	五個荘小学校	五個荘竜田町 567 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	愛東北小学校	百済寺本町 1399 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	愛東南小学校	曾根町 1285 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	湖東第一小学校	下里町 21 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	湖東第二小学校	南菩提寺町 430 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	湖東第三小学校	小田苅町 340 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	能登川東小学校	小川町 30 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	能登川西小学校	伊庭町 2885 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	能登川南小学校	猪子町 12 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	能登川北小学校	福堂町 2877 番地 1	防災地区	
輸送(配送)拠点	蒲生東小学校	桜川東町 455 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	蒲生西小学校	鈴町 1 番地	防災地区	
輸送(配送)拠点	蒲生北小学校	蒲生堂町 1287 番地	防災地区	

■ 配送ネットワーク図



4 防災拠点等

4-4 災害廃棄物仮置場・応急仮設住宅建設候補地

4-4 災害廃棄物仮置場・応急仮設住宅建設候補地

(1) 学校施設以外

名称	住所	面積 (m ²)	整備 単位 (防 災階 層)	備考
総合運動公園布引多目的広場	今堀町 581 番地 11	5,300	市	八日市地域
総合運動公園布引多目的グラウンド	芝原町 1503 番地	27,000	市	八日市地域
長山公園 (グラウンド)	上大森町 370 番地	25,640	市	八日市地域
平田グラウンド	下羽田町 84 番地 1	5,950	市	八日市地域
市辺グラウンド	市辺町 2353 番地	10,300	市	八日市地域
永源寺運動公園 (グラウンド)	上二俣町 44 番地	15,400	市	永源寺地域
織 (きぬがさ) 公園 (ソフトボール場)	五個荘川並町 1204 番地	5,700	市	五個荘地域
おくのの運動公園 (グラウンド)	青山町 70 番地	11,070	市	愛東地域
おくのの運動公園 (広場)	青山町 70 番地	13,000	市	愛東地域
おくのの運動公園 (野球場)	青山町 70 番地	9,000	市	愛東地域
ひばり公園 (グラウンド)	池庄町 610 番地	10,760	市	湖東地域
ひばり公園 (駐車場)	池庄町 610 番地	4,200	市	湖東地域
すこやか杜運動公園 (広場)	小田苅町 1890 番地	12,310	市	湖東地域
すこやか杜運動公園 (野球場)	小田苅町 1890 番地	9,450	市	湖東地域
能登川グラウンド	山路町 600 番地	13,850	市	能登川地域
やわらぎの郷公園 (駐車場)	南須田町 4 番地	3,900	市	能登川地域
蒲生運動公園第一グラウンド (グラウンド)	上南町 50 番地	22,170	市	蒲生地域
蒲生運動公園グラウンド (駐車場)	上南町 50 番地	8,700	市	蒲生地域

- ①災害廃棄物仮置場・応急仮設住宅候補地一覧のうち、学校施設以外の候補地を優先的に使用し、学校施設以外の候補地だけでは賄えない場合に、緊急的に学校施設を利用する。
- ②学校施設は、災害廃棄物仮置場には使用せず、緊急的な仮設住宅候補地のみに使用する。
- ③仮設住宅の撤去・閉鎖は、学校施設から優先的に行う。
- ④学校施設の面積は学校施設台帳のグラウンドの面積を引用し、学校施設以外の施設の面積は地形図上で計測したもの。
- ⑤災害廃棄物仮置場候補地については、「東近江市災害廃棄物処理計画」に基づき選定する。

4 防災拠点等

4-4 災害廃棄物仮置場・応急仮設住宅建設候補地

(2) 学校施設

名称	住所	面積 (㎡)	整備単位 (防災階層)	備考
玉緒小学校	大森町 971 番地	7,406	市	八日市地域
御園小学校	五智町 239 番地	9,535	市	八日市地域
八日市西小学校	柏木町 14 番地	8,602	市	八日市地域
八日市南小学校	沖野三丁目 6 番 1 号	10,779	市	八日市地域
八日市北小学校	建部日吉町 468 番地	6,747	市	八日市地域
箕作小学校	小脇町 377 番地	7,900	市	八日市地域
布引小学校	今堀町 581 番地 10	10,740	市	八日市地域
船岡中学校	市辺町 2789	15,296	市	八日市地域
玉園中学校	妙法寺町 1101 番地	17,807	市	八日市地域
聖徳中学校	聖徳町 1 番 1 号	38,699	市	八日市地域
県立八日市高等学校	八日市上之町 1 番 25 号	17,360	市	八日市地域
県立八日市南高等学校	春日町 1 番 15 号	12,460	市	八日市地域
市原小学校	高木町 1124 番地	7,700	市	永源寺地域
山上小学校	山上町 200 番地	6,902	市	永源寺地域
永源寺中学校	山上町 4300 番地	15,413	市	永源寺地域
五個荘小学校	五個荘竜田町 567 番地	10,594	市	五個荘地域
五個荘中学校	五個荘小幡町 227 番地	14,801	市	五個荘地域
愛東南小学校	曾根町 1285 番地	5,678	市	愛東地域
愛東北小学校	百済寺本町 1399 番地	5,539	市	愛東地域
愛東中学校	下中野町 444 番地	10,925	市	愛東地域
湖東第一小学校	下里町 21 番地	7,236	市	湖東地域
湖東第二小学校	南菩提寺町 430 番地	6,145	市	湖東地域
湖東第三小学校	小田苅町 340 番地	7,503	市	湖東地域
湖東中学校	横溝町 202 番地	26,661	市	湖東地域
能登川東小学校	小川町 30 番地	10,541	市	能登川地域
能登川西小学校	伊庭町 2885 番地	8,614	市	能登川地域
能登川南小学校	猪子町 12 番地	8,582	市	能登川地域
能登川北小学校	福堂町 2877 番地 1	10,653	市	能登川地域
能登川中学校	山路町 2800 番地	13,619	市	能登川地域
県立能登川高等学校	伊庭町 13 番地	22,800	市	能登川地域
蒲生東小学校	桜川東町 455 番地	14,973	市	蒲生地域
蒲生西小学校	鈴町 1 番地	13,213	市	蒲生地域
朝桜中学校	市子川原町 686 番地	14,053	市	蒲生地域
蒲生北小学校	蒲生堂町 1287 番地	12,451	市	蒲生地域

※面積は、学校施設台帳のグラウンドの面積を引用

4 防災拠点等
4-5 消防力関係

4-5 消防力関係
(1) 常備消防力一覧
[東近江行政組合]

令和6年4月1日現在

車両別 署所別		普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	救助工作車	積載自動車	指揮自動車	災害調査車	高規格救急自動車	災害指揮支援車	災害後方支援車	重機及び重機搬送車	小型救助車	無線中継車	広報自動車	連絡自動車	連絡自動車(小型車)	査察自動車	人員搬送車	軽貨物車	消防救急艇	合計
消防本部		1	1			1		1	2	1	1	1			1	2	1	1		1			15
近江八幡消防署		1	1		1		1	1		2						1			1		1	1	11
	竜王出張所		1							1								1					3
八日市消防署		1		1	1		1	1		1				1		1			1				9
	永源寺出張所	1								1													2
日野消防署		1	1				1	1		1						1			1				7
能登川消防署		1	1				1	1		1			1			1			1				8
愛知消防署		1	1			1	1	1		1						1		1	1				9
	愛東出張所	1								1													2
	愛知川出張所	1								1													2
合計		9	6	1	2	2	5	6	2	11	1	1	1	1	1	7	1	3	5	1	1	1	68

※消防本部水槽付消防ポンプ自動車・普通消防ポンプ自動車・高規格救急自動車各1台は非常用車両

4 防災拠点等
4-5 消防力関係

(2) 消防団消防力

令和6年4月1日現在

市町別 種別	近江八幡市	東近江市	日野町	竜王町	愛荘町	合計
消防ポンプ自動車	11	22	5	4	4	46
小型動力ポンプ	12	10	2	32	13	69
小型動力ポンプ積載車	3	7	1	2	33	46
指揮車	1	1	1		1	4
広報車		2				2
防災指揮車				1		1
消防艇	1					1

(3) 消防団員数

令和6年4月1日現在

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	条例定数
近江八幡市	1	2	13 (1)	11	19	56	346 (7)	428 (8)	500
東近江市	1	10	27 (1)	27 (1)	27 (1)	78	617 (10)	787 (13)	910
日野町	1	1	3	4		17	159	185	185
竜王町	1	1	3	3	6	13 (1)	151 (6)	178 (7)	192
愛荘町	1	1	6	3	2	44	50 (3)	107 (3)	142
合 計	5	15	52 (2)	48 (1)	54 (1)	208 (1)	1,303 (26)	1,685 (31)	1,929

() 内は女性消防団員を内書きで示す。

(4) 消防水利一覧

令和6年4月1日現在

市町別 種別	消火栓	防火水槽	その他
近江八幡市	2,078	205	136
東近江市	3,742	623	336
日野町	966	174	127
竜王町	495	91	94
愛荘町	741	198	53
合 計	8,022	1,291	746

出典：東近江行政組合消防年報

4 防災拠点等

4-6 東近江市上水道施設応急水源 一覧表

4-6 東近江市上水道施設応急水源 一覧表

地区	施設名称	施設区分	施設能力・容量/ 数量		耐震対応 1	耐震対応 2	所在地
永源寺	中西部浄水場	1号井戸	4m×15mH				永源寺高野町
		2号井戸	1m×9mH				山上町
		3号井戸	4m×7.8mH				山上町
		高野配水池	178.8	m3			永源寺高野町
		高区配水池	1000	m3			池之脇町
		低区配水池	371.3	m3			池之脇町
	東部浄水場	東部配水池	500	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	黄和田町
	南部浄水場	南部配水池	500	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	甲津畑町
		愛郷の森 配水池	63.6	m3		1997 耐震対応済	和南町
	御池浄水場	浄水池	20	m2		1997 耐震対応済	君ヶ畑町
		最高区 配水池	60	m3		1997 耐震対応済	蛭谷町
		高区配水池 (RC)	50.4	m3		1997 耐震対応済	君ヶ畑町
		高区配水池 (SUS)	60	m3		1997 耐震対応済	君ヶ畑町
		中区配水池	87.5	m3		1997 耐震対応済	蛭谷町
		低区配水池 (SUS)	60	m3		1997 耐震対応済	箕川町
		低区配水池 (RC)	46.8	m3		1997 耐震対応済	箕川町
	相谷浄水場	相谷配水池	221.7	m3			永源寺相谷町
	萱尾浄水場	浄水池	35.7	m3			萱尾町
八日市	八日市浄水場	浄水池	777	m3			五智町
		新浄水池	135	m3		1997 耐震対応済	五智町
		1号井戸	6m×13mH				五智町
		2号井戸	500mm×126mH				五智町
		3号井戸	500mm×126mH				五智町
		4号井戸	500mm×126mH				五智町
		5号井戸	500mm×150mH				五智町
		6号井戸	500mm×151mH				五智町
		7号井戸	500mm×160mH				五智町

4 防災拠点等

4-6 東近江市上水道施設応急水源 一覧表

地区	施設名称	施設区分	施設能力・容量/ 数量		耐震対応 1	耐震対応 2	所在地
	高区配水池	高区配水池	775	m3	緊急遮水装置		土器町
	中区配水池	中区配水池 (RC)	2008	m3			八日市松尾町
		中区配水池 (PC)	1744	m3		1997 耐震対応済	八日市松尾町
	低区配水池	低区第 1 配水池	2500	m3		1997 耐震対応済	柴原南町
		低区第 2 配水池	2415	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	柴原南町
	新中区配水池	新中区配水池	3110	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	川合寺町
蒲生	畑田配水池	畑田配水池	2500	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	川合町
	東部加圧所	受水槽	80	m3		1997 耐震対応済	綺田町
	長峰加圧所	受水槽	225	m3			宮川町
	長峰配水池	長峰配水池	1200	m3	緊急遮水装置	2020 耐震対応済	蒲生堂町
五個荘	五個荘配水池	五個荘配水池	2200	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	五個荘川並町
能登川	能登川配水池	能登川第一配水池	3570	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	北須田町
		能登川第二配水池	1700	m3		1997 耐震対応済	北須田町
愛東・湖東	鯉江浄水場	浄水池	2 槽式 700	m3			鯉江町
		1 号深井戸	400mm×155mH				鯉江町
		2 号深井戸	250mm×155mH				鯉江町
		3 号深井戸	400mm×156mH				上岸本町
		4 号深井戸	400mm×156mH				上岸本町
		5 号深井戸	400mm×156mH				鯉江町
		6 号深井戸	400mm×156mH				鯉江町
		7 号深井戸	500mm×146mH				上岸本町
		8 号深井戸	500mm×144mH				上岸本町
	中戸浄水場	浄水池	97	m3			中戸町
		1 号深井戸	250mm×137mH				中戸町
		2 号深井戸	350mm×155mH				中戸町
	低区配水池	1 号配水池	4600	m3			鯉江町

4 防災拠点等

4-6 東近江市上水道施設応急水源 一覧表

地区	施設名称	施設区分	施設能力・容量/ 数量		耐震対応 1	耐震対応 2	所在地
		2号配水池	1600	m3	緊急遮水装置		鯉江町
	中区配水池	1号配水池	700	m3			上中野町
		2号配水池	700	m3	緊急遮水装置		上中野町
	第1 高区配水池	第1 高区配水池	700	m3			百済寺町
	第2 高区配水池	第2 高区配水池	700	m3			上山町
	最高区配水池	最高区配水池	80	m3	緊急遮水装置	1997 耐震対応済	百済寺本町

4 防災拠点等

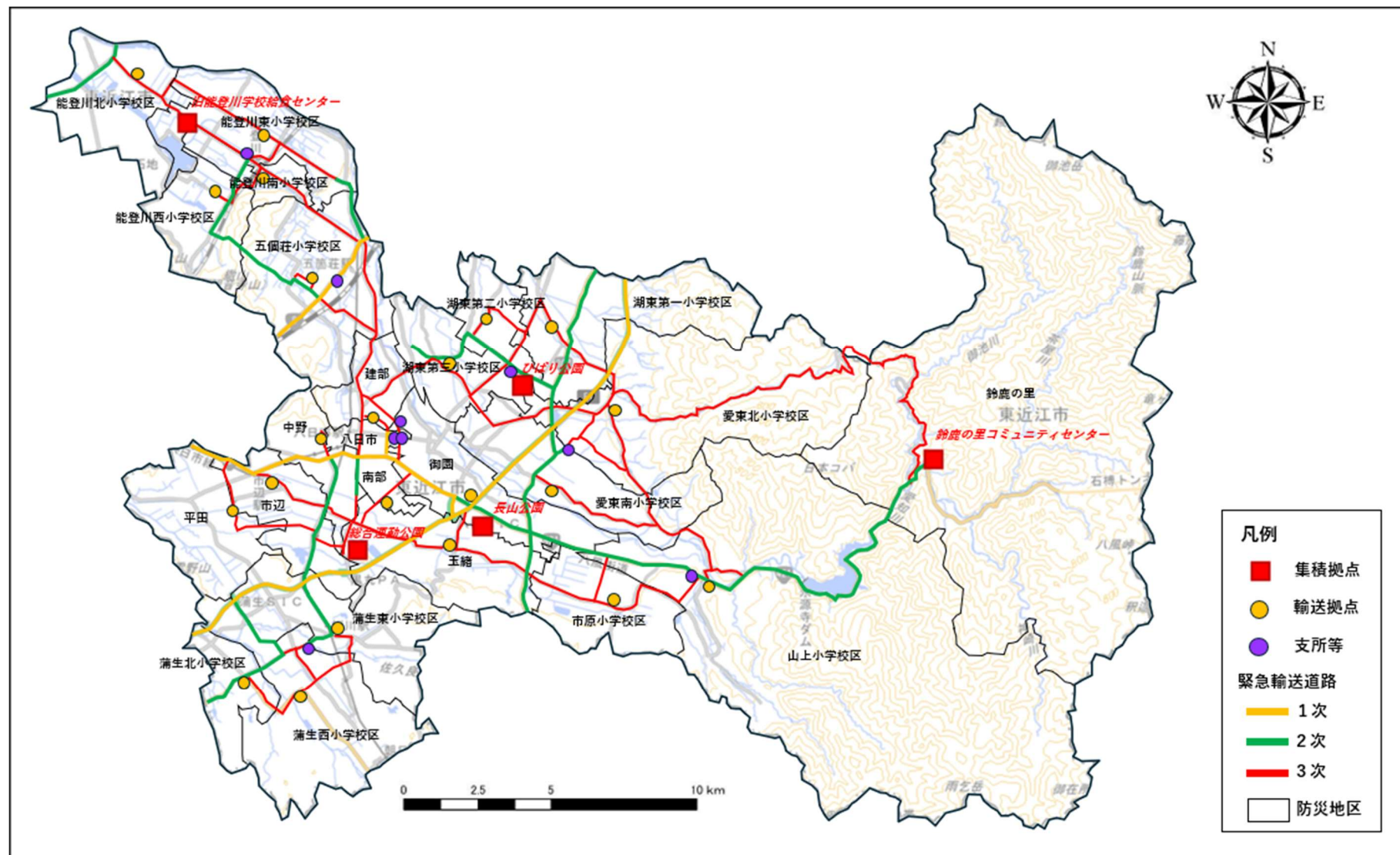
4－7 食料供給拠点等

4－7 食料供給拠点等

(1) 食料供給拠点

名称	位置
能登川学校給食センター	小川町 55 番地
蒲生学校給食センター	市子川原町 881 番地
湖東学校給食センター	平松町 1113 番地

5 輸送・道路
5-1 緊急輸送道路



5 輸送・道路

5-2 緊急時ヘリポート

5-2 緊急時ヘリポート

緊急時ヘリポート(1)

機能/位置付け	名称	住所	整備単位 (防災階層)	備考
臨時ヘリポート	総合運動公園布引陸上競技場	芝原町 1503 番地	市	集積中心拠点
臨時ヘリポート	長山公園	上大森町 370 番地	防災ブロック	集積副拠点 ※八日市地域
臨時ヘリポート	ひばり公園グラウンド	池庄町 610 番地	防災ブロック	集積副拠点 ※湖東地域
臨時ヘリポート	鈴鹿の里 コミュニティセンター	蓼畑町 510 番地	防災地区	孤立集落化対策 集積副拠点 ※永源寺地域
臨時ヘリポート	平田グラウンド	下羽田町 84 番地 1	防災ブロック	八日市地域
臨時ヘリポート	布施公園	布施町 652 番地 1	防災ブロック	八日市地域
臨時ヘリポート	愛知消防署、訓練場	小八木町 16 番地	防災ブロック	八日市地域
臨時ヘリポート	永源寺運動公園グラウンド	上二俣町 44 番地	防災ブロック	永源寺地域
臨時ヘリポート	市原にこにこの森	新出町地先	防災ブロック	永源寺地域
臨時ヘリポート	五個荘中学校グラウンド	五個荘小幡町 227 番地	防災ブロック	五個荘地域
臨時ヘリポート	おくのの運動公園	青山町 70 番地	防災ブロック	愛東地域
臨時ヘリポート	愛東防災センター駐車場	妹町 29 番地	防災ブロック	愛東地域
臨時ヘリポート	すこやかか杜運動公園	小田苅町 1890 番地	防災ブロック	湖東地域
臨時ヘリポート	センコー	平柳町 22 番地 3	防災ブロック	湖東地域
臨時ヘリポート	ふれあい運動公園	栗見新田町 1224 番地	防災ブロック	能登川地域
臨時ヘリポート	能登川グラウンド	山路町 600 番地	防災ブロック	能登川地域
臨時ヘリポート	蒲生運動公園	上南町 50 番地	防災ブロック	蒲生地域
臨時ヘリポート	総合運動公園第3駐車場場	柴原南町地先		
臨時ヘリポート	滋賀県消防学校	神郷 314 番地		

5 輸送・道路

5-2 緊急時ヘリポート

緊急時ヘリポート(2)

機能/位置付け	名称	住所	整備単位 (防災階層)	備考
臨時ヘリポート	八日市西小学校	柏木町 14 番地	防災地区	平田
臨時ヘリポート	船岡中学校	市辺町 2789 番地	防災地区	市辺
臨時ヘリポート	玉緒小学校	大森町 971 番地	防災地区	玉緒
臨時ヘリポート	御園小学校	五智町 239 番地	防災地区	御園
臨時ヘリポート	玉園中学校	妙法寺町 1101 番地	防災地区	御園
臨時ヘリポート	八日市北小学校	建部日吉町 468 番地	防災地区	建部
臨時ヘリポート	布引小学校	今堀町 581 番地 10	防災地区	中野
臨時ヘリポート	箕作小学校	小脇町 377 番地	防災地区	中野
臨時ヘリポート	聖徳中学校	聖徳町 1 番 1 号	防災地区	南部
臨時ヘリポート	八日市南小学校	沖野三丁目 6 番 1 号	防災地区	南部
臨時ヘリポート	市原小学校	高木町 1124 番地	防災地区	市原小学校区
臨時ヘリポート	山上小学校	山上町 200 番地	防災地区	山上小学校区
臨時ヘリポート	永源寺中学校	山上町 4300 番地	防災地区	山上小学校区
臨時ヘリポート	五個荘小学校	五個荘竜田町 567 番地	防災地区	五個荘小学校区
臨時ヘリポート	五個荘中学校	五個荘小幡町 227 番地	防災地区	五個荘小学校区
臨時ヘリポート	愛東南小学校	曾根町 1285 番地	防災地区	愛東南小学校区
臨時ヘリポート	愛東中学校	下中野町 444 番地	防災地区	愛東北小学校区
臨時ヘリポート	愛東北小学校	百済寺本町 1399 番地	防災地区	愛東北小学校区
臨時ヘリポート	湖東第一小学校	下里町 21 番地	防災地区	湖東第一小学校区
臨時ヘリポート	湖東第二小学校	南菩提寺町 430 番地	防災地区	湖東第二小学校区
臨時ヘリポート	湖東中学校	横溝町 202 番地	防災地区	湖東第二小学校区
臨時ヘリポート	湖東第三小学校	小田苅町 340 番地	防災地区	湖東第三小学校区
臨時ヘリポート	能登川東小学校	小川町 30 番地	防災地区	能登川東小学校区
臨時ヘリポート	能登川西小学校	伊庭町 2885 番地	防災地区	能登川西小学校区
臨時ヘリポート	能登川中学校	山路町 2800 番地	防災地区	能登川南小学校区
臨時ヘリポート	能登川南小学校	猪子町 12 番地	防災地区	能登川南小学校区
臨時ヘリポート	能登川北小学校	福堂町 2877 番地 1	防災地区	能登川北小学校区
臨時ヘリポート	蒲生東小学校	桜川東町 455 番地	防災地区	蒲生東小学校区
臨時ヘリポート	蒲生西小学校	鈴町 1 番地	防災地区	蒲生西小学校区
臨時ヘリポート	朝桜中学校	市子川原町 686 番地	防災地区	蒲生西小学校区
臨時ヘリポート	蒲生北小学校	蒲生堂町 1287 番地	防災地区	蒲生北小学校区

6 指定緊急避難場所・指定避難所等
6-1 指定緊急避難場所・指定避難所

6 指定緊急避難場所・指定避難所等

6-1 指定緊急避難場所・指定避難所

地域	防災地区	施設名称	指定緊急避難場所の利用区分		指定避難所の利用区分		所在地	電話番号
			大雨	地震	大雨	地震		
八日市	平 田	平田コミュニティセンター			○	○	下羽田町 84 番地 5	0748-22-1950
		八日市西小学校	○	○	○	○	柏木町 14 番地	0748-22-3345
		平田体育館			○	○	下羽田町 54 番地	0748-23-6683
	市 辺	船岡中学校	○※	○	○※	○	市辺町 2789 番地	0748-22-2496
		市辺コミュニティセンター			○	○	市辺町 2391 番地	0748-22-0203
		びわこ学院大学			○	○	布施町 29 番地	0748-22-3388
		あかね幼稚園			×	○	三津屋町 12 番地	0748-20-3777
	玉 緒	玉緒小学校	○※	○	○※	○	大森町 971 番地	0748-22-2802
		玉緒コミュニティセンター			×	○	大森町 1030 番地	0748-22-6479
		玉緒幼稚園			×	○	大森町 1012 番地 3	0748-22-3531
	御 園	御園コミュニティセンター			○	○	五智町 351 番地 2	0748-22-0503
		八日市寺小規模保育事業所			○	○	寺町 799 番地	0748-22-2744
		わかば幼稚園			○	○	野村町 1934 番地	0748-23-2740
		御園小学校	○	○	○	○	五智町 239 番地	0748-22-0806
		玉園中学校	○	○	○	○	妙法寺町 1101 番地	0748-22-0288
	建 部	建部コミュニティセンター			×	○	建部日吉町 31 番地	0748-22-0303
		建部幼稚園			×	○	建部日吉町 5 番地	0748-22-0944
		ウェルネス八日市			×	○	建部上中町 561 番地	0748-22-8800
		八日市北小学校	○※	○	○※	○	建部日吉町 468 番地	0748-22-0297
	中 野	布引小学校	○	○	○	○	今堀町 581 番地 10	0748-23-5840
		箕作小学校	○	○	○	○	小脇町 377 番地	0748-20-3100
		中野コミュニティセンター			○	○	中野町 781 番地 5	0748-22-0154
		中野むくのき幼稚園			○	○	東中野町 4 番 17 号	0748-20-2130

※浸水状況により上層階を使用する。

6 指定緊急避難場所・指定避難所等
6-1 指定緊急避難場所・指定避難所

地域	防災 地区	施設名称	指定緊急避難場所の 利用区分		指定避難所の利 用区分		所在地	電話番号
			大雨	地震	大雨	地震		
八日市	中 野	保健子育て複合施設ハピネス	○	○	○	○	東中野町 4 番 5 号	0748-23- 5050
	八日市	八日市高等学校			○※	○	八日市上之 町 1 番 25 号	0748-22- 1515
		八日市幼稚園			○※	○	八日市町 5 番 4 号	0748-22- 0276
		八日市コミュニティセンター			×	○	八日市町 9 番 20 号	0748-23- 4120
		東近江大風会館			○	○	八日市東本 町 3 番 5 号	0748-23- 0081
		八日市図書館			○	○	八日市金屋 二丁目 6 番 25 号	0748-24- 1515
	南 部	八日市南高等学校			○	○	春日町 1 番 15 号	0748-22- 1513
		聖徳中学校	○	○	○	○	聖徳町 1 番 1 号	0748-22- 0413
		南部コミュニティセンター			○	○	沖野二丁目 1 番 34 号	0748-23- 1573
		八日市南小学校	○	○	○	○	沖野三丁目 6 番 1 号	0748-22- 0059
		ひまわり幼稚園			○	○	沖野三丁目 7 番 33 号	0748-24- 0809
永源寺	市 原	市原小学校	○	○	○	○	高木町 1124 番地	0748-27- 0140
		ふるさと文化体験学習館			○	○	市原野町 23 番地	0748-27- 0002
		永源寺運動公園体育館			○	○	上二俣町 44 番地	0748-27- 0780
		永源寺もみじ幼稚園			○	○	上二俣町 24 番地 1	0748-27- 0300
	山 上	山上小学校	○	○	○	○	山上町 200 番地	0748-27- 0028
		永源寺中学校	○	○	○	○	山上町 4300 番地	0748-27- 0043
		永源寺コミュニティセンター	○	○	○	○	山上町 1316 番地	0748-27- 1330
		旧甲津畑小学校体育館			×	○	甲津畑町 1200 番地 2	0748-27- 0579
	鈴鹿の里	木地師やまの子の家			○	○	蛭谷町 342 番地 2	0748-29- 0211
		鈴鹿の里コミュニティセンタ ー	○	○	○	○	蓼畑町 510 番地	0748-29- 0001
五個荘	五個荘	さくらんぼ幼稚園			○	○	五個荘金堂 町 1705 番地	0748-48- 3998
		五個荘あじさい幼稚園			×	○	宮荘町 631 番地	0748-48- 3999
		五個荘小学校	○※	○	○※	○	五個荘竜田 町 567 番地	0748-48- 3102
		五個荘中学校	○※	○	○※	○	五個荘小幡 町 227 番地	0748-48- 2451

※浸水状況により上層階を使用する。

6 指定緊急避難場所・指定避難所等
6-1 指定緊急避難場所・指定避難所

地域	防災 地区	施設名称	指定緊急避難場所の 利用区分		指定避難所の利 用区分		所在地	電話番号
			大雨	地震	大雨	地震		
五個荘	五個荘	五個荘コミュニティセンター	○※	○	○※	○	五個荘小幡 町 318 番地	0748-48- 2737
		てんびんの里文化学習センタ ー			○※	○	五個荘竜田 町 583 番地	0748-48- 7100
		ふらざ三方よし			○※	○	五個荘塚本 町 279 番地	0748-48- 6678
		五個荘あさひ幼稚園			×	○	五個荘山本 町 306 番地	0748-48- 3997
		五個荘体育館			×	○	五個荘小幡 町 297 番地	0748-48- 2452
愛東	愛東北	愛東中学校	○※	○	○※	○	下中野町 444 番地	0749-46- 0030
		愛東コミュニティセンター			○	○	下中野町 431 番地	0749-46- 2267
		愛東北小学校	○	○	○	○	百済寺本町 1399 番地	0749-46- 0588
	愛東南	愛東支所	○	○	○	○	妹町 29 番地	0749-46- 0211
		愛東南小学校	○※	○	○※	○	曾根町 1285 番地	0749-46- 0209
		おくのの運動公園体育館			○	○	青山町 70 番 地	0749-46- 0227
		愛東あいあい幼稚園			○	○	妹町 29 番地 4	0749-46- 0260
湖東	湖東第一	湖東第一小学校	○	○	○	○	下里町 21 番 地	0749-45- 1004
		湖東ひばり幼稚園			○	○	平松町 829 番地	0749-45- 0028
	湖東第二	湖東第二小学校	○	○	○	○	南菩提寺町 430 番地	0749-45- 2014
		湖東中学校	○	○	○	○	横溝町 202 番地	0749-45- 0020
	湖東第三	湖東第三小学校	○	○	○	○	小田苅町 340 番地	0749-45- 0010
		ひばり公園 みすまの館			○	○	池庄町 610 番地	0749-45- 3363
		湖東コミュニティセンター	○	○	○	○	池庄町 495 番地	0749-45- 0950
		湖東体育館			○	○	池庄町 488 番地	0749-45- 3363
能登川	能登川東	能登川東小学校	○	○	○	○	小川町 30 番 地	0748-42- 0135
		やわらぎホール	○※	○	○※	○	朧光寺町 254 番地 3	0748-42- 2277
		能登川にじいろ幼稚園			○※	○	乙女浜町 176 番地	0748-45- 0538
		能登川コミュニティセンター	○※	○	○※	○	朧光寺町 262 番地	0748-42- 3200
		学校法人ヴォーリズ学園そらの鳥こども園			×	○	種町 2120 番 地	0748-43- 6100

※浸水状況により上層階を使用する。

6 指定緊急避難場所・指定避難所等
6-1 指定緊急避難場所・指定避難所

地域	防災 地区	施設名称	指定緊急避難場所の 利用区分		指定避難所の利 用区分		所在地	電話番号
			大雨	地震	大雨	地震		
能登川	能登川西	能登川西小学校	○	○	○	○	伊庭町 2885 番地	0748-42- 0139
		ちどり幼稚園			○	○	伊庭町 2933 番地 3	0748-42- 0357
		能登川高等学校			○※	○	伊庭町 13 番 地	0748-42- 1305
	能登川南	能登川あおぞら幼稚園			○※	○	佐野町 379 番地	0748-42- 4378
		能登川中学校	○※	○	○※	○	山路町 2800 番地	0748-42- 0027
		能登川南小学校	○※	○	○※	○	猪子町 12 番 地	0748-42- 0148
		能登川アリーナ			×	○	山路町 2225 番地	0748-42- 5099
	能登川北	能登川北小学校	○※	○	○※	○	福堂町 2877 番地 1	0748-45- 0002
蒲生	蒲生東	蒲生東小学校	○	○	○	○	桜川東町 455 番地	0748-55- 0014
	蒲生西	蒲生西小学校	○※	○	○※	○	鈴町 1 番地	0748-55- 0743
		朝桜中学校	○※	○	○※	○	市子川原町 686 番地	0748-55- 0030
		あかね文化ホール（蒲生コ ミュニティセンター）	○※	○	○※	○	市子川原町 461 番地 1	0748-55- 0207
		長峰幼稚園			○	○	蒲生堂町 335 番地	0748-55- 5335
		蒲生体育館			○	○	市子川原町 679 番地	0748-55- 2920
	蒲生北	蒲生北小学校	○	○	○	○	蒲生堂町 1287 番地	0748-55- 5123

※浸水状況により上層階を使用する。

6 指定緊急避難場所・指定避難所等

6-2 福祉避難所

6-2 福祉避難所

福祉避難所協定法人（施設）

法人名	施設名	住 所	電話番号	協定締結日
社会福祉法人 六心会	特別養護老人ホーム 清水苑	五個荘川並町 268 番 地	0748-48-5000	H25. 12. 25
社会福祉法人 恵泉会	特別養護老人ホーム 菊水園	下里町 789 番地	0749-45-1518	H25. 12. 25
社会福祉法人 八幸会	介護老人福祉施設 こ ぼしの家	市辺町 3477 番地	0748-20-0511	H25. 12. 25
社会福祉法人 布引会	特別養護老人ホーム 玉園ハイム	尻無町 1170 番地 3	0748-23-6886	H25. 12. 25
滋賀県立八日市 養護学校	滋賀県立八日市養護学 校	上平木町 290 番地	0748-23-1774	H25. 12. 25
社会福祉法人 慈照会	特別養護老人ホーム カルナハウス	建部下野町 797 番地	0748-23-3250	H25. 12. 25
社会福祉法人 日野友愛会	特別養護老人ホーム 沖野原	沖野三丁目 10 番 18 号	0748-22-7555	H25. 12. 25
医療法人社団 幸信会	介護老人保健施設 ウ エル青葉	青葉町 1 番 46 号	0748-20-2345	H25. 12. 25
社会福祉法人 真寿会	特別養護老人ホーム 能登川園	新宮町 547 番地	0748-42-7025	H25. 12. 25
社会福祉法人 東近江市社会福 祉協議会	小規模多機能型居宅介 護事業所 かじやの里の新兵衛さ ん	佐野町 35 番地	0748-42-8377	H25. 12. 25
社会福祉法人 くすのき会	東近江重症心身障害者 通園第 2 くすのき	五個荘竜田町 550 番 地	0748-29-3150	H29. 7. 20
社会福祉法人 あゆみ福祉会	ホームぼれぼれ	桜川西町 334 番地 1	0748-43-2662	R2. 4. 1
社会福祉法人 八起会	介護老人福祉施設 も みじ	永源寺高野町 431 番 地 2	0748-27-2031	R3. 10. 14

7 通信・防災行政無線

7-1 防災行政無線等の状況

設備名称一覧	概要
東近江市防災行政無線 (デジタル移動系)	本システムは、統制局から基地局無線送受信装置を介し、東近江市内を移動する車両、職員及び支所との間で音声、データ伝送等による連絡を行う目的で整備したデジタル移動系システム（260MHz 帯）です。 ・基地局無線送受信装置 4箇所（本庁、猪子、長峰、蛭谷） ・統制局（市役所本庁） ・半固定局 6支所（永源寺、五個荘、愛東、湖東、能登川、蒲生） ・車載移動局（市公用車 17 台、消防車両 39 台）、携帯移動局（110 台）
東近江市防災情報告知放送システム（デジタル同報系）	・防災行政無線を介して、配信する音声放送を市内公共施設の非常放送装置をはじめ市内各世帯に設置する戸別受信機及び市内の一部の地域に設置している屋外拡声放送装置から放送するシステムです。 ・J-A-L-E-R-Tで受信した情報は、予め定めたパラメータに従い、自動起動装置により防災情報告知放送システムを介して自動的に伝達できます。
しらせる滋賀情報サービス (しらが)	「しらが」は、滋賀県が提供する情報配信サービスで、あらかじめ登録した方に、以下の種類の情報が無料で携帯及びパソコンに配信されるサービス。【※防災関係以外は削除しています】 1 避難情報 避難勧告・指示などが発令されたときに配信。 2 河川情報 河川水位観測点で一定の基準値を超えたときに配信。 3 雨量情報 雨量観測点で一定の基準値を越えたときに配信。 4 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報が発表または解除されたときに配信。 5 気象警報・注意報情報 気象警報・注意報が発表または解除されたときに配信。 6 地震情報 県内で地震が起きたときに震度情報などを配信。
東近江市 LINE 公式アカウント	東近江市が開設している LINE の公式アカウントで、あらかじめ登録した方に防災情報や行政情報を配信するサービス。
緊急速報メール	緊急速報メールとは、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体が配信する災害・避難情報を、特定エリアの携帯電話に一斉に知らせる携帯電話会社が提供するサービスです。

8 医療・救護・要配慮者施設

8-1 市内医療施設一覧

(1) 内科診療所、病院

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号
滋賀県東近江保健所	八日市緑町 8 番 22 号	0748-22-1253
東近江敬愛病院	八日市東本町 8 番 16 号	0748-22-2222
医療法人社団 宮路医院	西中野町 3 番 16 号	0748-22-0055
医療法人社団広島外科・整形外科医院	八日市東浜町 1 番 27 号	0748-22-1311
医療法人社団明光会 南眼科医院	八日市緑町 1 番 7 号	0748-24-2121
島田医院	八日市金屋二丁目 1 番 7 号	0748-22-0140
医療法人 笠原レディースクリニック	小脇町 2401 番地 6	0748-22-2101
奥田医院	八日市本町 5 番 9 号	0748-22-0219
澤井医院	八日市緑町 4 番 10 号	0748-25-1201
医療法人社団幸信会 青葉メディカル	青葉町 1 番 46 号	0748-22-5000
医療法人社団幸信会 青葉病院	青葉町 1 番 36 号	0748-20-1110
沖野診療所 山田内科	東沖野三丁目 9 番 3 号	0748-22-8863
おざき内科医院	小脇町 2401 番地 8	0748-23-1911
在田医院	下羽田町 51 番地 3	0748-25-5080
緑町診療所	八日市緑町 20 番 12 号	0748-23-6276
医療法人 梶田医院	市原野町 2225 番地	0748-27-0062
古道医院	宮荘町 681 番地 2	0748-48-6233
医療法人社団 小串医院	五個荘山本町 83 番地	0748-48-2053
医療法人医誠会 神崎中央病院	五個荘清水鼻町 95 番地	0748-48-5555
医療法人恒仁会 近江温泉病院	北坂町 966 番地	0749-46-1125
医療法人 竹中医院	小池町 531 番地 2	0749-45-1100
医療法人社団昂会 湖東記念病院	平松町 2 番地 1	0749-45-5000
東近江市永源寺診療所	山上町 1352 番地	0748-27-1160
東近江市あいとう診療所	妹町 29 番地	0749-46-8030
鳥越医院	八日市上之町 4 番 1 号	0748-22-2482
山口医院	垣見町 682 番地	0748-42-0125
おだわら医院	猪子町 430 番地	0748-42-0346
金岡医院	佐野町 282 番地 7	0748-42-7333
東近江市鋳物師診療所	鋳物師町 708 番地	0748-55-0406
東近江市立 能登川病院	猪子町 191 番地	0748-42-1333
つたむね眼科	佐野町 282 番地 5	0748-42-5318
こすぎクリニック	大萩町 46 番地	0749-46-8000
つちだ内科医院	八日市緑町 3 番 6 号	0748-20-0808
むらた皮膚科クリニック	八日市本町 3 番 4 号 森善ビル 2 階	0748-25-5270

8 医療・救護・要配慮者施設
8-1 市内医療施設一覧

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号
医療法人社団 山崎クリニック	山路町 2907 番地	0748-42-1135
えがわ整形外科	八日市緑町 6 番 10 号	0748-24-0303
吉川整形外科クリニック	佐野町 195 番地 1	0748-43-6120
東近江市永源寺東部出張診療所	蓼畑町 510 番地	0505802-2285
いがわ耳鼻咽喉科	佐野町 397 番地 1 東陽オアシス能登川 2 階 F	0748-42-4487
明愛眼科	八日市本町 3 番 4 号	0748-24-9100
大林内科循環器科	佐野町 397 番地 1 東陽オアシス能登川 1 階 B	0748-42-5051
出目医院	東中野町 1 番 12 号	0748-22-2072
医療法人社団 双秀会 小山眼科クリニック	八日市浜野町 487 番 1	0748-25-0065
そのだ耳鼻咽喉科	八日市緑町 3 番 2 号	0748-24-3387
東近江市蒲生医療センター	桜川西町 340 番地	0748-55-1175
水谷整形外科医院	垣見町 1598 番地 1	0748-26-2811
東近江行政組合 東近江休日急患診療所	中小路町 483 番 4	0748-23-5020
松尾医院	鉢光寺町 604 番地	0748-42-6035
医療法人社団こやま整形外科医院	蛇溝町 180 番地	0748-36-3934
東近江市長峰診療所	宮川町 244 番地 921	0748-55-1175
たなか小児科	八日市緑町 5 番 27 号	0748-43-0920
医療法人布引内科クリニック	布引台 1 丁目 980	0748-20-1255
さつき診療所	子松井町 191 番地 4	0748-55-3355
やましたクリニック	東沖野 2 丁目 1 番 33 号	0748-20-1515
あおき皮フ科	伊庭町 236 番地	0748-36-3670
医療法人レイメイククリニック	東沖野 4 丁目 16 番 18 号	0748-20-2220
高畑医院	石塔町 236 番地 1	0748-55-3511
中村医院	妙法寺町 880 番地 1	0748-22-8588
B-C L I N I C	垣見町 800 番地 5 2 階	0748-42-2550
中沢医院	蛇溝町 120 番地	0748-22-0240
おかもとキッズクリニック	林町 616 番地	0748-36-1222
やまぐち内科クリニック	五個荘石塚町 24 番地 7	0748-43-2300
おくのこどもクリニック	沖野 4 丁目 2 番 38-1 号	0748-36-1724
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	五智町 255 番地	0748-22-3030
うらべ在宅クリニック	横溝町 305 番地 1	0749-45-0001
もりた内科・消化器内科クリニック	八日市上之町 9 番 2 号	0748-34-2001

(2) 歯科診療所

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号
住井歯科医院	東沖野三丁目 1 番 25 号	0748-22-1290
にしざわ歯科医院	春日町 2 番 26 号	0748-25-2438
医療法人健歯会 住井第二歯科医院	昭和町 1 番 18 号	0748-22-4567
たつやま歯科医院	林田町 1292 番地	0748-25-0360
いだ はいしゃ	八日市浜野町 503 番地・505 番地 1	0748-22-3636
みなみ歯科	八日市金屋二丁目 6 番 3 号	0748-22-0225
松吉緑町歯科	八日市緑町 1 番 3 号	0748-23-5374
おおにし歯科クリニック	東中野町 10 番 14 号	0748-22-5665
織田歯科医院	山上町 3696 番地	0748-27-0029
やまだ歯科	五個荘川並町 53 番地 5	0748-48-5757
宮澤歯科医院	五個荘小幡町 664 番地	0748-48-5145
市田歯科医院	五個荘石塚町 16 番 1 号	0748-48-6480
医療法人社団 川副歯科医院	妹町 503 番地	0749-46-0461
村山歯科医院	読合堂町 596 番地	0749-45-3123
加藤歯科医院	横溝町 874 番地	0749-45-0115
村上歯科医院	八日市浜野町 4 番 1 号	0748-22-0355
竜歯科医院	市子殿町 1338 番地	0748-55-4100
岡田歯科医院	市子川原町 998 番地	0748-55-2228
桜川歯科医院	桜川西町 129 番地 4	0748-55-4861
はしもと歯科医院	山路町 591 番地 4	0748-42-6171
医療法人社団旭ヶ丘歯科クリニック	神郷町 939 番地 39	0748-42-1117
伊藤歯科医院	能登川町 51 番地 1	0748-42-5858
佐々木歯科医院	佐野町 484 番地 61	0748-42-6874
小川歯科医院	垣見町 719 番地	0748-42-2130
おがわ東歯科	佐野町 403 番地 7	0748-42-8191
井田歯科医院	中小路町 482 番地 6	0748-22-5610
井田歯科診療所	八日市金屋一丁目 3 番 11 号	0748-23-4588
井田歯科本院	八日市町 10 番 21 号	0748-23-0157
のとかわ中央歯科	林町 679 番地	0748-42-2105
村上歯科クリニック	八日市東浜町 2 番 22 号	0748-43-2330
井田歯科東診療所	八日市東本町 9 番 2 号	0748-23-5222
川南歯科医院	川南町 1090 番地	0748-42-0419
東近江だいき歯科・矯正歯科	東沖野 4 丁目 2 番 5 号	0748-20-1182
阿部D歯科医院	種町 1710 番地 4	0748-36-3022
きむら歯科醫院	八日市東浜町 2 番 28 号	0748-22-0234

8 医療・救護・要配慮者施設

8-1 市内医療施設一覧

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号
ひめの歯科クリニック	建部上中町 606 番地	0748-36-2518
医療法人有知会 加藤歯科医院	五個荘竜田町 330 番地	0748-48-2625
藤居歯科医院	林町 9 番地 2	0748-42-0240
医療法人 にとべ歯科クリニック	垣見町 1596 番地	0748-42-9536
つうざき歯科	幸町 1-68	0748-42-1764
クオレ歯科クリニック	佐野町 600 番地 3	0748-42-3386
医療法人大樹会 東近江歯科	中野町 992 番地 1	0748-20-0886
久保デンタルクリニック	林田町 1292 番地	0748-34-1717
Be smile 歯科・矯正歯科	八日市浜野町 2 番地 22	0748-34-1080

出典「近畿厚生局医療機関一覧表（抜粋）」

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

8-2 要配慮者施設一覧

(1) 社会福祉施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の 安全度 マップ	土砂災害 警戒区域 ※2	土砂災害危 険箇所	避難体 制強化 義務化 施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年 確率			
児童発達支援センター(福祉型)	東近江市児童発達支援センターめだかの学校	八日市上之町1番41号			0.5~1.0m 未満				○
児童センター	東近江市児童センター	今崎町21番地1							-
母子・父子福祉センター	東近江市母子・父子福祉センター	今崎町21番地1							-
地域子育て支援拠点事業所	すずかけっこ	下羽田町84-5(平田コメン内)			0.5m未満	0.5m未満			○
地域子育て支援拠点事業所	八日市子育て支援センター	東中野町4番5号				0.5m未満			-
地域子育て支援拠点事業所	エトヴァス・ノイエス	八日市浜野町3-1(アピア4階)			0.5~1.0m 未満	0.5m未満			○
地域子育て支援拠点事業所	ぼれぼれ	八日市上之町1-41			0.5~1.0m 未満	0.5m未満			○
地域子育て支援拠点事業所	やまびこ	山上町829-1							-
地域子育て支援拠点事業所	五個荘子育て支援センター	五個荘山本町306(五個荘あさひ幼稚園内)			1.0~2.0m 未満	0.5m未満			○
地域子育て支援拠点事業所	愛東・永源寺子育て支援センター	妹町29番地4(愛東あいあい幼稚園内)				0.5m未満			-
地域子育て支援拠点事業所	湖東子育て支援センター	平松町829(湖東ひばり幼稚園内)				0.5~1.0m 未満			-
地域子育て支援拠点事業所	童夢の館とむどむ	下里町3番地				0.5m未満			-
地域子育て支援拠点事業所	能登川子育て支援センター	乙女浜町176番地(能登川にじいろ幼稚園内)	1.0~2.0m 未満		1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満			○
地域子育て支援拠点事業所	つくし児童館	佐野町341番地			0.5~1.0m 未満				○
地域子育て支援拠点事業所	蒲生子育て支援センター	市子川原町676(蒲生支所内)				0.5m未満			-
地域子育て支援拠点事業所	えがお	蒲生堂町328番地252							-
(認可)保育所	八日市めぐみ保育園	八日市町3番23号			0.5~1.0m 未満	0.5m未満			○
(認可)保育所	むつみ保育園	八日市野々宮町3番10号				0.5m未満			-
(認可)保育所	かすが保育園	妹町1035番地1			2.0~3.0m 未満	0.5~1.0m 未満			○
小規模保育事業所A型	東近江市立八日市寺小規模保育事業所	寺町799番地			0.5m未満				○
小規模保育事業所A型	八日市ひよっこ保育園	八日市上之町2番7号			0.5m未満				○
小規模保育事業所A型	小規模保育所ほっぺ	八日市清水二丁目1番39号						危険箇所	-
小規模保育事業所A型	能登川ひよっこ保育園	佐野町397番地1			1.0~2.0m 未満				○
小規模保育事業所B型	ほんわかホーム	八日市金屋三丁目2番6号			0.5m未満	0.5m未満			○
小規模保育事業所B型	マミーズチルドレン	ひばり丘町767番2号				0.5m未満			-
幼保連携型認定こども園	ゆいの杜こども園	市辺町3826番地			0.5m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園	東近江市立あかね幼稚園	三津屋町12番地			0.5m未満	0.5~1.0m 未満			○
幼保連携型認定こども園	びわこ学院大学附属こども園あつる	布引台一丁目138番1号							-
幼保連携型認定こども園	東近江市立わかば幼稚園	野村町1934番地			0.5m未満				○
幼保連携型認定こども園	東近江市立中野むのき幼稚園	東中野町4番17号				0.5m未満			-
幼保連携型認定こども園	延命こども園	八日市清水二丁目1番39号						危険箇所	-
幼保連携型認定こども園	東近江市立ひまわり幼稚園	沖野三丁目7番33号				0.5m未満			-
幼保連携型認定こども園	東近江市立永源寺もみじ幼稚園	上二俣町24番地1							-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年確率			
幼保連携型認定こども園	東近江市立五個荘あさひ幼稚園	五個荘山本町306番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園	東近江市立さくらんぼ幼稚園	五個荘金堂町1705番地			0.5m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園	東近江市立五個荘あじさい幼稚園	宮荘町631番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園	東近江市立湖東ひばり幼稚園	平松町829番地				0.5m未満			-
幼保連携型認定こども園	東近江市立ちどり幼稚園	伊庭町2933番地3			0.5m未満				○
幼保連携型認定こども園	八宮こども園	小川町3210番地1	0.5m未満		1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
幼保連携型認定こども園	東近江市立能登川にじいろ幼稚園	乙女浜町176番地	1.0～2.0m未満		1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
幼保連携型認定こども園	東近江市立能登川あおぞら幼稚園	佐野町379番地			1.0～2.0m未満				○
幼保連携型認定こども園	そらの鳥こども園	種町2120番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園	東近江市立蒲生幼稚園	市子川原町891番地1		0.5m未満		0.5～1.0m未満			○
幼保連携型認定こども園	ふたばこども園	市子松井町278番地		0.5～1.0m未満		0.5m未満			○
事業所内保育事業所	神崎中央病院くすのき保育園	五個荘清水鼻町126番地1			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
認可外保育施設	独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センターばら園	五智町255番地							-
認可外保育施設	京滋ヤクルト販売(株)八日市センター託児室	小脇町891番地							-
認可外保育施設	ぼてと園	八日市金屋二丁目2番5号			0.5m未満	0.5m未満			○
認可外保育施設	敬愛保育園	八日市東本町3番24号				0.5m未満			-
認可外保育施設	ラチーノ保育園	甲津畑町1200番地2					特別警戒区域	危険箇所	○
認可外保育施設	真愛保育園	北坂町990番地15							-
認可外保育施設	湖東記念病院託児所	僧坊町332番地2				0.5m未満			-
認可外保育施設	能登川病院保育所	猪子町124番地			0.5m未満	0.5m未満			○
認可外保育施設	なないろ保育ルーム	佐生町153番地1F			1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
認可外保育施設	GRiP'S能登川保育園	林町250番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
小規模住居型児童養育事業所	陽気ぐらしの家	五個荘新堂町225番地1			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
小規模住居型児童養育事業所	やまゆり	梅林町170番地							-
放課後児童健全育成事業実施施設	八日市西こどもの家	柏木町14番地			0.5m未満				○
放課後児童健全育成事業実施施設	玉緒こどもの家	大森町971番地			0.5～1.0m未満	0.5～1.0m未満			○
放課後児童健全育成事業実施施設	御園こどもの家	五智町228番地1							-
放課後児童健全育成事業実施施設	八日市北こどもの家	建部南町95番地2			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
放課後児童健全育成事業実施施設	布引こどもの家	今堀町599番地8							-
放課後児童健全育成事業実施施設	箕作こどもの家	小脇町464番地							-
放課後児童健全育成事業実施施設	八日市南こどもの家	沖野三丁目2番17号							-
放課後児童健全育成事業実施施設	市原こどもの家	市原野町23番地							-
放課後児童健全育成事業実施施設	山上こどもの家	山上町227番地1						危険箇所	-
放課後児童健全育成事業実施施設	五個荘こどもの家	五個荘竜田町548番地			0.5m未満				○
放課後児童健全育成事業実施施設	愛東北こどもの家	百済寺本町1521番地							-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の 安全度 マップ	土砂災害 警戒区域 ※2	土砂災害危 険箇所	避難体 制強化 義務化 施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年 確率			
放課後児童健全育成事業実施施設	愛東南こどもの家	曾根町1285番地			1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満			○
放課後児童健全育成事業実施施設	湖東第一こどもの家	下里町35番地				0.5m未満			-
放課後児童健全育成事業実施施設	湖東第二こどもの家	南菩提寺町468番地				0.5m未満			-
放課後児童健全育成事業実施施設	湖東第三こどもの家	小田苅町253番地							-
放課後児童健全育成事業実施施設	能登川西こどもの家	伊庭町2856番地							-
放課後児童健全育成事業実施施設	能登川東こどもの家	小川町258番地			0.5m未満				○
放課後児童健全育成事業実施施設	能登川南児童クラブおおぞら	垣見町751番地1			1.0～2.0m 未満				○
放課後児童健全育成事業実施施設	能登川南こどもの家	佐野町757番地7			0.5m未満	0.5m未満			○
放課後児童健全育成事業実施施設	能登川北こどもの家	福室町1195番地3	1.0～2.0m 未満		1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満			○
放課後児童健全育成事業実施施設	蒲生西こどもの家	蒲生大森町228番地1		2.0～3.0m 未満		0.5m未満			○
放課後児童健全育成事業実施施設	蒲生北こどもの家	蒲生堂町1287番地							-
放課後児童健全育成事業実施施設	蒲生東こどもの家	桜川東町455番地							-
障害者支援施設	障害者支援施設あかね寮	小脇町2089番地				0.5m未満			-
障害者支援施設	止揚学園	佐野町885番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満	警戒区域	危険箇所	○
地域活動支援センター	支援センター太陽	八日市本町3番14号			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
生活介護事業所	スマイル	平田町715番地							-
生活介護事業所	ハ身ワークショッ プ	林田町1895番地			0.5～1.0m 未満				○
生活介護事業所	マイルド五個荘	五個荘山本町348番地2			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
生活介護事業所	東近江重症心身障害者通園第2くす のき	五個荘竜田町550番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
生活介護事業所	ワークスペース喜福	五個荘小幡町322番地5			1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満			○
生活介護事業所	フルミナ	市ヶ原町43番地3						危険箇所	-
生活介護事業所	きりり庵	上中野町397番地							-
生活介護事業所	どんぐり作業所	北花沢町1248番地							-
生活介護事業所	ブリズム・テラス	伊庭町11番地			0.5m未満		警戒区域	危険箇所	○
生活介護事業所	能登川作業所	山路町614番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
生活介護事業所	いこい作業所	市子殿町367番地1							-
生活介護事業所	東近江重症心身障害者通園くす のき	蒲生寺町1186番地							-
生活介護事業所	さくら工房サテライト	桜川西町79番地3				0.5m未満			-
短期入所事業所	障害者支援施設あかね	小脇町2089番地				0.5m未満			-
短期入所事業所	短期入所 東近江沖野	沖野二丁目1番8号							-
短期入所事業所	短期入所事業所くすのき	五個荘竜田町550番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
短期入所事業所	野の花	上中野町86番地							-
短期入所事業所	ケアホーム 平松の家	平松町1023番地							-
短期入所事業所	短期入所 さくらがわ	桜川西町334番地2				0.5～1.0m 未満			-
共同生活援助事業所	ホーム雪野山	下羽田町78番地1				0.5m未満			-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の 安全度 マップ	土砂災害 警戒区域 ※2	土砂災害危 険箇所	避難体 制強化 義務化 施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年 確率			
共同生活援助事業所	ホームばすてる	建部塚町291番地			0.5～1.0m 未満				○
共同生活援助事業所	障害者グループホーム蓮華草	東中野町87番1							-
共同生活援助事業所	ホームつばさ	小脇町1433番地1							-
共同生活援助事業所	ホームふきのとう	八日市清水二丁目1番50号					警戒区域	危険箇所	○
共同生活援助事業所	あゆみホーム	八日市清水二丁目1番51号						危険箇所	-
共同生活援助事業所	グループホーム はっこう	八日市東本町5番7号			0.5m未満				○
共同生活援助事業所	グループホーム はっこうV号館	八日市東本町5番7号			0.5m未満				○
共同生活援助事業所	ホームクローバー	聖徳町1番17号 フレグランス聖徳							-
共同生活援助事業所	グループホームココカラ	ひばり丘町2番31号				0.5m未満			-
共同生活援助事業所	Dear House	春日町2番30号 春日ハイツまつい 201、202号				0.5m未満			-
共同生活援助事業所	ホームおきの	沖野二丁目14番31号							-
共同生活援助事業所	ソーシャルインクルーホーム東近江 沖野	沖野二丁目1番8号							-
共同生活援助事業所	グループホーム清和の家	一式町350番地							-
共同生活援助事業所	たけのこホーム	箕川町140番地					警戒区域	危険箇所	○
共同生活援助事業所	たけのこホームもみじ寮	箕川町140番地					警戒区域	危険箇所	○
共同生活援助事業所	たけのこホームかえて寮	箕川町107番地							-
共同生活援助事業所	たけのこホーム女子寮	箕川町145番地					特別警戒区域	危険箇所	○
共同生活援助事業所	グループホーム五個荘	五個荘北町屋町104番地3			0.5m未満	0.5m未満			○
共同生活援助事業所	ホームきたまちや	五個荘北町屋町174番地			0.5m未満	0.5m未満			○
共同生活援助事業所	ケアホーム五個荘	五個荘北町屋町104番地3			0.5m未満	0.5m未満			○
共同生活援助事業所	グループホームじゅう楽	五個荘金堂町940番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
共同生活援助事業所	そのの家	園町963番地							-
共同生活援助事業所	なんじゃもんじゃの木	大覚寺町601番地					警戒区域	危険箇所	○
共同生活援助事業所	野の花	上中野町86番地							-
共同生活援助事業所	陽気寮	上中野町53番地							-
共同生活援助事業所	自然寮(かたつむりの家、つくしの 家)	百済寺甲町253番地							-
共同生活援助事業所	愛育苑	上山町883番地1					警戒区域	危険箇所	○
共同生活援助事業所	愛湖	百済寺本町90番地1							-
共同生活援助事業所	グループホーム 青山	青山380番地2							
共同生活援助事業所	グループホーム平松の家	平松町1023番地							-
共同生活援助事業所	どんぐりホーム	北花沢町1247番地							-
共同生活援助事業所	止揚の家	垣見町129番地			4.0～5.0m 未満	2.0～3.0m 未満			○
共同生活援助事業所	パレハウス	佐生町21番地1			1.0～2.0m 未満				○
共同生活援助事業所	ホームたいこうじ	勢光寺町59番地			1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満			○
共同生活援助事業所	ホームわっか	市子殿町367番3		0.5m未満					○

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年確率			
共同生活援助事業所	ホームさくら	桜川西町353番地1				0.5~1.0m未満			-
共同生活援助事業所	ホームぼれぼれ	桜川西町334番地1				0.5m未満			-
共同生活援助事業所	ホーム 桜川	桜川西町334番地2				0.5~1.0m未満			-
自立訓練(生活訓練)事業所	ゆうぜん	五個荘北町屋町84番地20			0.5m未満	0.5m未満			○
自立訓練(生活訓練)事業所	ブリズム・カレッジ	垣見町754番地			1.0~2.0m未満				○
自立訓練(生活訓練)事業所	びわ湖ワークス	勢光寺町250番地			2.0~3.0m未満	0.5~1.0m未満			○
宿泊型自立訓練事業所	びわ湖ワークスドリームハイツ	勢光寺町250番地			2.0~3.0m未満	0.5~1.0m未満			○
就労移行支援事業所	八身共同印刷	林田町1895番地			0.5~1.0m未満				○
就労移行支援事業所	虹彩工房	八日市本町13番6号			0.5m未満				○
就労移行支援事業所	地域総合生活支援センターはんどくさん	八日市本町6番16号			0.5m未満	0.5m未満			○
就労移行支援事業所	びわ湖ワークス	勢光寺町250番地			2.0~3.0m未満	0.5~1.0m未満			○
就労定着支援事業所	地域総合生活支援センターはんどくさん	八日市本町6番16号			0.5m未満	0.5m未満			○
就労継続支援(A型)事業所	湯屋の里	湯屋町1320番地4				0.5m未満			-
就労継続支援(A型)事業所	クレマチス	垣見町999番地1			2.0~3.0m未満	1.0~2.0m未満			○
就労継続支援(A型)事業所	ウェル・エナジー能登川事業所	佐野町188番地2			0.5m未満				○
就労継続支援(A型)事業所	ウェルメント東近江	能登川町41番地3			0.5m未満				○
就労継続支援(B型)事業所	あゆみ作業所	平田町717番地1							-
就労継続支援(B型)事業所	工房しゅしゅ	上羽田町786番地1							-
就労継続支援(B型)事業所	葉菜屋	池田町642番地			0.5~1.0m未満	0.5m未満			○
就労継続支援(B型)事業所	八身共同印刷	林田町1895番地			0.5~1.0m未満				○
就労継続支援(B型)事業所	八身ワークショップ	林田町1895番地			0.5~1.0m未満				○
就労継続支援(B型)事業所	就労継続支援ヤルゼ	中小路町682番地1							-
就労継続支援(B型)事業所	風日和	建部日吉町644番地1			0.5~1.0m未満	0.5m未満			○
就労継続支援(B型)事業所	B型支援事業所はっこう	八日市上之町3番5号			0.5~1.0m未満				○
就労継続支援(B型)事業所	永源寺KOKORO新出	新出町315番地						危険箇所	-
就労継続支援(B型)事業所	たけのご福祉作業所	和南町944番地							-
就労継続支援(B型)事業所	天空	山上町446番地							-
就労継続支援(B型)事業所	楽友ふぁ〜む	山上町3267番地							-
就労継続支援(B型)事業所	工房和楽	上山町883番地1					警戒区域	危険箇所	○
就労継続支援(B型)事業所	大楽	百済寺本町1543番地1							-
就労継続支援(B型)事業所	特定非営利活動法人あいとう和楽	妹町29番地				0.5m未満			-
就労継続支援(B型)事業所	湯屋の里	湯屋町1320番地4				0.5m未満			-
就労継続支援(B型)事業所	どんぐり作業所	北花沢町1248番地							-
就労継続支援(B型)事業所	ブリズム・ワークセンター	垣見町754番地			1.0~2.0m未満				○
就労継続支援(B型)事業所	ワークスペース喜福	佐野町628番地11			1.0~2.0m未満	0.5m未満			○

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の 安全度 マップ	土砂災害 警戒区域 ※2	土砂災害危 険箇所	避難体 制強化 義務化 施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年 確率			
就労継続支援(B型)事業所	びわ湖ワークス	鉢光寺町250番地			2.0～3.0m 未満	0.5～1.0m 未満			○
就労継続支援(B型)事業所	ヒュッゲファーム	能登川町333番地4			0.5m未満				○
就労継続支援(B型)事業所	能登川作業所	山路町614番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
就労継続支援(B型)事業所	いこい作業所	市子殿町367番地1							-
就労継続支援(B型)事業所	みどりの風	鈴町1522番地				1.0～2.0m 未満			-
児童発達支援事業所	発達支援ルームPO・TE・TOとく み	八日市金屋二丁目4番1号				0.5～1.0m 未満			-
児童発達支援事業所	発達支援ルームPoTeToふたぐみ	昭和町2-13				0.5m未満			
児童発達支援事業所	ADO カメレオン	梅林町219番地							-
放課後等デイサービス事業所	アプリ児童デイサービス妙法寺	妙法寺町883番地4				0.5m未満			-
放課後等デイサービス事業所	TINO あおば教室	東中野町4番18号							-
放課後等デイサービス事業所	発達支援ルームPO・TE・TOとく み	八日市金屋二丁目4番1号				0.5～1.0m 未満			-
放課後等デイサービス事業所	発達支援ルームPoTeToふたぐみ	昭和町2-13				0.5m未満			
放課後等デイサービス事業所	サンライズ	小脇町2089番地				0.5m未満			-
放課後等デイサービス事業所	アプリ児童デイサービス東近江	八日市緑町14番13号			0.5m未満				○
放課後等デイサービス事業所	TINO 八日市教室	沖野一丁目5-38							-
放課後等デイサービス事業所	TINO 八日市第二教室	沖野一丁目5-36				0.5m未満			
放課後等デイサービス事業所	まつぼっくり 東近江	宮荘町836			0.5m未満	0.5m未満			
放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービスソレイユ	五個荘竜田町550番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
放課後等デイサービス事業所	きりり庵	上中野町397番地							-
放課後等デイサービス事業所	ADO カメレオン	梅林町219							
放課後等デイサービス事業所	サンライズ能登川	垣見町757番地3			1.0～2.0m 未満				○
放課後等デイサービス事業所	アプリ児童デイサービス能登川	福堂町3281番地							-
放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービスじいなす	山路町614番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービススキッズ☆sta tion東近江	八日市金屋三丁目1番7号				0.5m未満			-
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立あかね幼稚園	三津屋町12番地			0.5m未満	0.5～1.0m 未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立わかば幼稚園	野村町1934番地			0.5m未満				○
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立中野むくのき幼稚園	東中野町4-17				0.5m未満			-
一時預かり事業の用に供する施設	八日市ひよっこ保育園	八日市上之町2-7			0.5m未満				-
一時預かり事業の用に供する施設	ほんわかホーム	八日市金屋三丁目2番6			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	マミーズチルドレン	ひばり丘町767番地2				0.5m未満			-
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立ひまわり幼稚園	沖野三丁目7番33				0.5m未満			-
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立永源寺もみじ幼稚園	上二俣町24-1							-
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立五個荘あさひ幼稚園	五個荘山本町306番地			1.0～2.0m 未満	0.5m未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立さくらんぼ幼稚園	五個荘金堂町1705番地			0.5m未満	0.5m未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立五個荘あじさい幼稚園	宮荘町631番地			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年確率			
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立湖東ひばり幼児園	平松町829番地				0.5m未満			-
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立ちどろ幼児園	伊庭町2933番地3			0.5m未満				○
一時預かり事業の用に供する施設	八宮こども園	小川町3210番地1	0.5m未満		1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立能登川にじろ幼児園	乙女浜町176番地	1.0～2.0m未満		1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	なないろ保育ルーム	佐生町153番地1F			1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	能登川ひよっこ保育園	佐野町397番地1			1.0～2.0m未満				○
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立能登川あおぞら幼児園	佐野町379番地			1.0～2.0m未満				○
一時預かり事業の用に供する施設	GRiP'S能登川保育園	林町250			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
一時預かり事業の用に供する施設	東近江市立蒲生幼児園	市子川原町891番地1		0.5m未満		0.5～1.0m未満			○
養護老人ホーム（一般）	養護老人ホームきぬがさ	五個荘川並町322番地			0.5m未満	0.5～1.0m未満	警戒区域	危険箇所	○
軽費老人ホーム（ケアハウス）	ケアハウスカルナ	建部下野町797番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
老人福祉センター（A型）	東近江市老人福祉センター	今崎町21番地1							-
有料老人ホーム	まごころ湖東	湯屋町1181番地1、1182番地1の一部							-
サ高住（有料老人ホーム）	ハートフルコート東近江	聖徳町1番地21							-
サ高住（有料老人ホーム）	サービス付高齢者向け住宅ナーシングホームまごころ	東沖野二丁目4番3号							-
サ高住（有料老人ホーム）	五個荘 桜Ⅰ番館	五個荘金堂町573-1			0.5～1.0m未満	0.5m未満			
サ高住（有料老人ホーム）	グリーンハウス五個荘	五個荘竜田町353番地3			1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満			○
サ高住（有料老人ホーム）	五個荘 桜Ⅱ番館	五個荘竜田町357番地			0.5～1.0m未満	0.5～1.0m未満			○
サ高住（有料老人ホーム）	サービス付き高齢者向け住宅もくれの小径	湯屋町1320番地1							-
サ高住（有料老人ホーム）	まごころ湖東	湯屋町1181番地1				0.5m未満			-
サ高住（有料老人ホーム）	グリーンハウス八日市	池庄町2031番地3							-
サ高住（有料老人ホーム）	雅Ⅰ号館	池庄町1554番地							-
サ高住（有料老人ホーム）	シニアレジデンス ピュアライフ桜川	桜川西町891番地				1.0～2.0m未満			-
サ高住（有料老人ホーム）	サービス付き高齢者向け住宅 ラ・ナチュール あい	桜川東町431-3				0.5～1.0m未満			
通所介護事業所	社会福祉法人八幸会こぼしデイサービスセンター	市辺町3477番地				0.5m未満			-
通所介護事業所	デイサービスセンターなごみ	妙法寺町802番地				0.5m未満			-
通所介護事業所	通所介護サンフラワー建部	建部日吉町376番地			0.5m未満				○
通所介護事業所	通所介護サンフラワー建部Ⅱ号館	建部日吉町348-7			0.5m未満				
通所介護事業所	医療法人社団幸信会青葉メディカルタ暮れデイセンター	青葉町1番地46							-
通所介護事業所	沖野原デイサービス	沖野三丁目10番18号				0.5m未満			-
通所介護事業所	ツクイ東近江おきの	東沖野二丁目2番34号				0.5m未満			-
通所介護事業所	もみじデイサービスセンター	永源寺高野町431番地2							-
通所介護事業所	デイサービスセンターゆうあいの家	永源寺高野町437番地							-
通所介護事業所	清水苑デイサービスセンター	五個荘川並町268番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
通所介護事業所	デイサービススイッチオン五個荘	五個荘五位田町592番地			0.5m未満				○

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年確率			
通所介護事業所	デイサービスセンターはればれ	五箇荘五位田町517番地2			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
通所介護事業所	近江デイサービスセンター	北坂町966番地							-
通所介護事業所	菊水園デイサービスセンター	下里町789番地				0.5m未満			-
通所介護事業所	愛近江ゆとりぎデイサービス	勝堂町1702番地							-
通所介護事業所	デイサービス結里庵	小田苺町1834番地2			1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満			○
通所介護事業所	デイサービススイッチオン能登川	猪子町108番地1			1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満			○
通所介護事業所	いずみ介護サービスおがわデイサービス	小川町3317番			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
通所介護事業所	能登川園デイサービスセンター	新宮町547番地	0.5～1.0m未満		0.5m未満				○
通所介護事業所	デイサービスいよもん	石塔町676番地							-
通所介護事業所	デイサービスセンターあい	市子殿町1308番地		0.5～1.0m未満		1.0～2.0m未満			○
通所介護事業所	デイサービスセンターあさひの	鑄物師町708番地1		0.5m未満		0.5m未満			○
通所介護事業所	リハビリデイサービスセンター桜川店	桜川西町130番地				0.5～1.0m未満			
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスひいらぎの里	上平木町1150番地			0.5m未満	0.5m未満			○
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	でいサービスセンター年輪	市辺町3834番地				0.5m未満			-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	和久わくライフデイサービスセンター	蛇溝町1114番地1				0.5m未満			-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスおひさま	中小路町549番地4							-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスセンターてんまや	建部日吉町312番地			0.5～1.0m未満				○
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスセンター・アンサンプル	小竈町1286番地5					警戒区域	危険箇所	○
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	公益社団法人滋賀県看護協会療養通所介護事業所	八日市上之町1番39号			0.5～1.0m未満				○
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスリハセンターかけはし	沖野五丁目10番8号							-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	ほっとタイム	東沖野二丁目5番5号							-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	i-martヘルス&ワーク倶楽部	市ヶ原町109番地						危険箇所	-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスセンター加楽	下中野町637番地							-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	結の家デイサービスセンターとの	愛東外町700番地1						危険箇所	-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	結の家デイサービスセンターおぐら	小倉町1975番地2			0.5m未満				○
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスセンターじゅぴあ	妹町29番地				0.5m未満			-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	もくれんの小怪デイサービスセンター	湯屋町1320番地1							-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスセンター陽だまり倶楽部	北花沢町1812番地							-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	地域福祉館雅	池庄町1554番地2							-
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスセンター水車	垣見町725番地			2.0～3.0m未満	0.5m未満			○
地域密着型通所介護事業所(療養介護含む)	デイサービスセンター楓	宮川町244番地444							-
通所リハビリテーション事業所	在田医院	下羽田町51番地3							-
通所リハビリテーション事業所	中沢医院	蛇溝町120番地			0.5m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	はくあい歯科	妙法寺町869番地4				0.5m未満			-
通所リハビリテーション事業所	おおにし歯科クリニック	東中野町10番14号				0.5～1.0m未満			-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の 安全度 マップ	土砂災害 警戒区域 ※2	土砂災害危 険箇所	避難体 制強化 義務化 施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年 確率			
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団宮路医院	西中野町3番地16							-
通所リハビリテーション事業所	医療法人健歯会住井第二歯科医院	昭和町1番地18							-
通所リハビリテーション事業所	おぞき内科医院	小脇町2401番地8				0.5m未満			-
通所リハビリテーション事業所	いだはいしゃ	八日市浜野町503番地・505番地1			0.5m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	村上歯科医院	八日市浜野町4番1号			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	木村歯科医院	八日市東浜町2番地28			0.5m未満				○
通所リハビリテーション事業所	村上歯科診療所	八日市東浜町2番27号			0.5m未満				○
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団広島外科・整形外科 医院	八日市東浜町1番27号			0.5～1.0m 未満				○
通所リハビリテーション事業所	きむら歯科醫院	八日市東浜町2番28号			0.5m未満				○
通所リハビリテーション事業所	明愛眼科	八日市本町3番4号			0.5m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	むらた皮ふ科クリニック	八日市本町3番4号			0.5m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	有田歯科医院	八日市町8番20号			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	鳥越医院	八日市上之町4番1号			0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	デイケアセンターけいあい	八日市東本町8番16号				0.5m未満			-
通所リハビリテーション事業所	井田歯科東診療所	八日市東本町9番2号							-
通所リハビリテーション事業所	緑町診療所	八日市緑町20番12号			0.5m未満				○
通所リハビリテーション事業所	えがわ整形外科	八日市緑町6番10号			1.0～2.0m 未満				○
通所リハビリテーション事業所	つちだ内科医院	八日市緑町3番6号			0.5～1.0m 未満				○
通所リハビリテーション事業所	松吉緑町歯科	八日市緑町1番3号			1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満			○
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団幸信会青葉病院	青葉町1番36号							-
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団幸信会ウェル青葉通 所リハビリセンター	青葉町1番46号							-
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団幸信会青葉メディ カル通所リハビリセンター	青葉町1番46号							-
通所リハビリテーション事業所	にしざわ歯科医院	春日町2番26号				0.5m未満			-
通所リハビリテーション事業所	やましたクリニック	東沖野二丁目1番33号							-
通所リハビリテーション事業所	沖野診療所山田内科	東沖野三丁目9番3号							-
通所リハビリテーション事業所	住井歯科医院	東沖野三丁目1番25号							-
通所リハビリテーション事業所	レイメイクリニック	東沖野四丁目16番18号							-
通所リハビリテーション事業所	医療法人樹田医院	市原野町2225番地				0.5m未満			-
通所リハビリテーション事業所	東近江市永源寺診療所	山上町1352番地							-
通所リハビリテーション事業所	まつざわ医院	山上町3626番地							-
通所リハビリテーション事業所	織田歯科医院	山上町3696番地							-
通所リハビリテーション事業所	東近江市永源寺東部出張診療所	蓼畑町510番地						危険箇所	-
通所リハビリテーション事業所	介護老人保健施設ここの郷	五個荘山本町466番地							-
通所リハビリテーション事業所	小串医院	五個荘山本町83番地			1.0～2.0m 未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	市田歯科医院	五個荘石塚町16番地1			0.5m未満				○

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年確率			
通所リハビリテーション事業所	神崎中央病院	五箇荘清水鼻町95番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	古道医院	宮荘町681番地2			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	近江温泉病院	北坂町966番地							-
通所リハビリテーション事業所	近江デイリハセンター	北坂町966番地							-
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団川副歯科医院	妹町503番地							-
通所リハビリテーション事業所	東近江市あいとう診療所	妹町29番地							-
通所リハビリテーション事業所	こすぎクリニック	大萩町46番地							-
通所リハビリテーション事業所	村山歯科医院	読合堂町596番地				0.5m未満			-
通所リハビリテーション事業所	加藤歯科医院	横溝町874番地							-
通所リハビリテーション事業所	医療法人竹中医院	小池町531番地2				1.0～2.0m未満			-
通所リハビリテーション事業所	東近江市立能登川病院	猪子町191番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満	警戒区域	危険箇所	○
通所リハビリテーション事業所	小川歯科医院	垣見町719番地			2.0～3.0m未満	0.5～1.0m未満			○
通所リハビリテーション事業所	山口医院	垣見町682番地			3.0～4.0m未満	1.0～2.0m未満			○
通所リハビリテーション事業所	ニコニコリハビリステーション	垣見町1598番地1			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	川南歯科医院	川南町1090番地			1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
通所リハビリテーション事業所	吉川整形外科クリニック	佐野町195番地1			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団常伯会寺井産婦人科	佐野町670番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	金岡医院	佐野町282番地7			0.5～1.0m未満				○
通所リハビリテーション事業所	いがわ耳鼻咽喉科	佐野町397番地1			1.0～2.0m未満				○
通所リハビリテーション事業所	大林内科循環器科	佐野町397番地1			1.0～2.0m未満				○
通所リハビリテーション事業所	おがわ東歯科	佐野町403番地7			1.0～2.0m未満				○
通所リハビリテーション事業所	佐々木歯科医院	佐野町484番地61			1.0～2.0m未満				○
通所リハビリテーション事業所	リハビリセンターあゆみ	新宮町558番地	0.5～1.0m未満		0.5m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団旭ヶ丘歯科クリニック	神郷町939番地39			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	松尾医院	跡光寺町604番地			1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満			○
通所リハビリテーション事業所	伊藤歯科医院	能登川町51番地1			0.5m未満				○
通所リハビリテーション事業所	藤居歯科医院	林町9番地2			1.0～2.0m未満				○
通所リハビリテーション事業所	のとがわ中央歯科	林町679番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	医療法人社団山崎クリニック	山路町2907番地			0.5～1.0m未満				○
通所リハビリテーション事業所	東近江市立鑄物師診療所	鑄物師町708番地		0.5m未満		0.5m未満			○
通所リハビリテーション事業所	東近江市蒲生医療センター	桜川西町340番地				0.5～1.0m未満			-
通所リハビリテーション事業所	社会福祉法人雪野会介護老人保健施設ケアセンター蒲生野	桜川西町340番地							-
短期入所生活介護事業所	ショートステイこぼしの家	市辺町3477番地				0.5m未満			-
短期入所生活介護事業所	ショートステイセンター玉園ハイム	尻無町1170番地3							-
短期入所生活介護事業所	ショートステイカルナハウス	建部下野町797番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年確率			
短期入所生活介護事業所	沖野原ショートステイ	沖野三丁目10番18号				0.5m未満			-
短期入所生活介護事業所	介護老人福祉施設もみじ	永源寺高野町431番地2							-
短期入所生活介護事業所	きいとショートステイ	五個荘山本町466番地							-
短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム清水苑	五個荘川並町268番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
短期入所生活介護事業所	菊水園ショートステイセンター	下里町789番地				0.5m未満			-
短期入所生活介護事業所	小規模特別養護老人ホームのとなり短期入所生活介護	新宮町316番1	0.5～1.0m未満		1.0～2.0m未満		新宮町		○
短期入所生活介護事業所	指定介護老人福祉施設能登川園短期入所生活介護	新宮町547番地	0.5m未満		0.5m未満		新宮町		○
認知症対応型通所介護事業所	認知症対応型デイサービスやすらぎの里	山上町5045番地				0.5m未満			-
認知症対応型通所介護事業所	東近江市社会福祉協議会デイサービスセンターちやがゆの郷	乙女浜町527番地	0.5～1.0m未満		1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満			○
認知症対応型通所介護事業所	デイサービス七彩	葛巻町394番地		3.0～4.0m未満		2.0～3.0m未満			○
小規模多機能型居宅介護事業所	しみんふくしの家八日市小規模多機能型居宅介護事業所	栄町7番5号							-
小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所沖野原	沖野三丁目10番18号				0.5m未満			-
小規模多機能型居宅介護事業所	愛東の杜	妹町1026番地			3.0～4.0m未満	0.5～1.0m未満			○
小規模多機能型居宅介護事業所	愛近江ゆ加里	勝堂町1702番地							-
小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護ひばり	長町304番地				0.5m未満			-
小規模多機能型居宅介護事業所	東近江市社会福祉協議会が規模多機能型居宅介護事業所かじやの里の新丘集会所	佐野町35番地			2.0～3.0m未満	0.5～1.0m未満			○
小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所しんぐう	新宮町323番地1	0.5～1.0m未満		1.0～2.0m未満				○
小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護施設第二ともの家	宮川町691番地291							-
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームひいらぎの里	上平木町1158番地			0.5m未満	0.5m未満			○
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームさくら苑	聖徳町4番23号							-
認知症対応型共同生活介護事業所	沖野原グループホーム	沖野三丁目10番18号				0.5m未満			-
認知症対応型共同生活介護事業所	しみんふくしの家八日市グループホーム	東沖野二丁目5番5号							-
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームやすらぎの里けやき	山上町5040番地				0.5m未満			-
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームやすらぎの里永源寺	山上町5045番地				0.5m未満			-
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム悠愛	五個荘竜田町528番地4			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム檀那木	上山町883番地6					警戒区域		○
認知症対応型共同生活介護事業所	愛東の杜グループホーム	妹町1026番地			3.0～4.0m未満	0.5～1.0m未満			○
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームはなのき	長町304番地				0.5m未満			-
認知症対応型共同生活介護事業所	ふるさと苑	佐野町9番地1			1.0～2.0m未満				○
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームのと川	新宮町330番地	0.5m未満		0.5m未満	0.5m未満			○
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム彩葉	新宮町330番地10	0.5m未満		0.5m未満	0.5m未満			○
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	介護老人福祉施設 こぼしの家	市辺町3477番地				0.5m未満			-
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	特別養護老人ホーム 玉園ハイム	尻無町1170番地3							-
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	介護老人福祉施設カルナハウス	建部下野町797番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	特別養護老人ホーム 沖野原	沖野三丁目10番18号				0.5m未満			-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の 安全度 マップ	土砂災害 警戒区域 ※2	土砂災害危 険箇所	避難体 制強化 義務化 施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年 確率			
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	介護老人福祉施設もみじ	永源寺高野町431番地2							-
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	きいと	五個荘山本町447番地34							-
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	特別養護老人ホーム 清水苑	五個荘川並町268番地			1.0～2.0m 未満	0.5m未満			○
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	菊水ビラ	下里町789番地				0.5m未満			-
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	特別養護老人ホーム菊水園	下里町789番地				0.5m未満			-
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	のとがわ	新宮町316番地1	0.5～1.0m 未満		0.5m未満	0.5m未満			○
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	特別養護老人ホーム能登川園	新宮町547番地	0.5m未満		0.5～1.0m 未満	0.5m未満			○
介護老人保健施設	医療法人社団幸信会 介護老人保健施設ウェル青葉	青葉町1番46号							-
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ここの郷	五個荘山本町466番地							-
介護老人保健施設	リハビリセンターあゆみ	新宮町558番地	0.5～1.0m 未満		0.5m未満	0.5m未満			○
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ケアセンター蒲生野	桜川西町340番地							-
介護医療院	近江温泉病院介護医療院	北坂町966番地							-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

(2) 学校施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ 200年確率	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川				
幼稚園	東近江市立玉緒幼稚園	大森町1012番地3			1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
幼稚園	東近江市立建部幼稚園	建部日吉町5番地			0.5～1.0m未満				○
幼稚園	東近江市立八日市幼稚園	八日市町5番4号			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
幼稚園	東近江市立愛東あいあい幼稚園	妹町29番地4							-
幼稚園	東近江市立長峰幼稚園	蒲生堂町335番地							-
幼保連携型認定こども園(1号認定)	ゆいの杜こども園	市辺町3826番地			0.5m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立あかね幼児園	三津屋町12番地			0.5m未満	0.5～1.0m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	びわこ学院大学附属こども園あつぷる	布引台一丁目138番地1							-
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立わかば幼児園	野村町1934番地			0.5m未満				○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立中野むくのき幼児園	東中野町4番17号				0.5m未満			-
幼保連携型認定こども園(1号認定)	延命こども園	八日市清水二丁目1番39号						危険箇所	-
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立ひまわり幼児園	沖野三丁目7番33号				0.5m未満			-
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立永源寺もみじ幼児園	上二俣町24番地1							-
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立五個荘あさひ幼児園	五個荘山本町306番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立さくらんぼ幼児園	五個荘金堂町1705番地			0.5m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立五個荘あじさい幼児園	宮荘町631番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立湖東ひばり幼児園	平松町829番地				0.5m未満			-
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立ちどり幼児園	伊庭町2933番地3			0.5m未満				○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	八宮こども園	小川町3210番地1	0.5m未満		1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立能登川にじいろ幼児園	乙女浜町176番地	1.0～2.0m未満		1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立能登川あおぞら幼児園	佐野町379番地			1.0～2.0m未満				○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	そらの鳥こども園	種町2120番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	東近江市立蒲生幼児園	市子川原町891番地1		0.5m未満		0.5～1.0m未満			○
幼保連携型認定こども園(1号認定)	ふたばこども園	市子松井町278番地		0.5～1.0m未満		0.5m未満			○
小学校	八日市西小学校	柏木町14番地			0.5m未満				○
小学校	玉緒小学校	大森町971番地			1.0～2.0m未満	1.0～2.0m未満			○
小学校	御園小学校	五智町239番地							-
小学校	八日市北小学校	建部日吉町468番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
小学校	布引小学校	今堀町581番地10							-
小学校	箕作小学校	小脇町377番地			0.5m未満				○
小学校	八日市南小学校	沖野三丁目6番1号				0.5m未満			-
小学校	市原小学校	高木町1124番地				0.5m未満			-
小学校	山上小学校	山上町200番地							-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ200年確率	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川				
小学校	五個荘小学校	五個荘竜田町567番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
小学校	愛東北小学校	百済寺本町1399番地							-
小学校	愛東南小学校	曾根町1285番地			2.0～3.0m未満	1.0～2.0m未満			○
小学校	湖東第一小学校	下里町21番地				0.5m未満			-
小学校	湖東第二小学校	南菩提寺町430番地				0.5m未満			-
小学校	湖東第三小学校	小田苅町340番地							-
小学校	能登川南小学校	猪子町12番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
小学校	能登川西小学校	伊庭町2885番地			0.5m未満	0.5m未満			○
小学校	能登川東小学校	小川町30番地			0.5m未満	0.5m未満			○
小学校	能登川北小学校	福堂町2877番地1	0.5～1.0m未満		1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
小学校	蒲生北小学校	蒲生堂町1287番地							-
小学校	蒲生東小学校	桜川東町455番地							-
小学校	蒲生西小学校	鈴町1番地		2.0～3.0m未満		0.5～1.0m未満			○
中学校	船岡中学校	市辺町2789番地			0.5～1.0m未満	0.5～1.0m未満			○
中学校	玉園中学校	妙法寺町1101番地				0.5m未満			-
中学校	聖徳中学校	聖徳町1番1号				0.5m未満			-
中学校	永源寺中学校	山上町4300番地							-
中学校	五個荘中学校	五個荘小幡町227番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
中学校	愛東中学校	下中野町444番地				0.5～1.0m未満			-
中学校	湖東中学校	横溝町202番地							-
中学校	能登川中学校	山路町2800番地			1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満			○
中学校	朝桜中学校	市子川原町686番地				0.5～1.0m未満			-
高等学校	滋賀学園高等学校	建部北町520番地1			0.5～1.0m未満				○
高等学校	八日市高等学校	八日市上之町1番25号			0.5～1.0m未満	0.5m未満			○
高等学校	司学館高等学校	八日市野々宮町2番地30							-
高等学校	八日市南高等学校	春日町1番15号				0.5m未満			-
高等学校	能登川高等学校	伊庭町13番地			1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満	警戒区域	危険箇所	○
特別支援学校	八日市養護学校	上平木町290番地							-
各種学校	日本ラ・テノ学院	甲津畑町1200番地2					特別警戒区域	危険箇所	○

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8-2 要配慮者施設一覧

(3) 医療施設一覧

施設情報			洪水浸水想定区域図※2			地先の安全度マップ	土砂災害警戒区域※2	土砂災害危険箇所	避難体制強化義務化施設※1
施設種別	施設名	所在地	琵琶湖	日野川	愛知川	200年確率			
病院	独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	五智町255番地			0.5m未満	0.5m未満			○
病院	東近江敬愛病院	八日市東本町8番16号				0.5m未満			-
病院	青葉病院	青葉町1番36号				0.5m未満			-
病院	神崎中央病院	五個荘清水鼻町95番地			1.0～2.0m未満	0.5m未満			○
病院	近江温泉病院	北坂町966番地							-
病院	湖東記念病院	平松町2番地1							-
病院	東近江市立能登川病院	猪子町191番地			0.5～1.0m未満	0.5m未満	警戒区域	危険箇所	○
一般診療所(有床)	医療法人笠原レディースクリニック	小脇町2401番地6				0.5m未満			-
一般診療所(有床)	東近江市蒲生医療センター	桜川西町340番地				0.5m未満			-
助産所	共同助産所 お産子の家	八日市緑町17-5			0.5m未満				○
助産所	あおい助産所	東沖野一丁目3-30-1				0.5m未満			-

※1 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成等の義務化対象施設

※2 水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に要配慮者利用施設を定める際の基準となる区域

8 医療・救護・要配慮者施設

8－3 火葬場一覧

8－3 火葬場一覧

施設名称	所在地	電話番号	炉の数
八日市布引ライフ組合 布引斎苑	瓜生津町 2011 番地 13	0748-23-4922	6

9 廃棄物関連施設
9-1 ごみ処理施設一覧

9 廃棄物関連施設

9-1 ごみ処理施設一覧

施設名	所在地	電話	処理能力	備考
中部清掃組合 日野清掃センター	蒲生郡日野町大字北脇1番地1	0748-53-0155	180 t / 日 1.9 t / 日	焼却施設 再資源化施設
中部清掃組合 能登川清掃センター	種町 528 番地	0748-42-2294	50 t / 5 h	粗大・不燃ごみ処理施設
中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	種町 528 番地	0748-42-2294	1.5 t / 5 h	再資源化施設
東近江市一般廃棄物 最終処分場	五個荘日吉町 784 番地	0748-24-5636	—	土砂

9-2 し尿処理施設一覧

施設名	所在地	電話	処理能力	備考
八日市布引ライフ組合 衛生センター	柴原南町 1590 番地	0748-22-0465	255 キロリットル / 日	

10 水防・危険箇所等

10-1 重要水防区域(河川)

(1) 河川の重要水防区域

出典：東近江市水防計画資料編

河川名	左右岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
		区域	延長(m)	区域	延長(m)	区域	延長(m)
日野川	左右岸	市内全域 左岸 6,600m 右岸 6,600m	13,200	葛巻町 左岸 900m 横山町 右岸 500m 宮井町 左岸 600m 蒲生堂町 左岸 500m 蒲生大森町 左岸 100m 右岸 400m 下麻生町 左岸 650m 右岸 450m 鋳物師町 右岸 500m	4,600	横山町 右岸 500m	500
法教寺川	右岸	葛巻町 右岸 100m	100				
東沢砂川	左右岸	宮川町 左岸 500m 右岸 500m	1,000	同左	1,000		
佐久良川	左右岸	日野川合流点より上流 左岸 5,900m 右岸 5,900m	11,800	横山町より川合町まで 右岸 1,500m 桜川西町 右岸 200m 桜川東町 右岸 200m 蒲生寺町 右岸 400m 綺田町 右岸 400m	2,700	横山町 右岸 800m	800
布引川	左右岸	白鳥川合流点より布施溜池入口まで 左岸 3,900m 右岸 3,900m 布施溜池入口より柴原南町黒丸まで 左岸 2,100m 右岸 2,100m	12,000	上羽田町北方 左岸 800m 右岸 800m 長谷野3号橋より長谷野橋まで 左岸 500m 右岸 500m	2,600	上羽田町北方 左岸 400m 右岸 400m 長谷野2号橋より長谷野3号橋まで 左岸 250m 右岸 250m	1,300

10 水防・危険箇所等
10-1 重要水防区域(河川)

河川名	左右岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
		区域	延長(m)	区域	延長(m)	区域	延長(m)
御沢川	左右岸	上平木町鳴谷 左岸 1,200m 右岸 1,200m	2,400				
蛇砂川	左右岸	野口町より瓜生津町まで 左岸 11,500m 右岸 9,800m	21,300	平田町より池谷川合流点まで 左岸 7,600m 右岸 7,600m	15,200	内野橋より筏川合流点まで 左岸 1,100m 右岸 1,100m 東市辺橋より芝原橋まで 左岸 2,000m 右岸 2,000m 下二俣橋より野川合流点まで 左岸 200m 右岸 200m 堀の内橋より池谷川合流点まで 左岸 200m 右岸 200m	7,000
筏川	左右岸	市辺町蛇砂川合流点より妙法寺町まで 左岸 6,300m 右岸 6,300m	12,600	清水一丁目 左岸 200m 右岸 200m 外町筏川支流合流点 左岸 600m 右岸 600m	1,600	清水一丁目 左岸 100m 右岸 100m 外町筏川支流合流点 左岸 200m 右岸 200m	600
筏川支流	左右岸	外町筏川合流点より妙法寺町まで 左岸 1,700m 右岸 1,700m	3,400	東沖野四丁目 左岸 400m 右岸 400m	800	東沖野四丁目 左岸 300m 右岸 300m	600
江岸川	左右岸	近江八幡市境界より東近江市上平木町 左岸 1,500m 右岸 1,500m	3,000				
山本川	左右岸	五個荘清水鼻町より五個荘山本町まで 左岸 750m 右岸 750m	1,500	五個荘清水鼻町より五個荘山本町まで 左岸 380m 右岸 380m	760		
瓜生川	左右岸	五個荘日吉町より五個荘石馬寺町まで 左岸 1,700m 右岸 1,700m	3,400	五個荘七里町 左岸 500m 右岸 500m	1,000	五個荘七里町 左岸 200m 右岸 200m	400

10 水防・危険箇所等
10-1 重要水防区域(河川)

河川名	左右岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
		区域	延長(m)	区域	延長(m)	区域	延長(m)
大同川	左右岸	主要地方道大津能登川長浜線より長勝寺町まで 左岸 2,000m 右岸 2,000m	4,900	同左	4,600	同左	4,300
		五個荘河曲町より五個荘築瀬町まで 左岸 450m 右岸 450m		五個荘河曲町より五個荘築瀬町まで 左岸 300m 右岸 300m		五個荘河曲町より五個荘築瀬町まで 左岸 150m 右岸 150m	
躰光寺川	左右岸	躰光寺町より桜ヶ丘団地まで 左岸 2,300m 右岸 2,300m	4,600	垣見町より佐野町まで 左岸 750m 右岸 750m	1,500	同左	1,500
愛知川	左岸	河口より紅葉橋まで 26,420m	26,420	河口より神郷町まで 9,720m	18,620	栗見橋より神郷町まで 7,420m	13,270
				五個荘奥町より愛知川大橋まで 6,900m		五個荘奥町より御河辺橋まで 5,100m	
				紅葉橋より下流 2,000m		紅葉橋より下流 750m	
	右岸	愛荘町境界より愛東外町まで 12,100m	12,100	愛荘町境界より愛東外町まで 12,100m	12,100	五個荘奥町より御河辺橋まで 2,950m 愛知川大橋より青山町まで 2,800m	5,750
神崎川	左岸	愛知川合流点より上流 300m	300				
御池川	右岸	箕川町 350m 君ヶ畑町 500m	850	君ヶ畑町 200m	200	君ヶ畑町 200m	200
太郎谷川	右岸	君ヶ畑町上 下流 500m	500	君ヶ畑町内 200m	200	君ヶ畑町内 200m	200
庵谷川	右岸	君ヶ畑町上 下流 500m	500	君ヶ畑町内 200m	200	君ヶ畑町内 200m	200
宮の谷	右岸	君ヶ畑町上 下流 500m	500	君ヶ畑町内 300m	300	君ヶ畑町内 300m	300
蛭谷川	右岸	蛭谷町より 上流 500m	500	蛭谷町内 250m	250	蛭谷町内 250m	250

10 水防・危険箇所等

10-1 重要水防区域(河川)

河川名	左右岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
		区域	延長(m)	区域	延長(m)	区域	延長(m)
須谷川	左右岸	愛知川合流点より上流 左岸 2,000m 右岸 2,000m	4,000	杠葉尾町内 左岸 500m 右岸 500m	1,000	杠葉尾町内 左岸 50m 右岸 50m	100
宇曽川	左岸	新祇園橋より下流 2,400m	2,400	国道 307 号 上宇曽川橋より下流 1,200m	1,200		
安壺川	左右岸	愛荘町境界より上流極楽橋まで 左岸 1,600m 右岸 1,600m	3,200	同左	3,200		
南川	左右岸	愛荘町境界より平柳町まで 左岸 2,700m 右岸 2,700m	5,400	愛荘町境界より上流野神橋まで 左岸 2,200m 右岸 2,200m	4,400		
五の谷川	左右岸	愛荘町境界より北坂町境まで 左岸 5,000m 右岸 5,000m	10,000	愛荘町境界より柳立橋まで 4,000m	4,400	国道 307 号 中里橋上下流 300m 市道役場僧坊線上下流 300m	1,200
淵川	左右岸	五の谷川合流点より上流押立神社裏まで 左岸 1,500m 右岸 1,500m	3,000				
御池川	左岸	箕川町 350m	350				

10 水防・危険箇所等
10-1 重要水防区域(河川)

(2) 構造物重要水防箇所

ア ダム調書

出典：東近江市水防計画資料編

河川名	名称	位置	操作管理者	総貯水量 (×1,000 m ³)	堤高 (m)	用途
宇曾川	宇曾川ダム	平柳	滋賀県湖東土木 事務所長	2,900	56.0	治水 維持用水
愛知川	永源寺ダム	永源寺 相谷町	滋賀県東近江農 業農村振興事務 所長	22,741	73.5	農業用水 発電
日野川	日野川ダム	日野町	滋賀県東近江土 木事務所長	1,388	25.0	治水・不 特定利水

イ 堰調書

出典：東近江市水防計画資料編

名 称	河川名	町 名	管 理 者	構 造
愛知川頭首工	愛知川	池田町	愛知川沿岸土地改良区	鋼製
蒲生頭首工	日野川	蒲生大森町	日野川流域土地改良区	土砂ローラ1洪水吐ローラ4
名神日野川頭首工	日野川	葛巻町	日野川流域土地改良区	土砂ローラ1洪水吐ローラ3
山路川樋門	瓜生川	佐野町	東近江市	越流型鋼製スライドゲート
伊庭水門	瓜生川	伊庭町	東近江市	越流型鋼製2段式 スライドゲート
井落井樋門	日野川	鋳物師町	井落井総代	木枠樋管
下河原井樋門	日野川	鋳物師町	下河原井総代	コンクリート樋門
敏田井樋門	日野川	鋳物師町	敏田井総代	集水暗渠
登井樋門	日野川	下麻生町	下麻生町自治会長	集水暗渠・コンクリート樋門
庭床井樋門	日野川	下麻生町	麻生井総代	集水暗渠・コンクリート樋門
登殿井樋門	日野川	下麻生町	登殿井総代	伏枠
山ノ下井樋門	日野川	蒲生大森町	山ノ下井総代	伏枠土管
山の脇井樋門	日野川	鈴町	山の脇井総代	
大辻井頭首工	日野川	鈴町	大辻井総代	
五里井樋門	日野川	蒲生堂町	五里井総代	コンクリート樋門
祇園井樋門	日野川	蒲生堂町	祇園井総代	コンクリート樋門
川原井樋門	佐久良川	合戸町	川原井総代	
石塔井樋門	佐久良川	綺田町	石塔井総代	
綺田井樋門	佐久良川	日野町	綺田井総代	
久保井樋門	佐久良川	蒲生寺町	久保井総代	
佐久良井樋門	佐久良川	桜川東町	佐久良井総代	
大湧井樋門	佐久良川	蒲生寺町	大湧井総代	
大屋井樋門	佐久良川	桜川東町	大屋井総代	コンクリート樋門
大貝井樋門	佐久良川	市子川原町	大貝井総代	木造樋門
清出井樋門	佐久良川	市子川原町	清出井総代	
中戸井樋門	佐久良川	川合町	中戸井総代	コンクリート樋門
南平井樋門	佐久良川	横山町	南平井総代	コンクリート樋門スルスゲート
旦度堰堤	愛知川	永源寺高野町	野田井水利組合	ゲート施設なし
加領川樋門	加領川	鯉江町	愛知川沿岸土地改良区	スライドゲート
青山井堰	愛知川	青山町	青山町自治会長	スライドゲート

10 水防・危険箇所等
10-1 重要水防区域(河川)

名 称	河川名	町 名	管 理 者	構 造
愛知井	愛知川	上岸本町	愛知川沿岸土地改良区	スライゲート
吉田井樋門	愛知川	妹町	建部堺町自治会長	
建部井樋門	吉田井川	妙法寺町	建部堺町自治会長	
林田水門	駒井川	林田町	林田町自治会長	
妙法寺樋門	筏川	妙法寺町	妙法寺町自治会長	
流量調整門	愛知川ダム北 五個荘支線	妙法寺町	滋賀県	
流量調整門	蛇砂川	大森町	東近江市	
今堀井堰	蛇砂川	今堀町	滋賀県	
水門	大森かんがい 排水路	大森町	東近江市	
明神井堰	白鳥川	下羽田町	馬渕学区白鳥川流域用 水対策協議会	
平阪堰	小幡川	五個荘平阪町	東近江市	ラバーダム
木流堰	小幡川	五個荘木流町	東近江市	ラバーダム
木流堰	大同川	五個荘木流町	東近江市	油圧式（起立：手動）
三俣堰	大同川	五個荘三俣町	東近江市	油圧式
中央公園堰	大同川	五個荘竜田町	東近江市	油圧式
中堰	大同川	五個荘中町	東近江市	油圧式
築瀬堰	大同川	五個荘築瀬町	東近江市	ラバーダム
河曲堰	大同川	五個荘河曲町	東近江市	スライゲート
石馬寺堰	三田川	五個荘石馬寺町	東近江市	油圧式
七里堰	瓜生川	五個荘中町	東近江市	油圧式
栗見新田第1樋門	大同川	栗見新田町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	鉄筋コンクリート造 鋼製ローゲート
栗見出在家第1樋門	大同川	栗見出在家町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	鉄筋コンクリート造 鋼製スライゲート
栗見出在家第2樋門	大同川	栗見出在家町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	鉄筋コンクリート造 鋼製スライゲート
大同川水門 大同川閘門	大同川	栗見新田町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	鉄筋コンクリート造シェル構造 鋼製ローゲート
栗見新田第4樋門	大同川	栗見新田町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	鉄筋コンクリート造 鋼製ローゲート
栗見新田第5樋門	大同川	栗見新田町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	鉄筋コンクリート造 鋼製ローゲート
栗見出在家排水樋 管	大同川	栗見新田町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	鉄筋コンクリート造 鋼製ローゲート
大同川排水機場	大同川	栗見新田町	独立行政法人水資源機 構琵琶湖総合管理所	
新田排水機場	大幹線排水路	大中町	東近江市、近江八幡市	
小中之湖排水機場	小中之湖幹線 排水路	安土町下豊浦	琵琶湖干拓小中之湖土 地改良区	

出典：東近江市水防計画資料編

番号	名称	町名	管理者	受益 面積 (ha)	ため池の規模				予想される被害			
					堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	経過年数	人家 (戸)	公共 建物 (棟)	鉄道・ 道路 (m)	農地 (ha)
1	布施溜	布施町	布施町自治会長	5.0	4.2	325.0	149,000	250 (H4 改修)	2	-	-	38.0
2	新溜	布施町	布施町自治会長	9.0	3.9	150.0	39,000	250	2	-	-	38.0
3	坂下溜	土器町	土器町自治会長	23.0	3.9	83.0	4,500	150	33	2	600	20.0
4	谷堤溜	土器町	土器町自治会長	23.0	6.7	125.0	24,200	130	33	2	600	20.0
5	庚申溜	土器町	土器町自治会長	23.0	4.9	121.0	9,700	150	33	2	600	20.0
6	宮溜調整池	柴原南町	愛知川沿岸土地改良区	570.0	6.6	1,079.0	201,000	4 (H13 改修)	78	-	-	10.0
7	鋳物師大溜	鋳物師町	日野川流域土地改良区	12.0	6.5	61.0	26,500	120 (H26 改修)	-	-	200	22.9
8	一番溜	宮川町	日野川流域土地改良区	16.0	0.8	128.0	12,000	150	10	-	200	8.0
9	大溜	蒲生岡本町	日野川流域土地改良区	12.2	4.5	92.0	40,000	120	-	-	500	2.6
10	中溜	蒲生岡本町	日野川流域土地改良区	12.2	3.5	40.0	3,300	150	-	-	-	10.0
11	下馬溜	石塔町	日野川流域土地改良区	6.5	5.0	133.0	6,000	150	50	1	-	6.5
12	沢溜	川合町	日野川流域土地改良区	20.0	3.0	350.0	20,000	150	3	-	-	10.0
13	砂原溜	稲垂町	稲垂町自治会長	2.0	4.3	211.0	6,100	100	17	-	-	50.0
14	弁天溜	山上町	山上町自治会長	15.0	3.0	129.0	7,980	不明 (H16 改修)	17	-	-	-
15	八楽溜	大沢町	大沢町自治会長	16.0	3.8	192.5	9,000	不明	66	2	600	2.0
16	平柳明正溜	平柳町	平柳町自治会長	53.0	15.5	101.0	188,000	不明	65	-	-	24.0
17	鍋塚溜	南菩提寺町	愛知川沿岸土地改良区	16.5	3.5	280.0	13,500	不明 (H15 竣工)	13	-	-	3.0
18	上溜	平尾町	平尾町自治会長	16.0	6.1	94.0	6,100	180 (H19 改修)	45	1	200	-
19	中溜	平尾町	平尾町自治会長	16.0	5.3	115.0	5,200	150	45	1	200	8.5
20	郷溜	園町	園町自治会長	43.1	5.8	387.0	70,000	120 (H13 改修)	1	-	250	13.0

番号	名称	町名	管理者	受益 面積 (ha)	ため池の規模				予想される被害			
					堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	経過年数	人家 (戸)	公共 建物 (棟)	鉄道・ 道路 (m)	農地 (ha)
21	恵美須溜	池之尻町	愛知川沿岸土地改良区	35.0	4.5	473.0	137,000	120 (H5 改修)	62	7	1,000	50.0
22	大行寺溜	北坂町	北坂町自治会長	18.0	5.5	175.0	18,000	150 (H15 改修)	1	1	400	10.0
23	豊国上溜	大覚寺町	大覚寺町自治会長	2.0	4.1	94.0	2,000	150 (H16 改修)	35	1	400	5.0
24	豊国下溜	大覚寺町	大覚寺町自治会長	1.0	4.0	70.0	3,000	150 (H16 改修)	35	1	400	5.0
25	下溜	平尾町	平尾町自治会長	16.0	4.1	91.0	2,800	150 (H19 改修)	45	1	200	8.5

10-3 雨量観測所・水位観測所

(1) 雨量観測所

出典：東近江市水防計画資料編

番号	観測所名	位置	自記・ テレメータの別	管理者
1	八日市	八日市緑町 7-23	テレメータ	東近江土木事務所
2	能登川	駄光寺町	テレメータ	東近江土木事務所
3	蒲生	市子川原町	テレメータ	東近江土木事務所
4	永源寺	山上町 1303 (永源寺支所内)	テレメータ	東近江土木事務所
5	蓼畑	蓼畑町	テレメータ	東近江土木事務所
6	妹	妹町	テレメータ	東近江土木事務所
7	五個荘	五個荘木流町	テレメータ	東近江土木事務所
8	大萩	百済寺甲町	テレメータ	湖東土木事務所
9	小八木	小八木町	テレメータ	湖東土木事務所
10	押立	下一色町杉ノ尾 522-9	テレメータ	湖東土木事務所
11	宇曽川ダム	平柳町僧坊山 1-1	自 記	湖東土木事務所
12	愛東	百済寺町榎ノ木谷 133	テレメータ	東近江土木事務所
13	百済寺	百済寺町横根 15-13	テレメータ	東近江土木事務所
14	御河辺	神田町	テレメータ	永源寺ダム
15	石樽	政所町聾谷 2	テレメータ	永源寺ダム
16	神崎	杠葉尾町下戸 14-2	テレメータ	永源寺ダム
17	御在所	甲津畑町水晶 1-14	テレメータ	永源寺ダム
18	蛭谷	蛭谷町砂原 276	テレメータ	永源寺ダム
19	君ヶ畑	君ヶ畑町ワキ谷 682	テレメータ	永源寺ダム
20	永源寺ダム	永源寺相谷町峪道 34-7	テレメータ	永源寺ダム
21	永源寺	萱尾町大瀬 815	テレメータ	琵琶湖河川事務所
22	東近江	桜川東町	テレメータ	彦根地方气象台
23	永源寺 (萱尾)	萱尾町	自 記	琵琶湖河川事務所
24	八日市消防署	東今崎町	—	八日市消防署

(注) テレメータ：遠隔計測装置

自記：貯水量が時系列で自動的に記録される雨量計

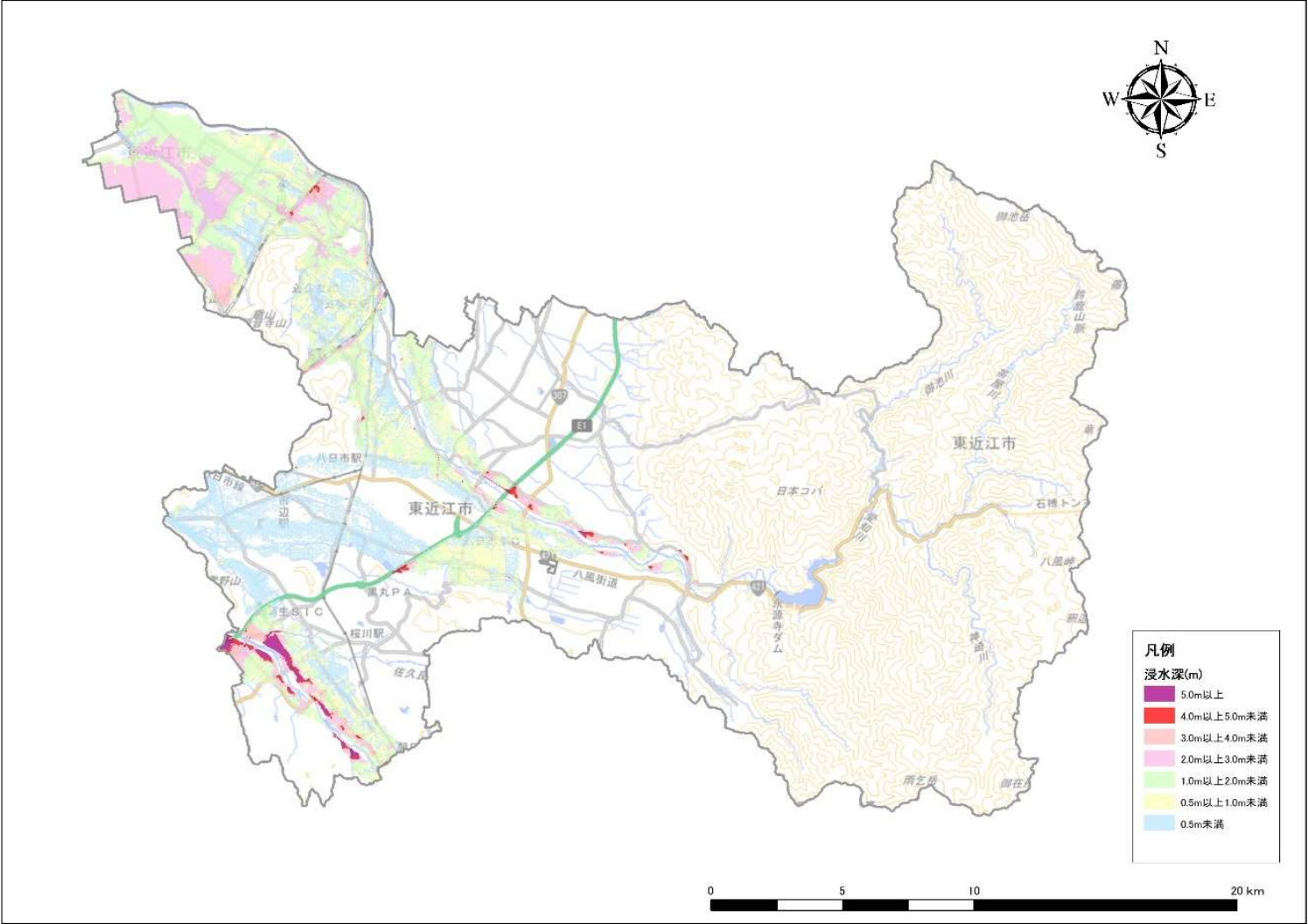
(2) 水位観測所

出典：東近江市水防計画資料編

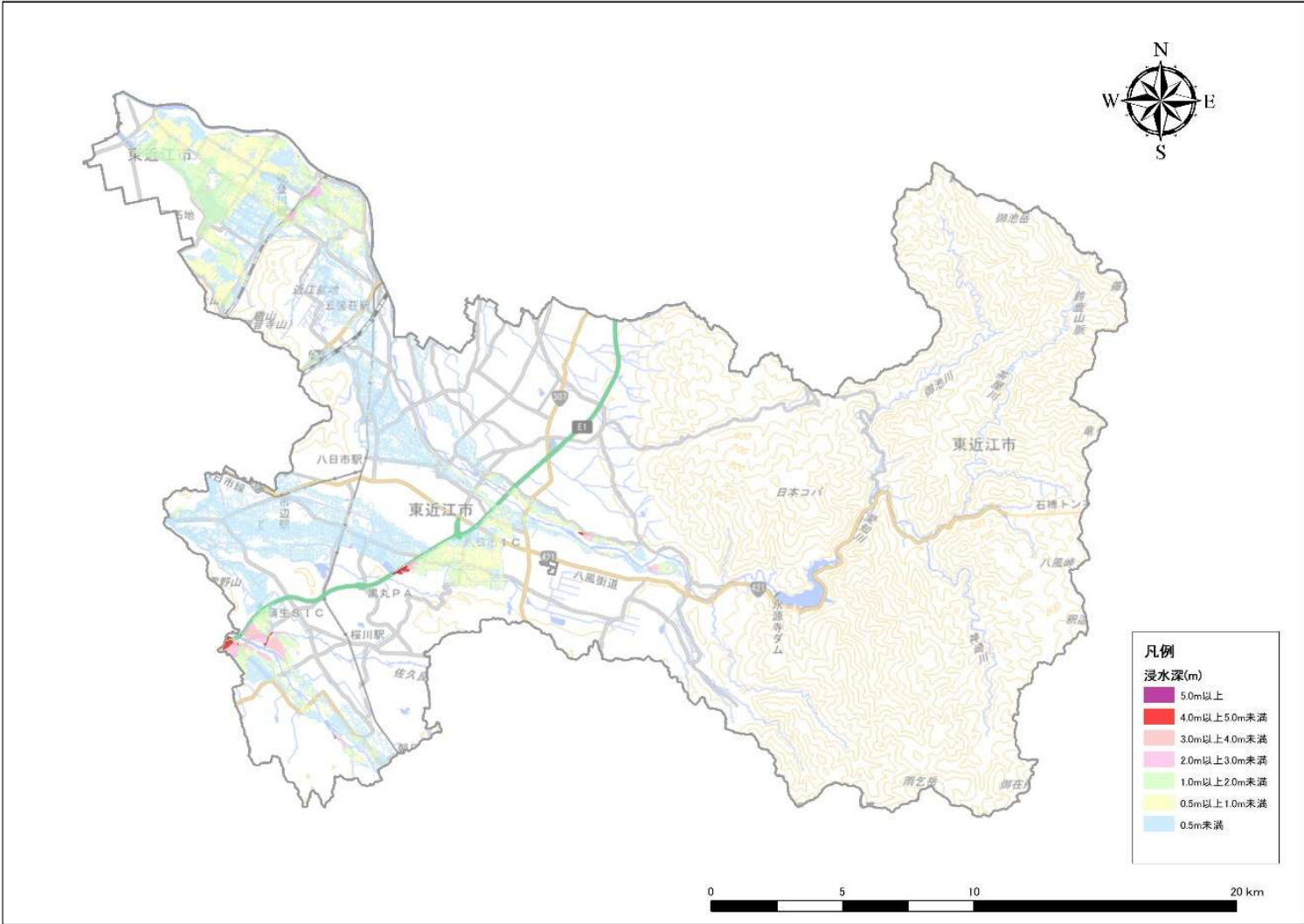
番号	河川名	位置	自記・ テレメータの別	水位				計画 高水位	管理者
				水防 団待 機水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位		
1	佐久良川	市子橋	テレメータ	1.00	1.20				東近江土木事務所
2	愛知川	紅葉橋	テレメータ	3.15	3.45	3.80	4.20		東近江土木事務所
3	愛知川	御河辺橋	テレメータ	0.90	1.40				東近江土木事務所
4	愛知川	八千代川	固定	1.00	1.50				東近江土木事務所
5	蛇砂川	下二俣	テレメータ						東近江土木事務所
6	愛知川	御幸橋	テレメータ	1.00	1.50	1.75	2.30	3.95	湖東土木事務所
7	宇曽川ダム	ダム貯水位	テレメータ					EL259.0	湖東土木事務所
8	愛知川	如来堂	テレメータ						永源寺ダム管理 事務所
9	愛知川	旦渡	テレメータ						永源寺ダム管理 事務所
10	愛知川	永源寺ダ ム	テレメータ						永源寺ダム管理 事務所
11	琵琶湖	琵琶湖	—		0.70	0.80	1.15		琵琶湖河川事務所
12	蛇砂川	玉緒橋	スケール	2.00	1.50				東近江市
13	蛇砂川	八坂橋	スケール	2.00	1.50				東近江市
14	蛇砂川	大森橋	スケール	2.00	1.50				東近江市
15	蛇砂川	下二俣橋	スケール	2.00	1.50				東近江市
16	蛇砂川	一本橋	スケール	1.00	0.50				東近江市
17	蛇砂川	芝原橋	スケール	1.00	0.50				東近江市
18	蛇砂川	萬石橋	スケール	1.50	1.00				東近江市
19	蛇砂川	地藏橋	スケール	1.00	0.50				東近江市
20	蛇砂川	東市辺橋	スケール	1.50	1.00				東近江市
21	蛇砂川	蛇砂川	スケール	1.00	0.50				東近江市
22	蛇砂川	蒲生野橋	スケール	1.50	1.00				東近江市
23	愛知川	近江鉄道 鉄橋	スケール						近江鉄道
24	日野川	安吉橋	テレメータ	1.80	2.70	3.40	4.10	6.00	東近江土木事務所

10-4 洪水浸水想定区域

(1) 愛知川・日野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

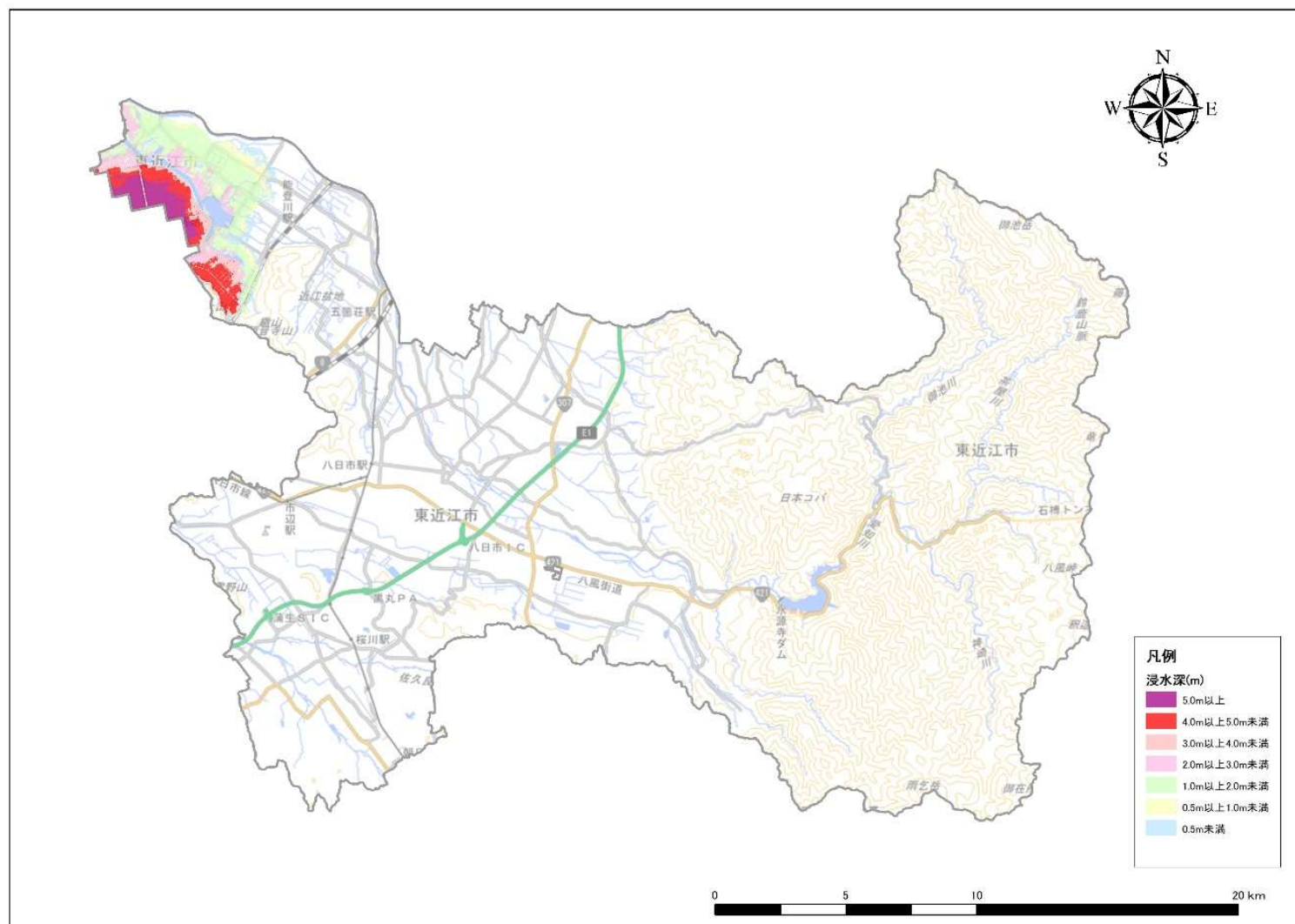


(2) 愛知川・日野川洪水浸水想定区域図（計画規模）

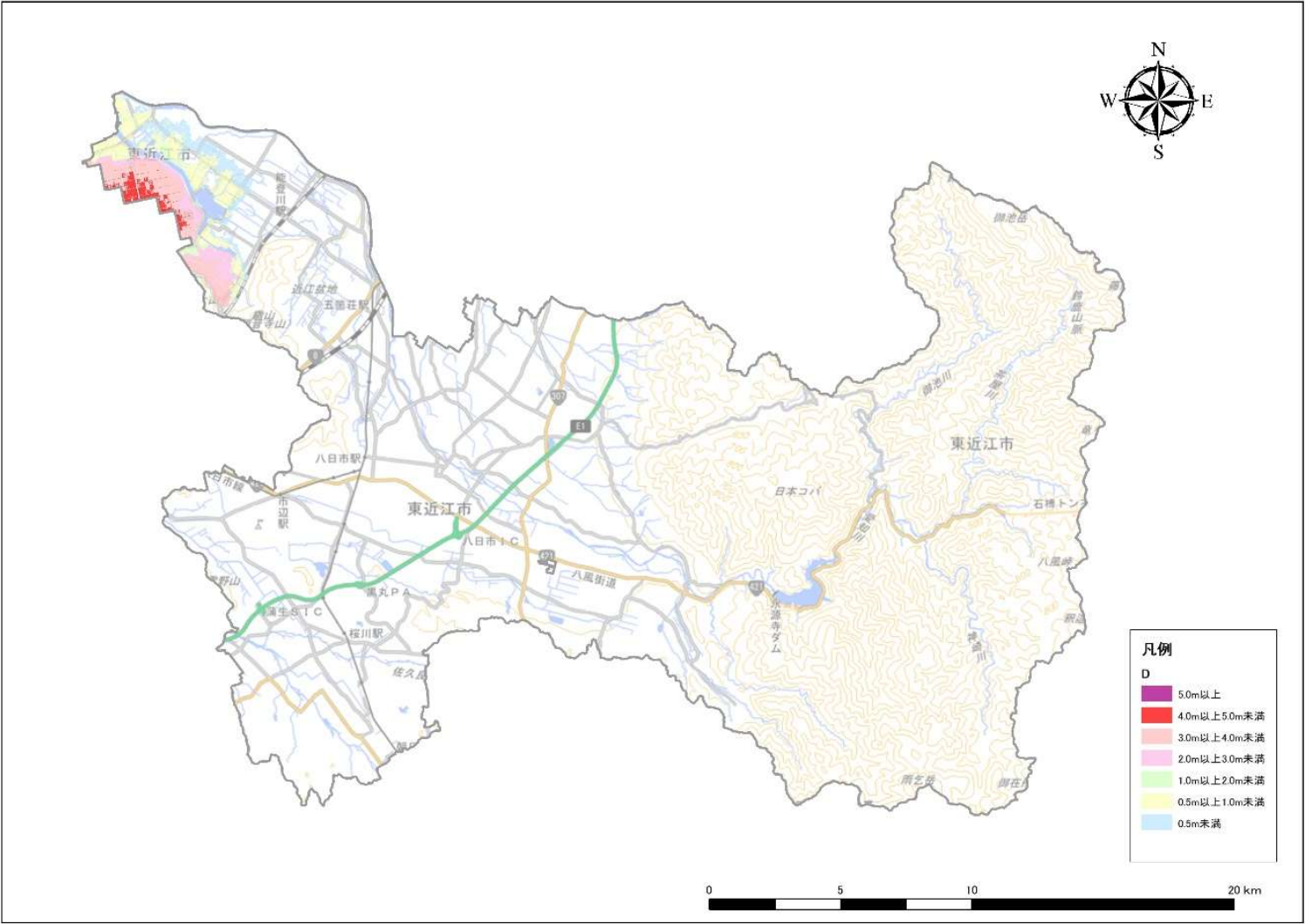


10 水防・危険箇所等
10-4 浸水想定区域

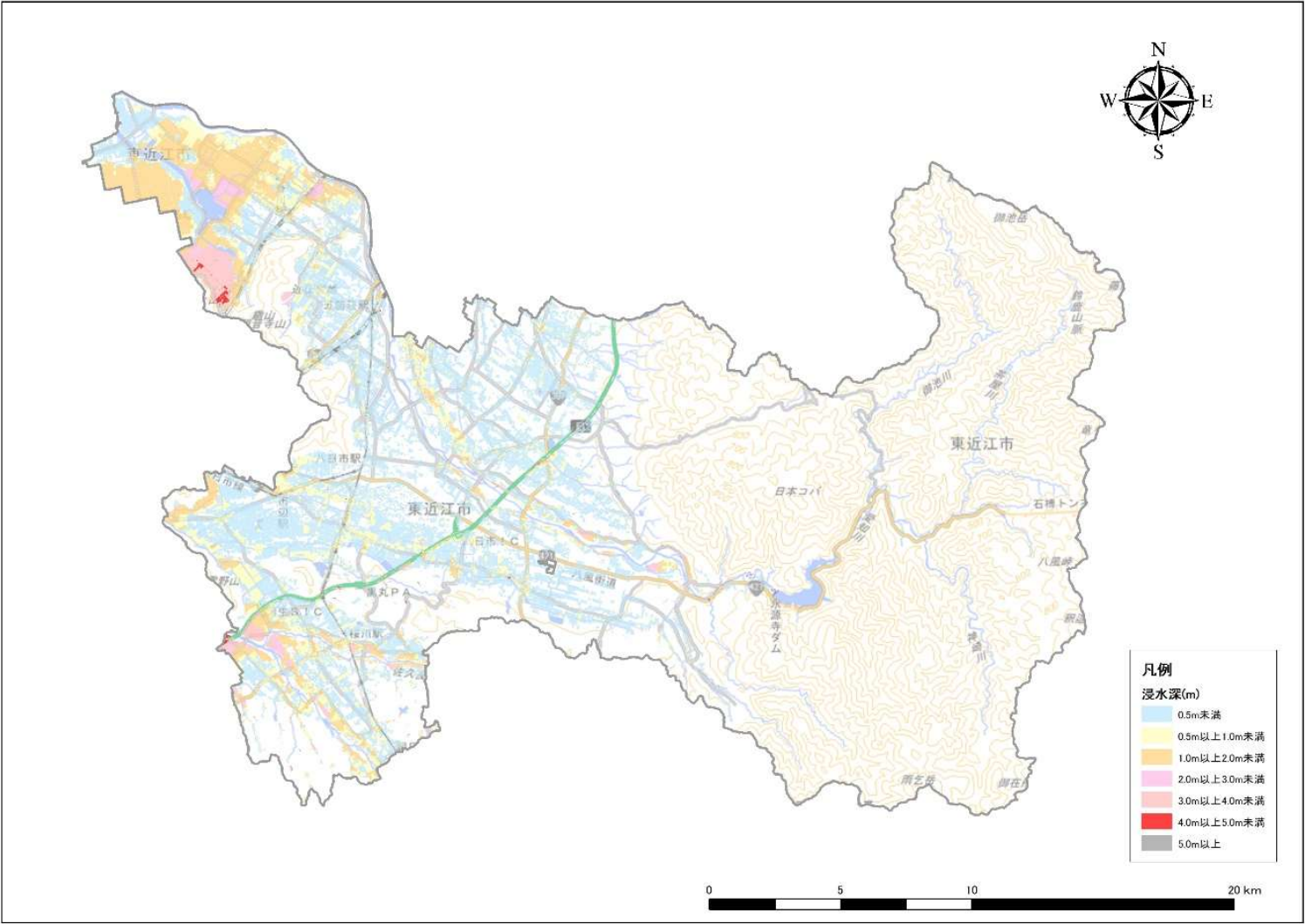
(3) 琵琶湖洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



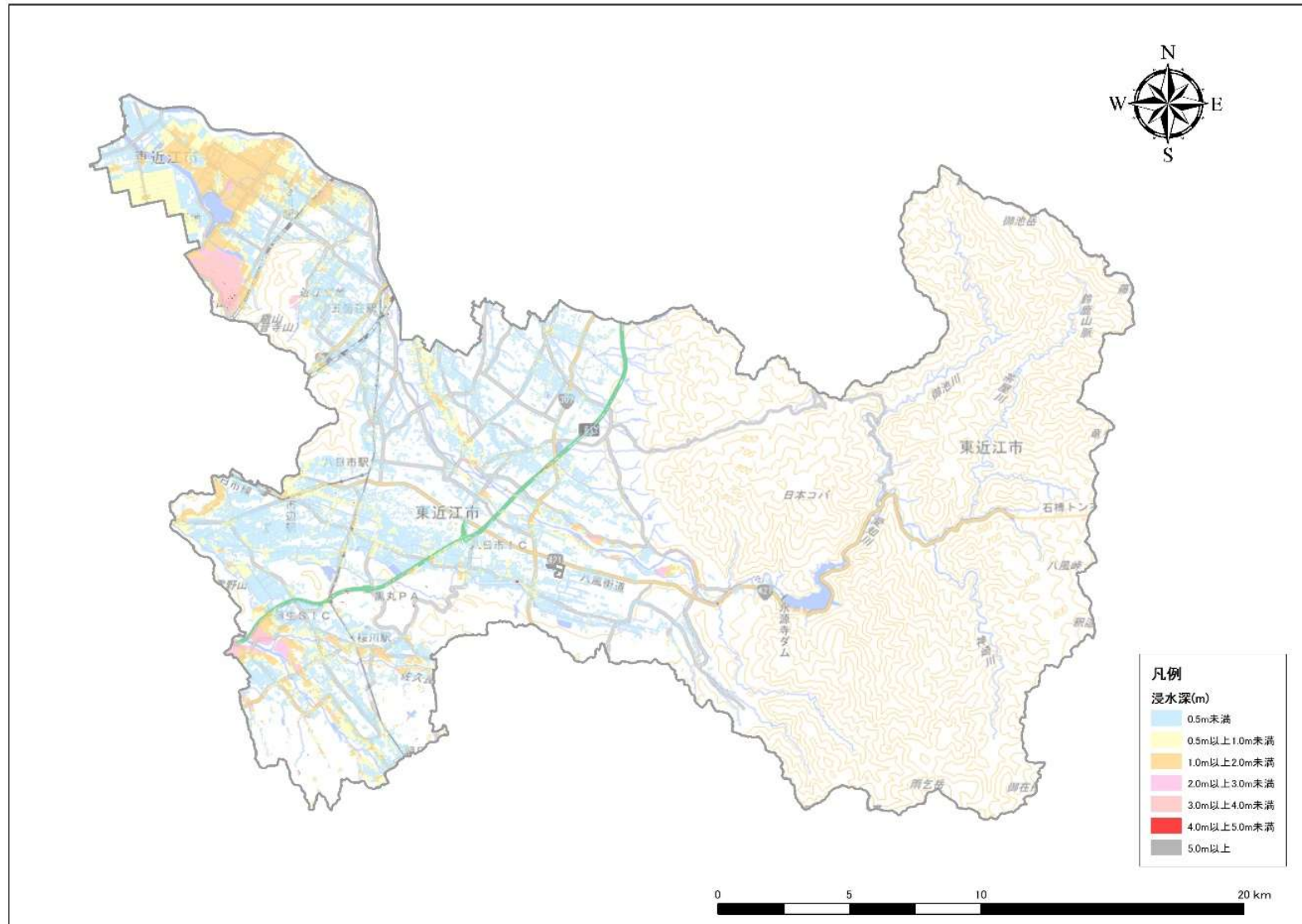
(4) 琵琶湖洪水浸水想定区域図（計画規模）



(5) 地先の安全度マップ (1/200)



(6) 地先の安全度マップ (1/100)



10 水防・危険箇所等
10-5 土砂災害危険箇所

10-5 土砂災害危険箇所

(1) 土石流危険渓流

出典：東近江市水防計画資料編

河川名	渓流名	渓流 番号	町名	保 全 対 象			
				人口	人家 戸数	公共 施設等	耕地 面積
犬上川	上小夫谷川	1421001	百済寺甲町	5	1	2	0.00
南川	椴ノ木谷川	1421002	百済寺町	25	6	0	0.00
南川	南川・不動谷	1421003	百済寺町	163	40	2	0.59
五の谷川	五の谷川	1421004	百済寺本町	208	51	3	15.51
五の谷川	いも谷川	1421005	上山町・百済寺本町	131	32	1	0.62
五の谷川	南側川	1421006	上山町・百済寺本町	49	12	2	2.43
加領川	加領川	1421007	市ヶ原町・上山町	131	32	7	2.17
豊国川	豊国川	1421008	大覚寺町	98	24	2	1.59
豊国川	豊国川支流	1421009	大覚寺町	98	24	3	5.25
経田川	桃ノ尾谷川	1421010	平尾町	66	16	1	5.47
棚上川	棚上川支流	1421011	平尾町	66	16	1	14.92
棚上川	棚上川	1421012	平尾町	159	39	1	6.98
千手川	千手川	1421013	愛東外町	5	1	4	9.72
宇曽川	二谷川北流	1422001	平柳町	0	0	1	5.15
宇曽川	二谷川	1422002	平柳町	0	0	1	0.00
愛知川	愛知川支流	1205001	建部瓦屋寺町	6	2	1	0.00
愛知川	愛知川支流	1205002	建部瓦屋寺町	33	11	1	0.00
愛知川	愛知川支流	1205003	建部瓦屋寺町	39(24)	13(8)	0	0.00
愛知川	愛知川支流	1205004	建部瓦屋寺町	30	10	0	0.76
中野大川	新川	1205005	小脇町	18	6	0	1.16
中野大川	中野大川支流	1205006	小脇町	93	31	0	0.45
布引川	布引川支流	1205007	蛇溝町	21	7	0	0.22
御沢川	鳴谷川	1205008	上平木町	51	17	0	0.00
御沢川	鳴谷川支流	1205009	上平木町	57	19	0	0.00
御沢川	鳴谷川支流	1205010	上平木町	0	0	1	0.22
白鳥川	平石古墳谷	1205011	上羽田町	24(24)	8(8)	0	0.50
白鳥川	二本松谷	1205012	上羽田町	3	1	2	0.00
日野川	日野川支流	1382001	稲垂町	30	8	3	0.12
佐久良川	佐久良川支流	1382002	稲垂町・川合町	0	0	2	1.18
佐久良川	佐久良川支流	1382003	川合町	0	0	1	0.02
佐久良川	佐久良川支流	1382004	石塔町	11	3	1	2.25
佐久良川	佐久良川支流	1382005	石塔町	19	5	0	0.40
佐久良川	奥谷	1382006	石塔町	34	9	0	0.84
佐久良川	佐久良川支流	1382007	石塔町	0	0	1	0.84
佐久良川	奥谷	1382008	石塔町	19	5	0	1.21
谷川	谷川支流	1382009	鈴町	0	0	1	0.24

10 水防・危険箇所等
10-5 土砂災害危険箇所

河川名	溪流名	溪流 番号	町名	保 全 対 象			
				人口	人家 戸数	公共 施設等	耕地 面積
須川	大福谷	1382010	蒲生堂町	38	10	1	0.42
蛇砂川	蛇砂川支流	1401001	新出町	33	9	0	0.09
蛇砂川	蛇砂川支流	1401002	池之脇町	56	15	0	0.17
蛇砂川	蛇砂川支流	1401003	池之脇町	22	6	1	0.09
愛知川	愛知川支流	1401004	池之脇町	19	5	1	1.31
和南川	和南川支流	1401005	山上町	0	0	1	0.26
和南川	和南川支流	1401006	和南町	0	0	3	1.62
和南川	大和川	1401007	和南町	63	17	0	0.13
和南川	和南川支流	1401008	和南町	56 (30)	15(8)	0	
和南川	和南川支流	1401009	和南町	155 (74)	42 (20)	1	0.43 (0.30)
和南川	登川	1401010	甲津畑町	233 (233)	63 (63)	0	0.62 (0.18)
和南川	ミコダ谷	1401011	甲津畑町	100 (100)	27 (27)	0	0.78 (0.80)
和南川	和南川	1401012	甲津畑町	174 (115)	47 (31)	0	1.53 (1.50)
愛知川	愛知川支流	1401013	永源寺高野町	37	10	0	2.17
愛知川	宮の前谷	1401014	永源寺相谷町	11	3	1	4.53
愛知川	庵の谷	1401015	永源寺相谷町	30	8	1	2.20
愛知川	ホテガ谷	1401016	永源寺相谷町	41	11	1	1.56
愛知川	姥ヶ谷	1401017	永源寺相谷町	59	16	0	1.46
愛知川	二神谷	1401018	永源寺相谷町	52	14	2	0.92
愛知川	樋の谷	1401019	佐目町	37	10	1	3.71
愛知川	藤川谷	1401020	蓼畑町	15	4	3	0.00
愛知川	大定谷川	1401021	黄和田町	0	0	1	0.22
愛知川	岩谷川	1401022	黄和田町	67	18	2	2.19
愛知川	須谷川	1401023	杠葉尾町	78	21	1	2.80
御池川	川西谷	1401024	政所町	67	18	0	0.22
御池川	川西西谷	1401025	政所町	37	10	0	0.00
御池川	宮の谷	1401026	政所町	63	17	5	0.13
御池川	蛭谷川	1401027	蛭谷町	15	4	1	0.14
御池川	大谷川	1401028	君ヶ畑町	0	0	1	0.40
御池川	宮ノ谷川	1401029	君ヶ畑町	52	14	0	0.02
御池川	宮ノ谷川	1401030	君ヶ畑町	78	21	1	0.02
御池川	庵谷川	1401031	君ヶ畑町	41	11	3	0.13
御池川	太郎谷川	1401032	君ヶ畑町	37	10	1	1.60
大同川	新川支流	1402001	五個荘和田町	63	19	2	0.29
瓜生川	下日吉谷	1402002	五個荘日吉町	0	0	1	0.00
瓜生川	瓜生川	1402003	五個荘日吉町	26	8	1	0.42
瓜生川	瓜生川	1402004	五個荘日吉町	0	0	1	0.35

10 水防・危険箇所等
10-5 土砂災害危険箇所

河川名	溪流名	溪流 番号	町名	保 全 対 象			
				人口	人家 戸数	公共 施設等	耕地 面積
瓜生川	石馬北谷	1402005	五個荘石馬寺町	0	0	2	0.95
瓜生川	寺領川支流	1402006	五個荘七里町	46	14	0	0.78
瓜生川	寺領川支流	1402007	五個荘石馬寺町	40	12	0	0.25
瓜生川	寺領川支流	1402008	五個荘石馬寺町	86 (46)	26 (14)	2	0.20 (0.10)
瓜生川	シル谷	1402009	五個荘川並町	76	23	1	0.00
瓜生川	シル谷	1402010	五個荘川並町	73	22	3	0.00
瓜生川	瓜生川支流	1402011	五個荘川並町	0	0	4	0.56
瓜生川	瓜生川支流	1402012	五個荘石塚町	3	1	4	0.40
須田川	瓜生川支流	1402013	五個荘清水鼻町	73	22	3	0.81
山本川	宮立川	1402014	五個荘山本町	102	31	0	1.77
蛇砂川・北 流山	宮立川	1402015	五個荘平阪町	56	17	1	0.25
蛇砂川・北 流山	宮立川	1402016	五個荘平阪町	40	12	2	0.00
蛇砂川・北 流山	宮立川	1402017	五個荘伊野部町	46	14	2	1.95
須田川	須田川支流	1403001	南須田町	3	1	2	0.00
須田川	須田川支流	1403002	南須田町	20	6	0	0.23
須田川	須田川支流	1403003	南須田町	44	13	0	0.55
須田川	須田川支流	1403004	きぬがさ町	3	1	1	1.03
須田川	須田川	1403005	北須田町・南須田町	275	81	3	1.92
須田川	北須田南谷	1403006	北須田町	14	4	1	0.41
須田川	安楽寺谷	1403007	能登川町	88	26	4	1.02
須田川	安楽寺谷	1403008	伊庭町	17	5	2	0.24
須田川	瓜生川	1403009	伊庭町	0	0	3	0.30
須田川	瓜生川	1403010	佐野町	0	0	1	0.09
須田川	瓜生川	1403011	佐野町	0	0	2	1.01
須田川	瓜生川	1403012	佐野町	0	0	2	0.35

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

出典：東近江市水防計画資料編

斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地	地形			人家戸数	公共の建物等	公共施設
				傾斜	延長	高さ			
自然斜面	4025	松尾町①	八日市松尾町	30	75	60	13		市道
自然斜面	4027	清水2丁目①	八日市清水2丁目	45	300	10	15	寺	
自然斜面	4028	清水2丁目②	八日市清水2丁目	50	300	8	28	保育所	市道
自然斜面	4072	箕川	箕川町	47	140	9	6	集会所	〃
自然斜面	4073	政所	政所町	33	530	100	37	農業協同組合 政所出張所 寺	県道
自然斜面	4074	政所	政所町	30	310	300	11		橋、市道
人工斜面	4075	政所	政所町	57	190	8	1	駐在所、旅館	県道
自然斜面	4081	蓼畑	蓼畑町	32	160	56	5	集会所	市道
自然斜面	4082	萱尾	萱尾町	35	130	60	7	集会所	国道
自然斜面	4084	高野	永源寺高野町	35	130	10	5		
自然斜面	4085	山上	山上町	55	100	9	5	永源寺支所	市道
自然斜面	4086	山上	山上町	34	140	9	6		市道
自然斜面	4087	山上	山上町	40	100	10	2	山上小学校	その他
自然斜面	4088	和南	和南町	30	380	30	24	公民館	市道
自然斜面	4089	和南	和南町	40	80	50	6		市道
自然斜面	4090	甲津畑	甲津畑町	30	350	20	16	甲津畑小学校 集会所	市道
自然斜面	4093	清水鼻①	五個荘清水鼻町	40	400	40	34	寺、公民館	市道
人工斜面	4094	和田①	五個荘和田町	35	250	50	9	公民館	市道
自然斜面	4096	佐野	佐野町	30	220	65	1	寺 障害者支援施設	
自然斜面	4511	石馬寺①	五個荘石馬寺町	35	160	80	20		市道
人工斜面	4712	松尾町③	八日市松尾町	60	25	6	0	配水池（タンク）	
人工斜面	4713	黄和田	黄和田町	47	40	12	0	発電所 発電所詰所	市道
人工斜面	4714	黄和田	黄和田町	66	60	6	0	発電所	
人工斜面	4715	高野	永源寺高野町	30	100	170	0	発電所	市道
人工斜面	4716	相谷	永源寺相谷町	45	100	60	0	浄水場	国道
人工斜面	4717	池之脇	池之脇町	40	30	9	0	寺	
人工斜面	4718	甲津畑	甲津畑町	45	150	25	9		
自然斜面	4722	きぬがさ①	きぬがさ町	45	220	21	4	公民館	市道
自然斜面	4723	能登川①	能登川町	31	117	103	2	寺	
自然斜面	4724	能登川②	能登川町	33	107	90	0	発電所	市道
自然斜面	4725	能登川③	能登川町	32	212	92	14	公民館	JR、市道

10 水防・危険箇所等
10-5 土砂災害危険箇所

斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地	地形			人家戸数	公共の建物等	公共施設
				傾斜	延長	高さ			
自然斜面	4726	伊庭	伊庭町	32	320	160	0	生活介護事業所 能登川高校	
自然斜面	4727	佐野①	佐野町	33	65	80	0	寺	
自然斜面	4728	能登川④	能登川町	31	145	171	0	寺	
自然斜面	4729	能登川⑤	能登川町	31	135	94	7	図書館	市道
自然斜面	4730	佐生	佐生町	30	135	65	7	工場	河川
自然斜面	4731	長勝寺①	長勝寺町	35	300	20	15	寺、図書館	市道
自然斜面	4732	長勝寺②	長勝寺町	31	250	70	11		市道
自然斜面	4733	きぬがさ⑥	きぬがさ町	30	287	77	12		自転車道
自然斜面	4741	下日吉①	五個荘日吉町	30	350	130	0	寺	
自然斜面	4742	石馬寺②	五個荘石馬寺町	35	70	90	0	寺	
自然斜面	4743	川並①	五個荘川並町	45	30	7	0	寺	
自然斜面	4744	平阪①	五個荘平阪町	30	150	125	2	寺	市道 河川
自然斜面	4745	建部瓦屋寺町①	建部瓦屋寺町	35	70	50	0	寺	
自然斜面	4746	松尾町②	八日市松尾町	35	60	30	0	老人福祉施設	
自然斜面	4747	上平木町①	上平木町	30	80	30	7		市道
自然斜面	4748	中羽田町①	中羽田町	25	30	10	0	寺	
自然斜面	4750	君ヶ畑	君ヶ畑町	33	150	110	0	研究施設	市道 河川
自然斜面	4751	箕川	箕川町	39	170	68	10	寺 福祉作業所	県道
自然斜面	4752	蛭谷	蛭谷町	78	40	20	0	寺	
自然斜面	4753	蛭谷	蛭谷町	39	210	60	7	寺	県道 橋 河川
自然斜面	4754	君ヶ畑	君ヶ畑町	40	240	175	7		市道 河川
自然斜面	4755	政所	政所町	55	30	12	0	集会所	
自然斜面	4756	政所	政所町	37	250	17	13		県道
自然斜面	4757	政所	政所町	73	100	12	0	政所小学校	県道
自然斜面	4758	政所	政所町	46	120	50	0	政所小学校	県道
自然斜面	4759	上羽田町①	上羽田町	30	80	70	0	米集荷場（ＪＡ ライスセンター）	
自然斜面	4759	政所	政所町	64	60	28	0	寺	
自然斜面	4760	政所	政所町	50	50	10	1	寺	
自然斜面	4761	政所	政所町	38	170	24	6	旅館	県道
自然斜面	4762	蓼畑	蓼畑町	55	200	10	0	旧政所中学校	
自然斜面	4763	黄和田	黄和田町	47	120	140	0	キャンプ場	市道

10 水防・危険箇所等
10-5 土砂災害危険箇所

斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地	地形			人家戸数	公共的建物等	公共施設
				傾斜	延長	高さ			
自然斜面	4764	杠葉尾	杠葉尾町	45	110	26	0	林業センター	
自然斜面	4765	杠葉尾	杠葉尾町	55	210	12	5	旅館	市道
自然斜面	4766	杠葉尾	杠葉尾町	40	100	230	0	キャンプ場	河川
自然斜面	4767	山上	山上町	44	155	13	4	工場	市道 その他道路
自然斜面	4768	杠葉尾	杠葉尾町	30	50	54	0	発電所	
自然斜面	4769	山上	山上町	35	50	70	0	J A乾燥施設	県道
自然斜面	4770	高野	永源寺高野町	30	420	15	19	寺	市道
自然斜面	4771	高野	永源寺高野町	40	100	8	5		市道
自然斜面	4772	高野	永源寺高野町	40	250	210	0	寺	
自然斜面	4773	高野	永源寺高野町	70	250	30	0	寺	河川
自然斜面	4774	相谷	永源寺相谷町	70	420	20	16	旅館	河川
自然斜面	4775	相谷	永源寺相谷町	40	85	12	0	ドライブイン	国道
自然斜面	4776	相谷	永源寺相谷町	30	100	120	6		国道
自然斜面	4777	相谷	永源寺相谷町	45	240	70	0	ダム管理事務所	河川
自然斜面	4778	和南	和南町	35	60	60	0	寺	市道
自然斜面	4779	高野	永源寺高野町	35	30	40	0	配水池（タンク）	河川
自然斜面	4780	杠葉尾	杠葉尾町	70	140	10	5		市道
自然斜面	4784	川合	川合町	34	35	32	0	寺	
自然斜面	4785	石塔①	石塔町	33	55	22	1	寺	
自然斜面	4786	石塔②	石塔町	32	130	16	3		
自然斜面	4787	石塔④	石塔町	35	100	8	2	寺	
自然斜面	4788	石塔⑤	石塔町	64	35	6	2	寺	
自然斜面	4789	石塔⑦	石塔町	37	310	11	6	寺	
自然斜面	4790	石塔⑧	石塔町	39	285	11	9		
自然斜面	4791	岡本	石塔町	38	25	10	0	寺	
自然斜面	5028	愛東外町②	愛東外町	40	320	20	17	寺	市道 その他道路
自然斜面	5029	小倉町	小倉町	38	270	20	13		市道 その他道路
自然斜面	5030	青山町	青山町	33	370	20	19	寺	市道
自然斜面	5515	平尾町	平尾町	38	60	70	0	寺	
自然斜面	5736	妹町	妹町	35	40	10	0	児童福祉施設	
自然斜面	5737	平柳町	平柳町	40	40	40	0	ダム管理事務所	その他道路

(3) 地すべり危険箇所

出典：東近江市水防計画資料編

箇所 番号	箇所名	河川名			所在地	面積 (ha)	人家	公共 施設	区域 指定
		水系名	幹川名	溪流名					
8	牛ヶ谷	淀川	宇曽川	牛ヶ谷川	百済寺本町	7.0	0	市道	○
37	蓼畑	淀川	愛知川	藤川谷	蓼畑町	4.0	0	国道、 測水所	
38	黄和田	淀川	愛知川	愛知川	黄和田町	3.8	0	国道	
39	甲津畑	淀川	愛知川	和南川	甲津畑町	4.2	3	小学校	
42	杠葉尾(1)	淀川	愛知川	神崎川	杠葉尾町	2.5	0	林道	

(4) 地すべり防止区域

出典：東近江市水防計画資料編

地区名	所在地	面積(ha)	指定年月日	所管
牛ヶ谷	百済寺本町	7.0	昭和 51 年 4 月 13 日	国土交通省

10-6 山地災害危険地

(1) 山腹崩壊危険地区

出典：滋賀県地域防災計画資料編

地区名	所在地	保全対象		
東山	上平木町東山	人家 85 戸	公共施設	道路
日吉神社	上平木町東山	人家 81 戸		道路
華嶽山	上羽田町華嶽山	人家 20 戸	公共施設	道路
木戸内	上羽田町木戸内	人家 10 戸	公共施設	道路
西山	上羽田町西山		公共施設	道路
八幡神社	中羽田町西山			道路
八坂神社	尻無町布引山	人家 20 戸	公共施設	道路
中山①	建部瓦屋寺町中山	人家 35 戸	公共施設	道路
中山②	建部瓦屋寺町中山		公共施設	道路
山神	建部瓦屋寺町山神	人家 30 戸	公共施設	道路
寿①	小脇町寿	人家 46 戸	公共施設	道路
青蓮寺	小脇町栄	人家 25 戸		道路
寿②	小脇町栄	人家 59 戸	公共施設	道路
生蓮寺	清水町二丁目	人家 15 戸	公共施設	道路
二丁目	清水町二丁目	人家 40 戸	公共施設	道路
松尾	八日市松尾町	人家 23 戸		道路
山添①	池之脇町	人家 12 戸		道路
山添②	池之脇町山添	人家 12 戸		道路
山添③	池之脇町山添	人家 5 戸	公共施設	道路
小学校ウラ	甲津畑町角土	人家 10 戸	公共施設	道路
脇山①	和南町脇山	人家 25 戸	公共施設	道路
横田	和南町横田	人家 15 戸		道路
寺ウラ	和南町	人家 11 戸	公共施設	道路
脇山②	和南町脇山	人家 5 戸		道路
退蔵山②	永源寺高野退蔵山			道路
退蔵山③	永源寺高野退蔵山			道路
退蔵山⑥	永源寺高野退蔵山			道路
八尾①	永源寺高野八尾		公共施設	
退蔵山①	永源寺高野退蔵山			道路
退蔵山④	永源寺高野退蔵山			道路
退蔵山⑤	永源寺高野退蔵山	人家 1 戸		道路
八尾②	永源寺高野八尾	人家 1 戸		
相谷	永源寺相谷	人家 25 戸		道路
萱尾	萱尾町	人家 7 戸	公共施設	道路
小台	萱尾町小台			道路

10 水防・危険箇所等
10-6 山地災害危険地

地区名	所在地	保全対象		
佐目	佐目町	人家 10 戸	公共施設	道路
布袋谷	九居瀬町布袋谷			道路
小牧	九居瀬小牧			道路
愛知懸①	九居瀬町愛知懸			道路
愛知懸②	九居瀬町愛知懸			道路
東平大	蓼畑町東平大			道路
西平大①	蓼畑町西平大	人家 8 戸	公共施設	道路
西平大②	蓼畑町西平大	人家 4 戸	公共施設	道路
御座の谷	杠葉尾町御座の谷	人家 17 戸		道路
岩谷	黄和田町岩谷	人家 5 戸	公共施設	道路
不老学	黄和田町不老学			道路
黄和田	黄和田町岩谷	人家 5 戸	公共施設	道路
川東①	政所町川東	人家 15 戸		道路
川東②	政所町川東	人家 15 戸		道路
里道	政所町里道		公共施設	道路
川西①	政所町川西	人家 7 戸		
川西②	政所町川西	人家 7 戸		
如来堂①	政所町如来堂			道路
如来堂②	政所町如来堂	人家 3 戸		道路
川東③	政所町川東	人家 11 戸		道路
如来堂③	政所町如来堂	人家 2 戸	公共施設	道路
ソワ	箕川町ソワ	人家 2 戸		
マトバ	箕川町マトバ	人家 10 戸		道路
ハゲ	箕川町ハゲ			道路
安場	箕川町安場			道路
ナイコ	箕川町ナイコ	人家 2 戸		道路
石ヶ滝	蛭谷町石ヶ滝			道路
川西	蛭谷町川西	人家 4 戸		道路
水ヶ洞	蛭谷町水ヶ洞			道路
更甲塚	蛭谷町更甲塚			道路
砂原	蛭谷町砂原			道路
東当	蛭谷町東当			道路
地藏平	蛭谷町地藏平			道路
平岩山	蛭谷町中岩谷			道路
向山	蛭谷町向山	人家 3 戸	公共施設	
上ノ山	君ヶ畑町上ノ山	人家 9 戸		道路
山田①	山上町	人家 15 戸		道路
山田②	山上町		公共施設	道路

10 水防・危険箇所等
10-6 山地災害危険地

地区名	所在地	保全対象		
山添	五個荘清水鼻町	人家 20 戸	公共施設	道路
竜ヶ谷	五個荘川並町竜ヶ谷	人家 50 戸	公共施設	道路
地蔵山	五個荘石馬寺町地蔵	人家 35 戸		道路
石馬寺	五個荘石馬寺町内田	人家 10 戸		道路
中島	五個荘日吉町中島		公共施設	道路
与内	五個荘山本町与内	人家 40 戸	公共施設	道路
南山	五個荘和田町南山	人家 30 戸	公共施設	道路
白鹿背	平尾町白鹿背		公共施設	道路
観音山	大覚寺町観音山		公共施設	
水落	上山町水落			道路
替岩平石	上山町替岩、平石			道路
替岩	上山町替岩			道路
奥脇	上山町奥脇			道路
小番陽	上山町小番陽			道路
丸尾馬小場	上山町丸尾、馬小場			道路
北袋	百済寺本町北袋			道路
牛ヶ谷	百済寺本町牛ヶ谷			道路
中之坂	百済寺町中之坂			道路
横根①	百済寺町横根		公共施設	道路
横根②	百済寺町横根			道路
横根③	百済寺町横根		公共施設	道路
埋室	百済寺町埋室			道路
宮ヶ谷	百済寺町宮ヶ谷			道路
上小夫谷①	百済寺町上小夫谷		公共施設	道路
上小夫谷②	百済寺町上小夫谷			道路
下小夫谷①	百済寺町下小夫谷			道路
下小夫谷②	百済寺町下小夫谷		公共施設	道路
下小夫谷③	百済寺町下小夫谷		公共施設	道路
不動谷	百済寺町不動谷	人家 10 戸		道路
羊谷	百済寺町羊谷		公共施設	
鶴ハゲ	北坂町鶴ハゲ			道路
青山	青山町	人家 45 戸	公共施設	道路
奥山	下一色町奥山			道路
押立山奥山	下一色町押立山奥山			道路
西山	長勝寺町	人家 40 戸	公共施設	道路
山面	佐野町	人家 4 戸	公共施設	道路
佐野	佐野町山面	人家 2 戸		道路
猪子①	猪子町小児谷俣岨		公共施設	道路

地区名	所在地	保全対象		
猪子②	猪子町		公共施設	
門の内	能登川町門の内	人家 19 戸	公共施設	道路
北須田①	北須田町野上	人家 10 戸		道路
北須田②	北須田町野上		公共施設	道路
安土山①	南須田町安土山	人家 18 戸		道路
岩駒寺	南須田町岩駒	人家 12 戸	公共施設	道路
安土山②	南須田町安土山	人家 5 戸		道路
単谷	石塔町単谷	人家 65 戸	公共施設	道路
平田	川合町平田		公共施設	道路
山上町	山上町	人家 7 戸	公共施設	道路
平柳	平柳町中ノ倉			

(2) 崩壊土砂流出危険地区

地区名	所在地	保全対象		
西山	中羽田町西山	人家 2 戸	公共施設	道路
寿	小脇町寿	人家 90 戸		道路
大薙	甲津畑町大薙	人家 25 戸		道路
登谷川	甲津畑町	人家 10 戸	公共施設	道路
野々窪	甲津畑町野々窪	人家 5 戸	公共施設	道路
脇山①	和南町			道路
脇山②	和南町			道路
阿野瀬	和南町阿野瀬		公共施設	道路
脇山③	和南町脇山	人家 10 戸		道路
八尾	山上町八尾			道路
松尾谷	永源寺高野町	人家 25 戸		道路
堂後谷	永源寺高野町	人家 15 戸		道路
一木谷	永源寺高野町		公共施設	道路
煩原谷	永源寺高野町			道路
佐上田	永源寺相谷町	人家 10 戸		道路
藤切川	永源寺相谷町	人家 2 戸	公共施設	道路
佐目子谷	佐目町		公共施設	道路
樋之口谷	佐目町	人家 11 戸	公共施設	道路
不動谷	萱尾町		公共施設	道路
黒谷	九居瀬町			道路
小仏谷	九居瀬町			道路
三谷	九居瀬町		公共施設	道路
岩谷	九居瀬町		公共施設	道路
地藏谷	九居瀬町		公共施設	道路

10 水防・危険箇所等
10-6 山地災害危険地

地区名	所在地	保全対象		
梅木谷	九居瀬町		公共施設	道路
尾中	蓼畑町尾中			道路
重岩谷	杠葉尾町	人家 3 戸	公共施設	道路
空ヶ畑	杠葉尾町空ヶ畑	人家 10 戸		道路
須谷	杠葉尾町	人家 35 戸		道路
嶽ノ尾	杠葉尾町	人家 73 戸		道路
赤杉葉①	杠葉尾町赤杉葉		公共施設	道路
赤杉葉②	杠葉尾町		公共施設	道路
赤坂谷	杠葉尾町		公共施設	道路
風越	杠葉尾町			道路
石路谷	杠葉尾町		公共施設	道路
口谷	杠葉尾町			道路
ゲルミチ谷	杠葉尾町			道路
下谷尻谷	杠葉尾町			道路
タイノキ谷	黄和田町		公共施設	道路
オビキ谷	黄和田町	人家 5 戸	公共施設	道路
大辺	黄和田町	人家 20 戸	公共施設	道路
ライノ谷	黄和田町			道路
タキノ谷	黄和田町タキノ谷			道路
中ノ谷	黄和田町			道路
地藏谷	黄和田町		公共施設	道路
黒坂谷	黄和田町			道路
八風川	黄和田町			道路
暮谷	黄和田町			道路
宮谷	政所町	人家 40 戸	公共施設	道路
朴ヶ谷	政所町	人家 10 戸		道路
折戸谷	政所町			道路
古語録谷	政所町			道路
滝ノ谷	政所町			道路
滝谷①	政所町			道路
馬場谷	政所町			道路
ツンボウ谷	政所町			道路
滝谷②	政所町			道路
変谷	政所町	人家 1 戸		道路
コロヶ谷	政所町	人家 15 戸	公共施設	道路
富士川谷	政所町	人家 5 戸	公共施設	道路
足原谷	政所町			道路
西谷	箕川町	人家 6 戸	公共施設	道路

地区名	所在地	保全対象		
奥祖父谷	箕川町			道路
大山谷	箕川町			道路
滝谷	箕川町			道路
清次郎谷	箕川町			道路
足谷	蛭谷町			道路
鳥越谷	蛭谷町			道路
中岩谷	蛭谷町			道路
小足谷	蛭谷町小足谷			道路
向山	蛭谷町向山	人家 5 戸	公共施設	道路
岩小谷	君ヶ畑町			道路
水汲谷	君ヶ畑町			道路
太郎谷	君ヶ畑町	人家 15 戸		道路
ハグチ谷	君ヶ畑町			道路
舟ヶ谷	君ヶ畑町			道路
桂谷	君ヶ畑町	人家 15 戸		道路
正木谷	君ヶ畑町	人家 15 戸		道路
安ヶ谷	君ヶ畑町	人家 15 戸		道路
一ノ谷	君ヶ畑町	人家 20 戸		道路
向谷	君ヶ畑町	人家 10 戸		道路
トロボラ	君ヶ畑町トロボラ			道路
御池	君ヶ畑町御池			道路
伊勢谷	茨川町			道路
ゴンゲン谷	川並町ゴンゲン谷	人家 50 戸		道路
シル谷	川並町シル谷		公共施設	道路
竜ヶ谷	川並町竜ヶ谷	人家 15 戸	公共施設	道路
地蔵山	石馬寺町地蔵山	人家 30 戸	公共施設	道路
白鹿背	平尾町白鹿背	人家 30 戸	公共施設	道路
桃ノ尾	平尾町桃ノ尾	人家 20 戸		道路
牛尾	大覚寺町牛尾	人家 20 戸	公共施設	道路
大覚寺	大覚寺町北の谷	人家 20 戸	公共施設	道路
小番場	上山町小番場		公共施設	道路
横根①	百済寺町横根			道路
横根②	百済寺町横根			道路
横根③	百済寺町横根			道路
宮ヶ谷	百済寺町宮ヶ谷		公共施設	道路
上小夫谷	百済寺町上小夫谷		公共施設	道路
乗覚山	百済寺町乗覚山		公共施設	道路
太郎谷①	百済寺町太郎谷			道路

10 水防・危険箇所等
10-6 山地災害危険地

地区名	所在地	保全対象		
太郎谷②	百済寺町太郎谷			道路
羊谷	百済寺町羊谷	人家 5 戸	公共施設	道路
桐生谷	百済寺町桐生谷			道路
太郎谷③	百済寺町太郎谷			道路
ノタ谷	百済寺町ノタ谷			道路
鷲ハゲ	北坂町鷲ハゲ	人家 10 戸		道路
石仏谷	北坂町石仏谷	人家 5 戸		道路
明神ヶ嶽	愛東外町明神ヶ嶽	人家 10 戸		道路
黒谷	小倉町黒谷		公共施設	道路
僧坊山	平柳町僧坊山		公共施設	道路
中ノ倉	平柳町中ノ倉		公共施設	道路
奥山①	下一色町奥山		公共施設	道路
奥山②	下一色町奥山		公共施設	道路
奥山③	下一色町奥山		公共施設	道路
焼尾	下一色町焼尾			道路
境谷	下一色町境谷		公共施設	道路
杉ノ尾	下一色町杉ノ尾			道路
奥山④	下一色町奥山			道路
蛇谷	下一色町押立山			道路
南須田町①	南須田町	人家 10 戸	公共施設	道路
南須田町②	南須田町	人家 10 戸	公共施設	道路
中の谷	平林町中の谷	人家 10 戸	公共施設	道路
単谷	石塔町単谷	人家 8 戸		道路

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

出典：県砂防課ホームページ

(1) 東近江市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(土石流)

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
1	北須田町	須田川	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 420 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 736 号
2	小脇町	新川	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 424 号	—	—
3	上羽田町	平石古 墳谷	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 425 号	—	—
4	上羽田町	雲野谷	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 426 号	—	—
5	石塔町	奥谷	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 427 号	—	—
6	石塔町	奥谷	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 428 号	—	—
7	五個荘石馬寺町	サンマ イ谷	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 134 号
8	五個荘石馬寺町	石馬北 谷	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	—	—
9	五個荘石馬寺町	寺領川 支流	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	—	—
10	五個荘石馬寺町	寺領川 支流	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	—	—
11	五個荘石馬寺町	寺領川 支流	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	—	—
12	君ヶ畑町	大谷川	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 134 号
13	君ヶ畑町	宮ノ谷 川	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 134 号
14	君ヶ畑町	宮ノ谷 川	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	—	—
15	君ヶ畑町	太郎谷 川	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	—	—
16	黄和田町	岩谷川	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 129 号	—	—
17	箕川町	箕川北 谷	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 160 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 165 号
18	箕川町	箕川谷	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 160 号	—	—
19	蛭谷町	蛭谷川	平成 19 年 3 月 30 日	県告第 203 号	平成 19 年 3 月 30 日	県告第 212 号
20	蛭谷町	蛭谷川	平成 19 年 3 月 30 日	県告第 203 号	—	—
21	君ヶ畑町	庵谷川	平成 19 年 4 月 18 日	県告第 279 号	平成 19 年 4 月 18 日	県告第 283 号
22	平尾町・大覚寺町・ 園町	桃ノ尾 谷川	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 596 号	—	—
23	平尾町	棚上川 支流	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 596 号	—	—
24	平尾町	棚上川	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 596 号	—	—

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
25	平柳町	二谷川 支流	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 596 号	—	—
26	平柳町	二谷川	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 596 号	—	—
27	建部瓦屋寺町	愛知川 支流	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 668 号	—	—
28	建部瓦屋寺町	愛知川 支流	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 668 号	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 671 号
29	建部瓦屋寺町	愛知川 支流	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 668 号	—	—
30	建部瓦屋寺町	建部谷	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 668 号	—	—
31	建部瓦屋寺町・八日 市松尾町	愛知川 支流	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
32	能登川町	安楽寺 谷	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
33	能登川町	安楽寺 谷	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
34	能登川町	北須田 北谷	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
35	能登川町	北須田 北谷	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
36	伊庭町・能登川町	安楽寺 谷	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
37	伊庭町・能登川町	安楽寺 谷	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
38	伊庭町・猪子町	瓜生川	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
39	佐野町・猪子町	瓜生川	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
40	佐野町	瓜生川	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
41	佐野町	瓜生川	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
42	五個荘川並町	瓜生川 支流	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	—	—
43	五個荘川並町	瓜生川 支流	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	—	—
44	五個荘清水鼻町・五 個荘川並町・五個荘 石塚町	瓜生川 支流	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	—	—
45	五個荘日吉町	瓜生川	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	—	—
46	五個荘日吉町	瓜生川	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	—	—
47	稻垂町・上羽田町	白鳥川 支流	平成 20 年 3 月 24 日	県告第 166 号	平成 20 年 3 月 24 日	県告第 173 号
48	稻垂町・川合町	白鳥川 支流	平成 20 年 3 月 24 日	県告第 166 号	—	—
49	稻垂町	白鳥川 支流	平成 20 年 3 月 24 日	県告第 166 号	—	—

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
50	稲垂町	白鳥川 支流	平成 20 年 3 月 24 日	県告示 第 166 号	—	—
51	永源寺相谷町	宮の前 谷	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 630 号	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 634 号
52	永源寺相谷町	庵の谷	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 630 号	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 634 号
53	永源寺相谷町	端ヶ谷 川	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 630 号	—	—
54	永源寺相谷町	清水谷	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 630 号	—	—
55	永源寺相谷町	三神谷	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 630 号	—	—
56	永源寺相谷町	地獄谷	平成 20 年 12 月 24 日	県告示 第 630 号	—	—
57	和南町	大和川	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	—	—
58	和南町	和南川 支流	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	—	—
59	和南町	和南川 支流	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	—	—
60	和南町	和南川 支流	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	—	—
61	甲津畑町	登川	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	—	—
62	甲津畑町	ミコダ 谷	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 179 号
63	永源寺高野町	愛知川 支流	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 179 号
64	政所町	川西谷	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	—	—
65	政所町	板ノ谷 川	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 179 号
66	上平木町	鳴谷川	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 175 号	—	—
67	上平木町	鳴谷川 支流	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 175 号	—	—
68	上平木町	鳴谷川 支流	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 175 号	—	—
69	大覚寺町、大林町、 園町	豊国川	平成 22 年 3 月 26 日	県告示 第 218 号	平成 22 年 3 月 26 日	県告示 第 222 号
70	大覚寺町	豊国川 支流	平成 22 年 3 月 26 日	県告示 第 218 号	—	—
71	大覚寺町	豊国川 支流	平成 22 年 3 月 26 日	県告示 第 218 号	平成 22 年 3 月 26 日	県告示 第 222 号
72	愛東外町	千手川	平成 22 年 4 月 14 日	県告示 第 314 号	平成 22 年 4 月 14 日	県告示 第 314 号
73	永源寺高野町、愛東 外町	八軒屋 谷川	平成 22 年 4 月 14 日	県告示 第 314 号	平成 22 年 4 月 14 日	県告示 第 314 号
74	和南町	和南川 支流	平成 23 年 3 月 25 日	県告示 第 145 号	平成 23 年 3 月 25 日	県告示 第 154 号
75	五個荘伊野部町	宮立川	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 172 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 176 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
76	五個荘伊野部町	山本川	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 172 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 176 号
77	山上町	愛知川 支流	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 172 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 176 号
78	山上町	和南川 支流	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 172 号	—	—
79	山上町	和南川 支流	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 172 号	—	—
80	川合町	佐久良 川支流	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 172 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 176 号
81	五個荘山本町	宮立川	平成 23 年 7 月 22 日	県告示 369 号	平成 23 年 7 月 22 日	県告示 374 号
82	政所町	宮の谷	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 167 号	—	—
83	黄和田町	大疋谷 川	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 167 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 173 号
84	黄和田町	八風谷	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 167 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 173 号
85	黄和田町	倉谷	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 167 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 173 号
86	黄和田町	倉谷	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 167 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示 173 号
87	南須田町	須田川 支流	平成 25 年 3 月 29 日	県告示 116 号	—	—
88	南須田町	須田川 支流	平成 25 年 3 月 29 日	県告示 116 号	—	—
89	百済寺町、北坂町	榎ノ木 谷川	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
90	百済寺町	南川・ 不動谷	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
91	百済寺町、上山町、 百済寺本町	五の谷 川	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
92	百済寺町、上山町	いも谷 川	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
93	上山町	南側川	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
94	上山町、市ヶ原町	加領川	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
95	百済寺本町	五の谷 川支流	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
96	百済寺町、百済寺本 町	牛ヶ谷 川	平成 26 年 3 月 31 日	県告示 159 号	—	—
97	杠葉尾町	須谷川	平成 26 年 5 月 23 日	県告示 274 号	平成 26 年 5 月 23 日	県告示 276 号
98	五個荘石馬寺町	寺領川 支流	平成 26 年 5 月 23 日	県告示 274 号	—	—
99	五個荘平阪町	宮立川	平成 27 年 3 月 30 日	県告示 93 号	—	—
100	小脇町	大川支 流	平成 27 年 3 月 30 日	県告示 93 号	平成 27 年 3 月 30 日	県告示 98 号
101	百済寺甲町	上小夫 谷川	平成 28 年 1 月 15 日	県告示 19 号	平成 28 年 1 月 15 日	県告示 21 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
102	南須田町、きぬがさ町	須田川支流	平成 28 年 3 月 30 日	県告示 第 185 号	—	—
103	鈴町	谷川支流	平成 28 年 3 月 30 日	県告示 第 185 号	平成 28 年 3 月 30 日	県告示 第 192 号
104	五個荘川並町	シル谷	平成 30 年 9 月 28 日	県告示 第 409 号	—	—
105	百済寺甲町	犬上川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
106	百済寺甲町	犬上川支流 2	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
107	百済寺甲町	宮ヶ谷川	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
108	蛭谷町	蛭谷川	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
109	紅葉尾町	須谷	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
110	萱尾町	不動谷	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
111	永源寺相谷町	愛知川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
112	永源寺相谷町	宮の前谷川	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
113	山上町	渋川支流 1	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
114	山上町	愛知川支流 2	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
115	山上町・和南町・永源寺相谷町	渋川支流 2	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
116	甲津畑町	井の谷川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
117	甲津畑町	和南川支流 2	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
118	甲津畑町	和南川支流 1	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
119	池之脇町	蛇砂川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	—	—
120	高木町	蛇砂川支流 2	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	—	—
121	高木町	蛇砂川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	—	—
122	蒲生堂町	須川	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
123	平柳町	宇曾川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号
124	五個荘石馬寺町・五個荘川並町	石馬寺川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	—	—
125	大森町	池谷川支流	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示 第 460 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(2) 東近江市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
1	北須田町	須田<1>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 436 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 740 号
2	石塔町	石塔<1>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 437 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 741 号
3	石塔町	石塔<2>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 438 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 742 号
4	石塔町	石塔<4>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 439 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 743 号
5	石塔町	石塔<9>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 440 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 744 号
6	石塔町	石塔<12>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 441 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 745 号
7	石塔町	石塔<3>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 442 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 746 号
8	石塔町	石塔<5>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 446 号	—	—
9	石塔町	石塔<7>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 447 号	—	—
10	石塔町	石塔<10>	平成 18 年 3 月 30 日	県告示 第 448 号	—	—
11	五個荘石馬寺町	石馬寺 <1>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
12	五個荘石馬寺町	石馬寺 <3>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
13	五個荘石馬寺町	石馬寺 <4>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
14	小脇町	太郎坊 <1>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
15	君ヶ畑町	君ヶ畑 <2>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
16	黄和田町	黄和田 <3>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
17	黄和田町	黄和田 <2>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
18	黄和田町	黄和田 <1>	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 129 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示 第 134 号
19	箕川町	箕川<2>	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 160 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 165 号
20	箕川町	箕川<3>	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 160 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 165 号
21	箕川町	箕川<4>	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 160 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 165 号
22	箕川町	箕川<5>	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 160 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告示 第 165 号
23	蛭谷町	蛭谷<1>	平成 19 年 3 月 30 日	県告示 第 203 号	平成 19 年 3 月 30 日	県告示 第 212 号
24	蛭谷町	蛭谷<3>	平成 19 年 3 月 30 日	県告示 第 203 号	平成 19 年 3 月 30 日	県告示 第 212 号
25	蛭谷町	蛭谷<4>	平成 19 年 3 月 30 日	県告示 第 203 号	平成 19 年 3 月 30 日	県告示 第 212 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
26	君ヶ畑町	君ヶ畑 <1>	平成 19 年 4 月 18 日	県告第 279 号	平成 19 年 4 月 18 日	県告第 283 号
27	平尾町	平尾	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 596 号	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 598 号
28	平柳町	平柳<1>	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 596 号	平成 19 年 11 月 9 日	県告第 598 号
29	建部瓦屋寺町	建部瓦屋 寺町<1>	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 668 号	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 671 号
30	建部瓦屋寺町	建部瓦屋 寺町<2>	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 668 号	平成 19 年 12 月 25 日	県告第 671 号
31	能登川町	能登川 <4>	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
32	能登川町	能登川 <5>	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
33	能登川町	能登川 <6>	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
34	能登川町	能登川 <1>	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
35	能登川町	能登川 <2>	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
36	伊庭町	伊庭	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
37	佐野町	佐野	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	—	—
38	佐野町	佐野<1>	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
39	佐野町	佐野<2>	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 95 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 98 号
40	五個荘川並町	川並<2>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 121 号
41	五個荘清水鼻 町、蒲生郡安土 町大字石寺	清水鼻 <1>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	—	—
42	五個荘清水鼻町	清水鼻 <2>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 121 号
43	五個荘日吉町	下日吉 <1>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	—	—
44	五個荘日吉町	下日吉 <2>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 121 号
45	五個荘日吉町	下日吉 <3>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 121 号
46	五個荘日吉町	下日吉 <4>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 121 号
47	五個荘日吉町	下日吉 <5>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 121 号
48	五個荘日吉町	下日吉 <6>	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告第 121 号
49	八日市松尾町	松尾町 <2>	平成 20 年 3 月 24 日	県告第 166 号	平成 20 年 3 月 24 日	県告第 173 号
50	萱尾町	萱尾	平成 20 年 3 月 26 日	県告第 186 号	平成 20 年 3 月 26 日	県告第 191 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
51	妹町	妹<1>	平成 20 年 3 月 26 日	県告第 186 号	平成 20 年 3 月 26 日	県告第 191 号
52	八日市清水二丁目	清水二丁目<1>	平成 20 年 7 月 23 日	県告第 421 号	平成 20 年 7 月 23 日	県告第 424 号
53	八日市清水二丁目	清水二丁目<2>	平成 20 年 7 月 23 日	県告第 421 号	平成 20 年 7 月 23 日	県告第 424 号
54	八日市清水二丁目	清水二丁目<3>	平成 20 年 7 月 23 日	県告第 421 号	平成 20 年 7 月 23 日	県告第 424 号
55	永源寺相谷町	相谷<2>	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 630 号	—	—
56	永源寺相谷町	相谷<7>	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 630 号	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 634 号
57	永源寺相谷町	相谷<9>	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 630 号	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 634 号
58	永源寺相谷町	相谷<12>	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 630 号	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 634 号
59	永源寺相谷町	相谷<14>	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 630 号	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 634 号
60	永源寺相谷町	相谷<15>	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 630 号	平成 20 年 12 月 24 日	県告第 634 号
61	和南町	和南<1>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	—	—
62	和南町	和南<2>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
63	和南町	和南<3>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
64	和南町	和南<4>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
65	甲津畑町	甲津畑<1>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
66	甲津畑町	甲津畑<2>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
67	甲津畑町	甲津畑<3>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
68	永源寺高野町	高野<1>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
69	永源寺高野町	高野<2>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
70	永源寺高野町	高野<3>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
71	永源寺高野町	高野<8>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
72	永源寺高野町	高野<9>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
73	永源寺高野町	高野	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
74	政所町	政所<1>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
75	政所町	政所<2>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号
76	政所町	政所<5>	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告第 179 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
77	政所町	政所<9>	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 179 号
78	政所町	政所<10>	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 179 号
79	政所町	政所<14>	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示 第 179 号
80	きぬがさ町	きぬがさ <6>	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 147 号
81	きぬがさ町	きぬがさ <3>	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 147 号
82	きぬがさ町	きぬがさ <4>	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 147 号
83	きぬがさ町	きぬがさ <5>	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 147 号
84	きぬがさ町	きぬがさ <7>	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 147 号
85	きぬがさ町	きぬがさ <8>	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 147 号
86	きぬがさ町	きぬがさ <9>	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示 第 147 号
87	上平木町	上平木町 (1)	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 175 号	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 178 号
88	上平木町	上平木町 (2)	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 175 号	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 178 号
	蒲生郡安土町大字下豊浦、きぬがさ町	下豊浦 <5>	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 175 号	平成 22 年 3 月 17 日	県告示 第 179 号
89	宮川町	宮川<2>	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 196 号	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 199 号
90	宮川町	宮川<3>	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 196 号	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 199 号
91	宮川町	宮川<4>	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 196 号	—	—
92	宮川町	宮川<6>	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 196 号	—	—
93	宮川町	宮川<7>	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 196 号	—	—
94	蒲生堂町	宮川<8>	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 196 号	平成 22 年 3 月 19 日	県告示 第 199 号
95	愛東外町	外<2>	平成 22 年 4 月 14 日	県告示 第 314 号	平成 22 年 4 月 14 日	県告示 第 317 号
96	愛東外町	外<1>	平成 22 年 4 月 14 日	県告示 第 314 号	—	—
97	宮川町	宮川(1)	平成 23 年 3 月 25 日	県告示 第 145 号	平成 23 年 3 月 25 日	県告示 第 154 号
98	五個荘川並町	川並(1)	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 172 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 176 号
99	五個荘和田町	和田(1)	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 172 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 176 号
100	五個荘和田町	和田(2)	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 172 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示 第 176 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
101	山上町	山上(1)	平成23年3月30日	県告示 第172号	平成23年3月30日	県告示 第176号
102	山上町	山上(2)	平成23年3月30日	県告示 第172号	平成23年3月30日	県告示 第176号
103	山上町	山上(3)	平成23年3月30日	県告示 第172号	平成23年3月30日	県告示 第176号
104	川合町	川合	平成23年3月30日	県告示 第172号	平成23年3月30日	県告示 第176号
105	五個荘山本町	平阪(2)	平成23年7月22日	県告示 第369号	平成23年7月22日	県告示 第374号
106	長勝寺町	長勝寺 (2)	平成23年7月22日	県告示 第369号	平成23年7月22日	県告示 第374号
107	長勝寺町	長勝寺 (3)	平成23年7月22日	県告示 第369号	平成23年7月22日	県告示 第374号
108	政所町	政所(3)	平成24年3月30日	県告示 第167号	—	—
109	政所町	政所(4)	平成24年3月30日	県告示 第167号	平成24年3月30日	県告示 第173号
110	政所町	政所(6)	平成24年3月30日	県告示 第167号	—	—
111	政所町	政所(8)	平成24年3月30日	県告示 第167号	—	—
112	政所町	政所(15)	平成24年3月30日	県告示 第167号	—	—
113	政所町	政所(12)	平成24年3月30日	県告示 第167号	—	—
114	杠葉尾町	杠葉尾 (3)	平成25年2月22日	県告示 第48号	平成25年2月22日	県告示 第51号
115	杠葉尾町	杠葉尾 (10)	平成25年2月22日	県告示 第48号	平成25年2月22日	県告示 第51号
116	南須田町	南須田 <2>	平成25年3月29日	県告示 第116号	平成25年3月29日	県告示 第122号
117	南須田町	南須田 <3>	平成25年3月29日	県告示 第116号	平成25年3月29日	県告示 第122号
118	中羽田町	中羽田町 <1>	平成25年3月29日	県告示 第116号	平成25年3月29日	県告示 第122号
119	蓼畑町	蓼畑<2>	平成25年3月29日	県告示 第116号	—	—
120	蓼畑町	蓼畑<7>	平成25年3月29日	県告示 第116号	平成25年3月29日	県告示 第122号
121	蓼畑町	蓼畑<8>	平成25年3月29日	県告示 第116号	—	—
122	上羽田	上羽田 <1>	平成25年3月29日	県告示 第116号	平成25年3月29日	県告示 第122号
123	永源寺相谷町	相谷(1)	平成25年4月19日	県告示 第190号	—	—
124	永源寺相谷町	相谷(20)	平成25年4月19日	県告示 第190号	平成25年4月19日	県告示 第192号
125	永源寺相谷町	相谷(19)	平成25年4月19日	県告示 第190号	—	—
126	永源寺相谷町	相谷(17)	平成25年4月19日	県告示 第190号	—	—

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
127	永源寺相谷町	相谷(18)	平成 25 年 4 月 19 日	県告第 190 号	—	—
128	永源寺相谷町	相谷(16)	平成 25 年 4 月 19 日	県告第 190 号	—	—
129	宮川町	宮川(5)	平成 25 年 4 月 19 日	県告第 190 号	平成 25 年 4 月 19 日	県告第 192 号
130	上山町	百済寺乙	平成 26 年 3 月 31 日	県告第 159 号	平成 26 年 3 月 31 日	県告第 167 号
131	蛭谷町	蛭谷(2)	平成 26 年 3 月 31 日	県告第 159 号	—	—
132	杠葉尾町	杠葉尾 (1)	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 274 号	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 276 号
133	杠葉尾町	杠葉尾 (2)	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 274 号	—	—
134	杠葉尾町	杠葉尾 (5)	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 274 号	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 276 号
135	杠葉尾町	杠葉尾 (7)	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 274 号	—	—
136	杠葉尾町	杠葉尾 (8)	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 274 号	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 276 号
137	杠葉尾町	杠葉尾 (9)	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 274 号	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 276 号
138	五個荘石馬寺町	石馬寺 (2)	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 274 号	平成 26 年 5 月 23 日	県告第 276 号
139	長勝寺町	長勝寺 (1)	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 93 号	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 98 号
140	五個荘平阪町	平阪(1)	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 93 号	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 98 号
141	小脇町	青蓮寺町 (1)	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 93 号	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 98 号
142	八日市清水	清水 2 丁 目(4)	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 93 号	平成 27 年 3 月 30 日	県告第 98 号
143	建部瓦屋寺町	建部瓦屋 寺町(1)	平成 27 年 10 月 9 日	県告第 407 号	平成 27 年 10 月 9 日	県告第 412 号
144	建部瓦屋寺町	建部瓦屋 寺町(4)	平成 27 年 10 月 9 日	県告第 407 号	—	—
145	百済寺甲町	百済寺甲 (3)	平成 28 年 1 月 15 日	県告第 19 号	平成 28 年 1 月 15 日	県告第 21 号
146	永源寺高野町	高野(4)	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 85 号	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 91 号
147	永源寺高野町	高野(5)	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 85 号	—	—
148	永源寺高野町	高野(10)	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 85 号	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 91 号
149	君ヶ畑町	君ヶ畑 (5)	平成 28 年 3 月 30 日	県告第 185 号	—	—
150	百済寺町・百済 寺本町	百済寺本 町	平成 28 年 3 月 30 日	県告第 185 号	平成 28 年 3 月 30 日	県告第 192 号
151	南須田町	南須田 (1)	平成 28 年 3 月 30 日	県告第 185 号	平成 28 年 3 月 30 日	県告第 192 号
152	百済寺甲町	百済寺甲 (2)	平成 28 年 10 月 31 日	県告第 474 号	平成 28 年 10 月 31 日	県告第 477 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
153	百済寺甲町	百済寺甲	平成 28 年 10 月 31 日	県告第 474 号	平成 28 年 10 月 31 日	県告第 477 号
154	池之脇町	池之脇 (1)	平成 28 年 10 月 31 日	県告第 474 号	平成 28 年 10 月 31 日	県告第 477 号
155	青山町	青山	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
156	石塔町	石塔	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
157	箕川町	箕川	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
158	妹町	妹(2)	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
159	平林町	平林	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
160	小倉町	小倉	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
161	蒲生堂町	蒲生堂	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
162	五個荘石馬寺町	石馬寺 (5)	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 125 号	平成 29 年 3 月 22 日	県告第 127 号
163	蓼畑町	蓼畑	平成 29 年 3 月 31 日	県告第 170 号	平成 29 年 3 月 31 日	県告第 178 号
164	佐目町	佐目(1)	平成 30 年 9 月 28 日	県告第 409 号	—	—
165	百済寺町	百済寺 (1)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	—	—
166	百済寺町	百済寺 (2)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	—	—
167	百済寺町	百済寺 (3)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	—	—
168	百済寺本町	百済寺本 町(2)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	—	—
169	愛東外町	外(3)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	—	—
170	曾根町	曾根(1)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 460 号
171	鯉江町	鯉江(1)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	—	—
172	君ヶ畑町	君ヶ畑 (6)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 460 号
173	君ヶ畑町	君ヶ畑 (7)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 460 号
174	蛭谷町	蛭谷(5)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 460 号
175	蛭谷町	蛭谷(6)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	—	—
176	蛭谷町	蛭谷(7)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 460 号
177	蛭谷町	蛭谷(9)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 460 号
178	蛭谷町	蛭谷(10)	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 458 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告第 460 号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
179	蛭谷町	蛭谷(11)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
180	箕川町	箕川(6)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
181	箕川町	箕川(7)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
182	箕川町	箕川(8)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
183	蓼畑町	蓼畑(9)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
184	紅葉尾町	紅葉尾 (11)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
185	萱尾町	萱尾(2)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
186	萱尾町	萱尾(3)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
187	萱尾町	萱尾(4)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
188	永源寺高尾町	高野(11)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
189	永源寺高尾町	高野(12)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
190	永源寺高尾町	高野(13)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
191	永源寺高尾町	高野(14)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
192	永源寺高尾町	高野(15)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
193	永源寺高尾町	高野(16)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
194	山上町	山上(7)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
195	山上町	山上(9)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
196	山上町	山上(10)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
197	山上町	山上(11)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
198	和南町	和南(5)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
199	池之脇町	池之脇 (2)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
200	高木町	高木(1)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
201	甲津畑町	甲津畑 (4)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
202	甲津畑町	甲津畑 (5)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号
203	甲津畑町	甲津畑 (6)	令和2年11月20日	県告示 第458号	—	—
204	甲津畑町	甲津畑 (7)	令和2年11月20日	県告示 第458号	令和2年11月20日	県告示 第460号

10 水防・危険箇所等

10-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

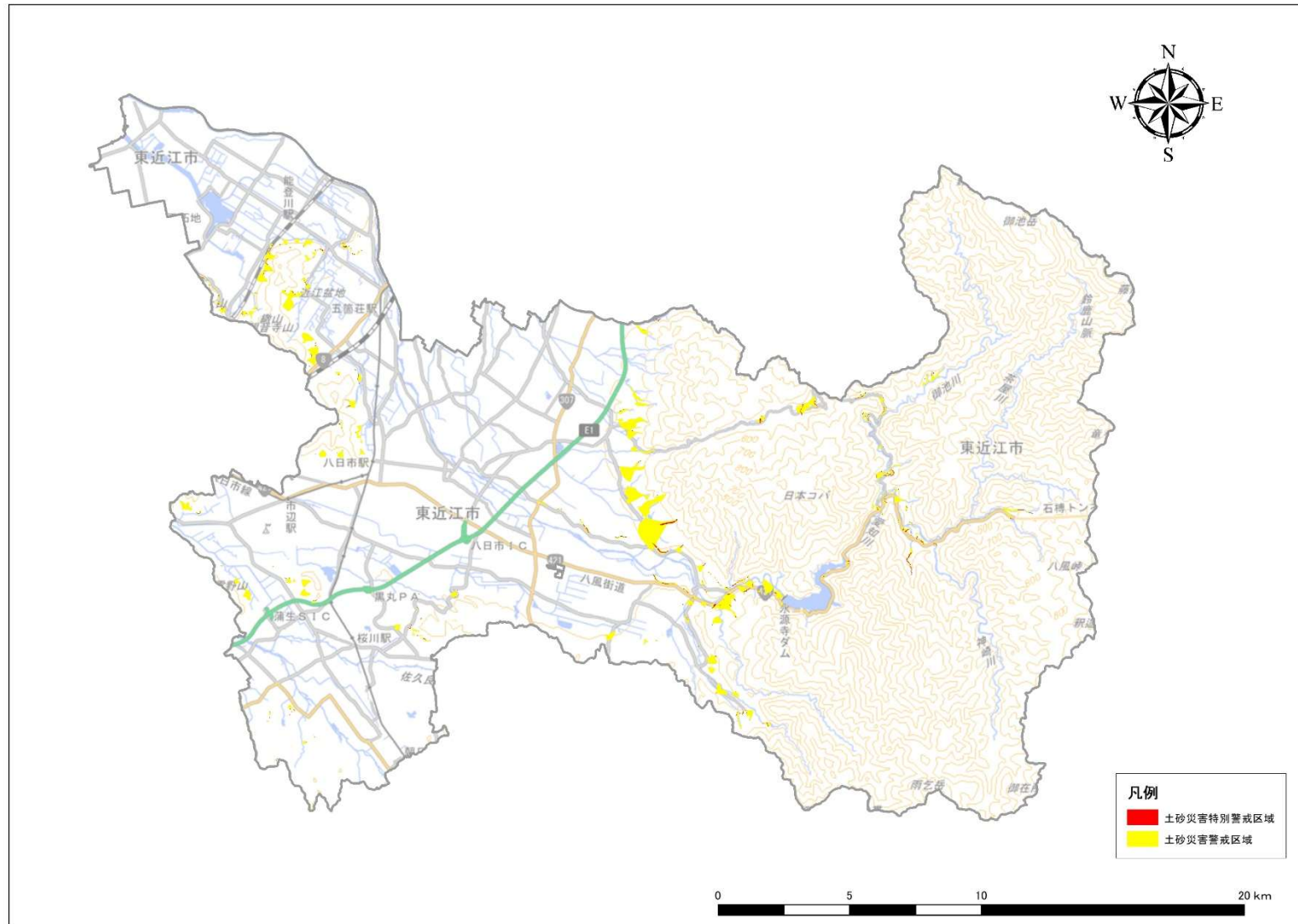
番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
205	甲津畑町	甲津畑 (8)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
206	甲津畑町	甲津畑 (9)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
207	石塔町	石塔(13)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
208	平林町	平林(2)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
209	鈴町	鈴(1)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
210	宮川町	宮川(9)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
211	宮川町	宮川(10)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
212	平柳町	平柳(2)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
213	平柳町	平柳(3)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
214	五個荘日吉町	下日吉 (7)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
215	五個荘川並町	川並(3)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
216	神郷町	神郷(1)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
217	猪子町	猪子(2)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
218	伊庭町・能登川 町	伊庭(2)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
219	伊庭町	伊庭(3)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
220	能登川町	能登川 (8)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
221	北須田町	北須田 (2)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
222	小脇町	太郎坊 (2)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
223	上平木町	上平木 (3)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
224	上平木町	上平木 (4)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
225	上羽田町	上羽田 (2)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
226	上羽田町	上羽田 (3)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号
227	蛇溝町	蛇溝(1)	令和2年11月20日	県告第 458号	—	—
228	大森町	大森(1)	令和2年11月20日	県告第 458号	令和2年11月20日	県告第 460号

10 水防・危険箇所等
10－7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(3) 東近江市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(地すべり)

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
1	甲津畑町	甲津畑	平成 30 年 9 月 21 日	県告第 378 号	—	—
2	政所町	政所	平成 30 年 9 月 28 日	県告第 409 号	—	—

(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図



11 東近江市の災害履歴

11-1 風水害・雪害等（地震を除く）の履歴

※ 出典資料：「滋賀県災害誌」、「ふるさと小幡史」、「近江愛智郡志」、「東近江市愛東の歴史」、「総合排水対策とまちづくり」、「災害時気象速報」等より、市域が特定できる具体的な名称が記録され、かつ、床上浸水又は住家の被害が生じた災害を抜粋し、掲載

日時	災害種別	気象状況等	災害要因 災害名等	文献・史料からの 被害状況等抜粋
明治 17 年 9 月 7 日	水害	-	暴風雨	連句雨降り湖水氾濫し沼湖の稲田浸水腐爛す減水後再び挿苗す。
明治 18 年 7 月 1 日	水害	-	台風	愛智川宇曾川の堤防破壊し稲田を害し人家を漂蕩す。愛智川筋の堤防破壊数間小倉村より姉村至る四ヶ村の田地百町餘砂礫を積み人家に浸水するもの多く床上泥水土数寸に及ぶ。愛知川の堤防（青山・曾根・妹村）決壊 15 町。
明治 29 年 9 月 7 日～12 日	水害	総 雨 量 1,007.7mm （期間内）最大 日雨量 596.9mm ※彦根	台風・前 線 9 月の豪雨	死者は、蒲生郡 8 名・愛知郡 1 名・神崎郡 1 名、流出家屋は、蒲生郡 69 戸・愛知郡 47 戸・神崎郡 100 戸、床上浸水は、蒲生郡 8640 戸・愛知郡 3814 戸・神崎郡 1979 戸。
大正 2 年 10 月 2 日～3 日	水害	総雨量 160.4mm ※彦根	台風	野洲、愛知の河川は増水して堤防決壊、愛知川堤防築瀬付近で決壊氾濫する。死者は、日野川筋 1 名・愛知川筋 2 名、住家流出 18 戸。
大正 5 年 6 月 16 日～17 日	水害	総雨量 181.3mm ※彦根	梅雨前線・ 低気圧	愛知川の堤防は奥地先と御幸橋付近で決壊、多数の家屋が浸水した。
昭和 7 年 7 月 6 日～8 日	水害	総雨量 200mm 以上※彦根	梅雨前線・ 低気圧	各地に大雨があり、愛知川、政所方面は最も多く、200 ミリを突破し、河川は出水して各地で大きな被害が出た。
昭和 9 年 9 月 21 日	風害	最大瞬間風速 39.3m/s ※彦根	室戸台風	室戸台風により、死者は、蒲生郡 1 名・愛知郡 2 名・神崎郡 1 名、住家の全壊は、蒲生郡 16 戸・愛知郡 19 戸・神崎郡 38 戸。

11 東近江市の災害履歴

11-1 風水害・雪害等（地震を除く）の履歴

日時	災害種別	気象状況等	災害要因 災害名等	文献・史料からの 被害状況等抜粋
昭和 13 年 8 月 2 日～3 日	水害	(期間内) 最 大 日 雨 量 301mm ※政所	梅雨前線・ 低気圧	愛知川は御園付近で堤防が決壊、奥地先でも決壊し小幡・宮荘付近が浸水した。大字福堂の東、愛知川堤で、急に竹藪が途切れたところから新海橋までの200メートルほどは広々とした愛知川の川原が見渡せられる。この場所は昭和 13 年 9 月にも、濁流が堤を破って流入し、美田を砂礫の原野に変えたところである。
昭和 28 年 9 月 25 日	水害	総雨量 186.3mm 最大瞬間風速 29.0m/s ※いずれも彦根	台風 13 号	愛知川は、能登川町神郷、福堂で堤防が決壊。また、蒲生郡、神崎郡、愛知郡等で災害救助法が適用された。
昭和 34 年 8 月 13 日～14 日	水害	総雨量 528mm ※政所	台風 7 号	愛知川が氾濫し、御幸橋上流側で堤防が決壊した。県内で4名の死者が発生。八日市市で住家の全半壊 7 戸、床上浸水 169 戸。
昭和 34 年 9 月 26 日	水害	総雨量 523mm ※政所	伊 勢 湾 台 風	先の7号台風で決壊していた愛知川御幸橋上流100メートルの堤防も決壊寸前となり、地元消防団員は必死の補強作業を実施、警察は発動発電機、投光機により作業の安全化に協力した。なお、県内 16 名もの死者が発生し、愛東町、湖東町、永源寺町等で災害救助法が適用された。八日市市では、床上浸水 24 戸。
昭和 36 年 6 月 26 日～29 日	水害	総雨量 376.2mm ※彦根	梅雨前線・ 台風	琵琶湖の湖面上昇に伴う浸水面積は、379.3ha に達した。
昭和 36 年 9 月 16 日	水害	総雨量 279mm ※政所	第 二 室 戸 台風	八日市を中心に被害が生じ、負傷者 51 名、住家全壊 106 戸の被害が生じた。なお、被害は、水害よりも風害による被害が甚大であった。
昭和 40 年 9 月 17 日～18 日	水害	総雨量 321.8mm ※彦根	秋雨前線・ 台風 台風 24 号	蛇砂川が 8 箇所破堤し、八日市を中心に、床上浸水 126 戸の被害が発生。八日市市等に災害救助法が適用された。

11 東近江市の災害履歴

11-1 風水害・雪害等（地震を除く）の履歴

日時	災害 種別	気象状況等	災害要因 災害名等	文献・史料からの 被害状況等抜粋
昭和 47 年 9 月 16 日～17 日	水害	総雨量 476mm ※政所	台風 20 号	蛇砂川が 10 箇所破堤し、八日市を中心 に、床上浸水 36 戸の被害が発生。
昭和 63 年 6 月 8 日～9 日	水害	総雨量 156mm ※蒲生	集中豪雨	蛇砂川が 10 箇所破堤し、八日市を中心 に、床上浸水 5 戸の被害が発生。
平成 2 年 9 月 19 日～20 日	水害	総雨量 431.5mm ※政所	台風 19 号	最も大きな被害は、能登川町今、栗見 新田地先の愛知川堤防の決壊によっ てもたらされ、付近の民家 260 戸余り が浸水、多量の土石流が同地先の日本 電気硝子（株）能登川工場の社員駐車 場に流れ、乗用車 180 台余りを周辺の 雑木林へ、更に、同駐車場のアスファ ルト舗装を押し流すという、前代未聞 の大災害となった。一人の人命も失わ れた。
平成 7 年 12 月 25 日～27 日	雪害	積雪深 46cm	豪雪	永源寺地域の積雪深は、46cm に達し、 住家（一部損壊）1 戸の被害が発生し た。
平成 13 年 5 月 19 日	火災	-	織山林野 火災	近隣市町の消防署員、団員、職員、ボ ランティアをはじめ各県防災ヘリ、陸 上自衛隊ヘリによる消火活動が行われ たが鎮火せず、5 日間で延べ 57.2ha の森林を焼いた。損害額は 1 億 1754 万円。出火原因はタバコの投げ捨てと される。
平成 16 年 6 月 21 日	風害	最大風速 13m/s ※蒲生	暴風	最大風速は、13m/s に達し、住家（一部 損壊）3 戸の被害が発生した。
平成 16 年 8 月 30 日～31 日	風害	最大風速 11m/s ※蒲生	台風 10 号	最大風速は、11m/s に達し、住家（一部 損壊）1 戸の被害が発生した。
平成 25 年 9 月 15 日～16 日	水害	総雨量 222.5mm ※東近江	台風 18 号	県内では、住家全壊 3 棟、半壊 22 棟、 一部損壊 63 棟、床上浸水 257 棟、床 下浸水 681 棟などの被害が発生し、1 名が亡くなり、1 名重症、8 名が軽傷 となった。県内の避難指示（避難勧告 含む）対象者数は 160,628 名（避難者 数 9,162 名）。その他多くの被害が発 生した。

11-2 地震災害の履歴

東近江市域に被害を及ぼした地震災害として、記録に残る資料はないが、滋賀県から 50km 以内に震源をもつ地震又は県下に被害をもたらした主な地震と、近年わが国で発生した大地震について、以下に記した。

表 地震災害の状況

発生年月日	震央	マグニチュード	被害状況等
1185. 8. 13 (文治元年7月9日)	琵琶湖中央	7. 4	京都で土地が陥没したり亀裂を生じた。社寺・家屋の倒壊破損多く、死者多数。宇治橋落ち、琵琶湖の水位が著しく低下し、湖畔の水田が陥没した。余震は9月になっても止まず。
1325. 12. 5 (正中2年10月21日)	琵琶湖北岸	6. 5	琵琶湖北部で斜面崩壊が発生した。竹生島の半分が湖中に没入した。
1449. 5. 13 (宝徳元年4月12日)	京都府亀岡付近	6. 4	京都で堂塔の被害多く、西山・東山で所々地裂け、淀大橋・桂橋が落ちた。人馬死あり。
1494. 6. 19 (明応3年5月7日)	生駒山東麓	6. 4	東大寺・興福寺倒壊、余震が多く翌年まで続いた。
1596. 9. 5 (慶応元年7月13日)	京都府山崎付近	7. 0	伏見天守閣大破、約 600 人圧死。東寺・天竜寺・二尊院・大覚寺倒壊。堺で死者 600 人余り、余震は翌年まで及んだ。
1662. 6. 16 (寛文2年5月1日)	滋賀県高島町付近	7. 6	唐崎で田畑 85 町湖中に没し、倒家 1, 570 戸、高島・彦根で倒家 1, 000 余、滋賀県朽木谷で斜面崩壊により、263 人が土砂に埋没した。
1819. 8. 2 (文政2年6月12日)	滋賀県多賀付近	7. 4	近江八幡で倒家 500 戸、安土付近で家の過半が倒壊し、死傷者が多かった。
1830. 8. 19 (天保元年7月2日)	京都嵐山付近	6. 5	御所・二条城・諸寺破損。京都で死者 280 人。亀山・伏見・大津・伊丹などで被害。余震は1月までに 600 余回を数えた。
1833. 5. 27 (天保4年4月9日)	岐阜県大垣付近	6. 4	京都・伊賀で地震が強く、山崩れによる死傷者が多かった。
1854. 7. 9 (安政元年6月15日)	三重県柘植付近	6. 9	上野付近で倒家 2, 259 戸、死者 593 人、四日市で倒家 342 戸、死者 157 人、奈良で全壊家屋 700～800 戸、死者 284 人、被害範囲が広く、断層を生じ最大 1. 5m 沈下。
1891. 10. 28 (明治24年)	岐阜県根尾谷付近	8. 0	濃尾大地震。根尾谷付近で大規模な根尾谷地震断層を生じた。死者 7, 273 人、負傷者 17, 175 人、滋賀県では死者 6 人、負傷者 47 人、全壊家屋 404 戸。また、栗太郡志津村において7箇所亀裂より泥水を噴出した。
1899. 3. 7 (明治32年)	大和付近	7. 6	大和地震。大和北部から紀伊半島東岸にかけて発生。滋賀県内では湖東平野南部に強い揺れ。

11 東近江市の災害履歴
11-2 地震災害の履歴

発生年月日	震央	マグニチュード	被害状況等
1909. 8. 14 (明治42年)	滋賀県長浜市付近	6. 9	姉川地震。虎姫付近で被害最大、滋賀・岐阜両県で死者 41 人、全壊家屋 980 戸。湖岸が沈下した。伊吹山で崩壊発生。
1923. . 1 (大正12年)	関東南部	7. 9	関東大地震。滋賀県では彦根で震度 4。被害は小さく古壁が落剥する程度。
1927. 3. 7 (昭和 2 年)	丹後西北部	7. 4	北丹後地震。滋賀県下では電線・電話線の切断、負傷者 2 人。
1944. 12. 7 (昭和19年)	東南海沖	8. 3	東南海地震。滋賀県での被害は負傷者 1 人。全壊家屋 13 戸、工場の全半壊 5 棟など。
1946. 12. 21 (昭和21年)	南海道沖	8. 1	南海道地震。滋賀県での被害は死者 3 人、負傷者 1 人、全壊家屋 8 戸など。
1948. 6. 28 (昭和23年)	越前平野	7. 2	福井地震。滋賀県での被害は彦根地方で全壊家屋 1 戸であった。
1952. 7. 18 (昭和27年)	奈良県中部	7. 0	吉野地震。滋賀県での被害は死者 1 人、負傷者 13 人、全壊家屋 6 戸など。
1995. 1. 17 (平成7年)	兵庫県南部	7. 2	兵庫県南部地震。滋賀県での被害は特にない。兵庫県下の人的被害は死者 5, 480 人、負傷者 34, 900 人にのぼり、67, 241 棟が全壊し、ガスの供給停止、断水、停電も膨大な数になった。
2004. 9. 5 (平成16年)	紀伊半島南東沖	7. 4	滋賀県において負傷者 1 人。三重県において負傷者 8 人。和歌山県において負傷者 1 人。
2004. 10. 23 (平成16年)	新潟県中部	6. 8	新潟県中越地震。滋賀県での被害は特にない。新潟県下の人的被害は死者 59 人、負傷者 4, 795 人、避難者（ピーク時）10 万人余り、被害を受けた建物は、約 16 万棟。
2011. 3. 11 (平成23年)	三陸沖	9. 0	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）。死者 15, 854 人、行方不明 3, 143 人、負傷者 6, 025 人、建物被害 171, 111 棟。
2016. 4. 14～16 (平成28年)	熊本県熊本地方	7. 3	平成 28 年（2016 年）熊本地震。死者 27 3 人、負傷者 2, 809 人、住家全壊 8, 667 棟、住家半壊 34, 719 棟、住家一部破損 16 3, 500 棟。
2018. 6. 18 (平成30年)	大阪府北部	6. 1	死者 6 人、負傷者 462 人、住家全壊 21 棟、住家半壊 483 棟、住家一部破損 61, 26 6 棟。
2018. 9. 6 (平成30年)	胆振地方中東部	6. 7	平成 30 年北海道胆振東部地震。死者 43 人、負傷者 782 人、住家全壊 469 等、住家半壊 1, 660 棟、住家一部破損 13, 849 棟。
2024. 1. 1 (令和 6 年)	石川県能登地方	7. 6	令和 6 年能登半島地震。死者 549 人、負傷者 1, 393 人、住家全壊 6, 483 等、住家半壊 23, 458 棟、住家一部破損 133, 758 棟。 (令和 7 年 3 月 11 日時点、消防庁による)

11 東近江市の災害履歴

11-2 地震災害の履歴

出典：「生きている化石」滋賀県地学研究会（1977）法律文化社
「滋賀県地震対策調査研究報告書」（1996.3 第3次）滋賀県防災会議
「阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年」（1996.1）神戸市
「県別地震動予測値図」地震調査研究推進本部ホームページ
「新潟県中越大地震記録誌」（2007.3）新潟県
「東日本大震災 ～東北地方太平洋沖地震～」気象庁ホームページ
「東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」警察庁ホームページ
「日本で発生した主な被害地震一覧」気象庁ホームページ

12 文化財関連 学校、文化財等

12-1 中学校、小学校、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業

12 文化財関連 学校、文化財等

12-1 中学校、小学校、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業

(1) 中学校

公私の別	学校名	所在地
公立	玉園中学校	妙法寺町 1101 番地
公立	聖徳中学校	聖徳町 1 番 1 号
公立	船岡中学校	市辺町 2789 番地
公立	永源寺中学校	山上町 4300 番地
公立	五個荘中学校	五個荘小幡町 227 番地
公立	愛東中学校	下中野町 444 番地
公立	湖東中学校	横溝町 202 番地
公立	能登川中学校	山路町 2800 番地
公立	朝桜中学校	市子川原町 686 番地

(2) 小学校

公私の別	学校名	所在地
公立	玉緒小学校	大森町 971 番地
公立	御園小学校	五智町 239 番地
公立	八日市南小学校	沖野三丁目 6 番 1 号
公立	箕作小学校	小脇町 377 番地
公立	八日市北小学校	建部日吉町 468 番地
公立	八日市西小学校	柏木町 14 番地
公立	布引小学校	今堀町 581 番地 10
公立	市原小学校	高木町 1124 番地
公立	山上小学校	山上町 200 番地
公立	五個荘小学校	五個荘竜田町 567 番地
公立	愛東南小学校	曾根町 1285 番地
公立	愛東北小学校	百済寺本町 1399 番地
公立	湖東第一小学校	下里町 21 番地
公立	湖東第二小学校	南菩提寺町 430 番地
公立	湖東第三小学校	小田苅町 340 番地
公立	能登川東小学校	小川町 30 番地
公立	能登川西小学校	伊庭町 2885 番地
公立	能登川南小学校	猪子町 12 番地
公立	能登川北小学校	福堂町 2877 番地 1
公立	蒲生東小学校	桜川東町 455 番地
公立	蒲生西小学校	鈴町 1 番地
公立	蒲生北小学校	蒲生堂町 1287 番地

12 文化財関連 学校、文化財等

12-1 中学校、小学校、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業

(3) 認定こども園

公私の別	園名	所在地
公立	わかば幼児園	野村町 1934 番地
公立	ひまわり幼児園	沖野三丁目 7 番 33 号
公立	中野むくのき幼児園	東中野町 4 番 17 号
公立	あかね幼児園	三津屋町 12 番地
公立	永源寺もみじ幼児園	上二俣町 24 番地 1
公立	五個荘あさひ幼児園	五個荘山本町 306 番地
公立	さくらんぼ幼児園	五個荘金堂町 1705 番地
公立	五個荘あじさい幼児園	宮荘町 631 番地
公立	湖東ひばり幼児園	平松町 829 番地
公立	ちどり幼児園	伊庭町 2933 番地 3
公立	能登川あおぞら幼児園	佐野町 379 番地
公立	能登川にじいろ幼児園	乙女浜町 176 番地
公立	蒲生幼児園	市子川原町 891 番地 1
私立	延命こども園	八日市清水二丁目 1 番 39 号
私立	びわこ学院大学附属こども園あっぷる	布引台一丁目 138 番地 1
私立	ゆいの杜こども園	市辺町 3826 番地
私立	そらの鳥こども園	種町 2120 番地
私立	のとがわひかりこども園	長勝寺町 170 番地 2
私立	八宮こども園	小川町 3210 番地 1
私立	ふたばこども園	市子松井町 278 番地

(4) 保育所

公私の別	園名	所在地
私立	八日市めぐみ保育園	八日市町 3 番 23 号
私立	むつみ保育園	八日市野々宮町 3 番 10 号
私立	かすが保育園	妹町 1035 番地 1

(5) 幼稚園

公私の別	園名	所在地
公立	玉緒幼稚園	大森町 1012 番地 3
公立	八日市幼稚園	八日市町 5 番 4 号
公立	建部幼稚園	建部日吉町 5 番地
公立	愛東あいあい幼稚園	妹町 29 番地 4
公立	長峰幼稚園	蒲生堂町 335 番地

(6) 地域型保育事業

公私の別	園名	所在地
公立	八日市寺小規模保育事業所	寺町 799 番地
私立	ほんわかホーム	八日市金屋三丁目 2 番 6 号

12 文化財関連 学校、文化財等

12-1 中学校、小学校、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業

私立	マミィーズチルドレン	ひばり丘町 767 番地 2
公私の別	園名	所在地
私立	小規模保育所 ほっぺ	八日市清水二丁目 1 番 39 号
私立	八日市ひよっこ保育園	八日市上之町 2 番 7 号ウイング八日市 101 号
私立	能登川ひよっこ保育園	佐野町 397 番地 1
私立	神崎中央病院くすのき保育園	五個荘清水鼻町 126 番地 1

12-2 指定文化財

(1) 指定文化財件数

東近江市内の指定等文化財件数

令和5年1月1日現在

種 別			国 指定	国 選定	国 選択	国 登録	県 指定	県 選択	東近 江市	合計
有形文化財	建造物		13			102	11		40	166
	美術 工芸品	絵画	5				2		19	26
		彫刻	23				4		69	96
		工芸品	6						31	37
		書跡・典籍	6				8		13	27
		古文書	2				1		5	8
		考古資料	1				1		6	8
		歴史資料							2	2
無形文化財								2	2	
民俗文化財	有形民俗文化財					3		1	4	
	無形民俗文化財		1		2		7	5	15	
記念物	史跡		6				9		6	21
	名勝								4	4
	天然記念物		2			1			2	5
文化的景観				1						1
伝統的建造物群				1						1
総 計			65	2	2	103	39	7	205	423
			172				46		205	423

上記以外に、国の特別天然記念物「カモシカ」の生息地、国の天然記念物「イヌワシ」、国の選択無形民俗文化財「近江の郷祭り」（令和3年3月16日）、県の選択無形文化財「近江の感情吊り習俗」（平成27年12月18日）、「近江の山の神行事」（平成19年6月1日）、「湖東・湖北地域の野神行事」（平成19年6月1日）が存在する。

種 別			国				県		東近 江市	合計
重要美術品	建造物		1							1
	絵画		2							2
	書跡		1							1
総 計			4				0		0	4

(2) 指定文化財

ア 重要文化財建造物

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	押立神社本殿 三間社流造、向拝一間、檜皮葺 附 棟札 二枚 各応安六年卯月二廿八日の記がある	一棟	押立神社	室町前期 応安6年 (1373) 〔棟札〕	明治35年4月17日 昭和57年2月16日 (記変) 昭和57年2月16日 (追加)	北菩提寺町
2	石塔寺三重塔 石造三重塔	一基	石塔寺	奈良前期 (伝寛弘3発掘)	明治40年8月28日 昭和57年2月16日 (記変)	石塔町
3	押立神社大門 四脚門、入母屋造、檜皮葺	一棟	押立神社	室町前期 (延文頃)	明治44年4月17日 昭和57年2月16日 (記変)	北菩提寺町
4	春日神社本殿 三間社流造、向拝一間、檜皮葺 附 棟札 一枚 文安元年甲子五月六日棟上の記がある	一棟	春日神社	室町中期 文安元年 (1444) 〔棟札〕	明治44年4月17日 昭和57年2月16日 (記変) 昭和57年2月16日 (追加)	小八木町
5	高木神社 本殿(一棟)三間社流造、向拝三間、檜皮葺 附 棟札 一枚 修文化五年の記がある 境内社日吉神社本殿(一棟)三間社流造、 向拝一間、檜皮葺 附 宮殿 一基 一間社流見世棚造、板葺 附 棟札 二枚 修葺葺替文化戊辰冬十一月吉祥日の 記があるもの 一 上葺天保四年の記があるもの 一	二棟	高木神社	室町後期 永正9年 (1512)頃 永正9年 (1512) 〔宮殿扉銘〕	大正4年3月26日 昭和56年6月5日 (統合) 昭和56年6月5日 (追加) 昭和56年6月5日 (統合) 昭和56年6月5日 (追加) 昭和56年6月5日 (追加)	蒲生岡本町
6	布施神社本殿 各一間社流造、こけら葺 附 棟札一枚 延宝三年乙卯三月吉日の記がある	三棟	布施町	鎌倉後期	昭和24年2月18日	布施町
7	涌泉寺九重塔 石造九重塔 永仁三季乙未正月七日の刻銘がある	一基	涌泉寺	鎌倉後期 永仁3年 (1295) 〔軸石背面刻銘〕	昭和35年2月9日	鋳物師町
8	赤人寺七重塔 石造七重塔 文保貳年戊午歳九月日の刻銘がある	一基	赤人寺	鎌倉後期 文保2年 (1318) 〔初層塔身刻銘〕	昭和35年2月9日	下麻生町
9	石塔寺宝塔 石造宝塔 正安四年壬寅十月日の刻銘がある	一基	石塔寺	鎌倉後期 正安4年 (1315) 〔軸石刻銘〕	昭和35年2月9日	石塔町
10	石塔寺五輪塔 石造五輪塔(二基) 嘉元二甲辰九月五日の刻銘があるもの 一 貞和五年己丑八月廿九日の刻銘があるもの 一	二基	石塔寺	鎌倉後期 嘉元2年 (1304) 〔台石刻銘〕 室町前期 貞和5年 (1349) 〔台石刻銘〕	昭和35年2月9日	石塔町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
11	弘誓寺本堂 桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、 向拝三間、 後堂附属、本瓦葺 附 造営文書 四点 奉願造作之事(宝暦五年) 一 本堂素建平物角物木寄(宝暦六年) 一 御堂建立奇進木扣(宝暦七年) 一 御須弥壇鍔御金物仕様直段帳(西九月十五日) 一	一棟	弘誓寺	江戸後期 宝暦14年 (1764) 〔小屋梁墨書〕	昭和62年6月3日	五個荘金堂町
12	百済寺本堂 桁行五間、梁間五間、背面庇付、一重、 入母屋造、 正面軒唐破風付、檜皮葺	一棟	百済寺	江戸前期 慶安3年 (1650) 〔棟札写〕	平成16年12月10日	百済寺町
13	外村家住宅 主屋(一棟)木造、建築面積383.06㎡、二階建、蔵前附属、棧瓦葺 洋室(一棟)木造、建築面積37.32㎡、西面渡廊下附属、鉄板葺一部銅板葺 新座敷(一棟)木造、建築面積100.41㎡、棧瓦葺一部銅板葺 湯殿(一棟)木造、建築面積26.45㎡、棧瓦葺、西面及び南面渡廊下附属、銅板葺 文庫蔵(一棟)土蔵造、建築面積42.70㎡二階建、西面下屋附属、棧瓦葺 新蔵(一棟)土蔵造、建築面積38.79㎡、二階建、北西隅道具蔵間土塀附属、棧瓦葺 道具蔵(一棟)土蔵造、建築面積47.58㎡二階建、北西隅敷地間及び南西隅庭蔵間土塀附属、棧瓦葺 庭蔵(一棟)土蔵造、建築面積38.87㎡、二階建、棧瓦葺 漬物部屋(一棟)木造、建築面積27.23㎡北西隅庭蔵間土塀附属、棧瓦葺 前蔵(一棟)土蔵造、建築面積22.88㎡、二階建、棧瓦葺 附・門及び塀 一棟 門 木造、一間腕木門、切妻造、棧瓦葺 塀 土塀、折曲り延長9.7m、棧瓦葺 ・裏門 一棟 木造、一間腕木門、切妻造、棧瓦葺、南北袖壁附属 ・塀 四棟 新座敷南方 土塀、延長5.6m、棧瓦葺 新座敷北方 土塀、延長5.7m、棧瓦葺 文庫蔵北方 土塀、延長14.2m、棧瓦葺 裏門北方 土塀、延長6.7m、棧瓦葺 ・建築関係資料 115点 宅地 2,273.13㎡ 513番2、514番3、519番4、521番、521番1、523番、524番、525番、526番2 上地域内の中門、庭門、雪隠、納屋、板塀を含む	一〇棟	外市株式会社外村市郎	明治前期 昭和9(文書) 昭和9(棟札) 昭和前期 明治前期 明治前期 19世紀中頃 19世紀中頃 明治前期(昭和前期改造) 昭和前期	令和4年12月12日	五個荘金堂町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

イ 重要美術品建造物

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	石造宝篋印塔 「嘉暦戊辰九月五日」ノ刻銘アリ	一基	梵釈寺	嘉暦3年 (1328)〔刻銘〕	昭和8年12月14日	蒲生岡本町

ウ 県指定有形文化財建造物

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	春日神社神門 四脚門、切妻造、檜皮葺	一棟	春日神社	室町中期	昭和57年3月21日	小八木町
2	大浜神社仁王堂 桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、茅葺	一棟	大浜神社	鎌倉前期	平成5年3月31日	伊庭町
3	雨神社本殿 一間社流造、茅葺 附 身舎正面臺段 一個 棟札 四枚 大永三癸未六月廿三日の記があるもの 一 寛文拾貳年子ノ五月吉日の記があるもの 一 享保拾九寅六月上旬の記があるもの 一 大修理自昭和拾壹年拾月貳拾六日至昭和拾壹年拾貳月参日の記があるもの 一	一棟	雨神社 (市子川原町管理)	室町後期 大永3年 (1523) 〔棟札〕	平成5年3月31日	市子殿町
4	超光寺表門 四脚門、切妻造、本瓦葺 附 文書 二冊 表門再建諸事簿明治十一寅十一月廿八日以来の記があるもの 一 表門再建諸雜簿明治十一寅十一月廿八日以来の記があるもの 一	一棟	超光寺	桃山	平成7年3月31日	南須田町
5	日吉神社本殿 三間社流造、向拝三間、銅板葺 附 棟札 二枚 再建氏神御社享和元歳辛酉十一月吉祥日の記があるもの 一 本殿檜皮家根葺替大正八年十一月吉日竣功の記があるもの 一	一棟	日吉神社	江戸後期 享和元年 (1801) 〔棟札〕	平成8年3月29日	建部日吉町
6	永源寺山門 五間三戸二階二重門、入母屋造、棧瓦葺 附 棟 札 二枚 享和二年十一月一日、勸發前住丹崖大和尚住山靈隠大和尚 各一枚	一棟	永源寺	江戸後期 享和2年 (1802) 〔棟札〕	平成12年3月10日	永源寺高野町
7	旧藤井家住宅(五個荘町歴史民俗資料館) 客殿(一棟)木造、建築面積220.3㎡、 棧瓦葺、北面風呂・便所附属、東面渡り廊下・便所附属 洋館(一棟)木造、建築面積104.4㎡、 棧瓦葺、南面便所附属	二棟	東近江市	昭和8年 (1933) 〔幣串・藤井彦四郎伝〕 昭和9年 (1934) 〔藤井彦四郎伝〕	平成13年3月19日	宮荘町
8	旧松居家住宅(泰山閣) 木造、一部二階建、建築面積168.9㎡、 棧瓦葺西面茶室附属、北面倉附属	一棟	東近江市	昭和10年 (1935) 〔幣串〕	平成14年3月20日	下一色町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
9	弘誓寺大広間および書院 大広間(一棟)桁行 13.9m、梁間 5.9m、 入母屋造、妻入、背面軒下張出付、 棧瓦葺、南北下屋庇付、鉄板葺、北東 部に桁行 3.0m、梁間 3.5m、切妻造、 棧瓦葺の張出部付、正面に桁行 5.4m、 梁間 3.9m、入母屋造、妻入、正面軒 唐破風付、棧瓦葺、軒唐破風銅板葺の 玄関付 附 棟札 一枚 宝永第五歳次戊子初秋六日の記があ る 書院(一棟)桁行 13.7m、梁間 5.9m、寄 棟造、東面葺下張出付、北面に角屋、 桁行 3.9m、梁間 4.9m、寄棟造、北 面下屋庇付、棧瓦葺 附 棟札 一枚 宝永第七歳次庚寅初秋第六日の記が ある	二棟	弘誓寺	江戸時代中期 宝永 5 年 (1708) 〔棟札〕 宝永 7 年 (1710) 〔棟札〕	平成 25 年 3 月 19 日	五個荘金堂 町
10	望湖神社本殿 三間社流造、向拝一間、鉄板葺 附 棟札 七枚 元禄四辛未年十月廿有三日の記があ るもの 一 天保四癸巳歳十一月朔日の記がある もの 一 明治二十一年十二月十七日の記があ るもの 一 大正四年四月卅日の記があるもの 一 大正拾壹年拾貳月十八日の記がある もの 一 昭和九年十二月廿五日の記があるも の 一 慶長六季辛巳十二月廿七日の記があ るもの(前身本殿棟札) 一	一棟	望湖神社	江戸中期 元禄 4 年 (1691) 〔棟札〕	平成 27 年 3 月 24 日	伊庭町

12 文化財関連 学校、文化財等

12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
11	五箇神社 本殿(一棟)三間社流造、向拝三間、正面軒唐破風付、檜皮葺 附 棟札 二枚 天保九年戊戌十一月佳日新初同十年己亥六月廿七日 上棟の記があるもの 一 天保十龍集己亥六月念七日の記があるもの 一 文書 三冊 天保七丙申六月覚の記があるもの 一 天保十龍次己亥臘月本社再造録の記があるもの 一 萬延元申年御家根積り書入の記があるもの 一 拝殿(一棟)桁行三間、梁間三間、向拝三間、入母屋造、銅板葺、両側面附属屋接続、桁行二間、梁間二間、切妻造、銅板葺、両附属屋背面廻廊接続、桁行三間、梁間一間、切妻造、銅板葺 附 透塀 一棟 延長二十七間、銅板葺 棟札 二枚 文化六己巳載陽復吉日良辰の記があるもの 一 明治十五年四月吉日の記があるもの 一 文書 八冊 癸丑寛政五年正月十六日拝殿再建企目録の記があるもの 一 文化五辰年拝殿諸拂帳の記があるもの 一 己巳文化六年正月吉日拝殿再建入用控の記があるもの 一 庚午文化七年正月吉日拝殿造立直段控の記があるもの 一 文政六癸未七月廿三日定の記があるもの 一 文政七甲申年正月十六日拝殿屋根入用帳の記があるもの 一 明治十四年三月拝殿神饌局奏樂局廻廊共積り書の記があるもの 一 明治四拾貳年一月氏神拝殿屋根葺換工事費釀金基帳の記があるもの 一 絵図面 一枚 正面五十分一之圖の記がある	二棟	五箇神社	江戸末期 天保10年 (1839) 〔棟札〕 江戸後期 文化6年 (1809) 建立〔棟札〕 明治15年 (1882) 増築〔棟札〕	令和元年12月24日	宮荘町

エ 市指定有形文化財建造物

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	一弧素面宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	善勝寺	鎌倉	昭和44年4月1日	青山町
2	一弧素面宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	善勝寺	鎌倉	昭和44年4月1日	青山町
3	笠塔婆 石造笠塔婆	一基	善勝寺	室町前期 文和3年 (1354)	昭和44年4月1日	青山町
4	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	正寿寺	鎌倉	昭和44年4月5日	柏木町
5	五輪塔 石造五輪塔	一基	大城神社	鎌倉後期 正安2年 (1300)	昭和46年10月26日	五箇荘金堂町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
6	石造宝塔 石造宝塔	一基	長勝寺	鎌倉	昭和47年11月3日	長勝寺町
7	宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	永昌寺	南北朝	昭和48年3月1日	箕川町
8	石造若宮神社層塔 石造五重塔	一基	五個荘新堂町	鎌倉	昭和49年3月1日	五個荘新堂町
9	宝塔 石造宝塔	一基	五個荘日吉町	鎌倉	昭和50年3月10日	五個荘日吉町
10	八幡神社層塔 石造五重塔	一基	八幡神社	鎌倉	昭和51年4月5日	五個荘石塚町
11	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	乾徳寺	鎌倉後期 永仁5年 (1297)	昭和52年1月31日	五個荘川並町
12	石造宝塔 石造宝塔	一基	河曲神社	鎌倉後期 元徳3年 (1331)	昭和52年1月31日	五個荘河曲町
13	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	曹源寺	鎌倉	昭和62年10月2日	愛東外町
14	石造宝塔 石造宝塔	一基	曹源寺	鎌倉	昭和62年10月2日	愛東外町
15	旭野神社石造七重塔 石造七重塔	一基	旭野神社	鎌倉後期 元徳元年 (1329)	平成1年3月31日	上麻生町
16	吉善寺宝塔 石造宝塔	一基	吉善寺	鎌倉後期 文保2年 (1318)	平成1年3月31日	鈴町
17	立善寺宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	立善寺	鎌倉後期 文保年間〔刻銘〕	平成1年3月31日	合戸町
18	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	妙法寺町	鎌倉後期 永仁3年 (1295)	平成1年8月22日	妙法寺町
19	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	興福寺	鎌倉後期 嘉暦元年 (1326)	平成1年8月22日	五智町
20	光明寺石造七重塔 石造七重塔	二基	光明寺	鎌倉	平成2年3月31日	蒲生堂町
21	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	豊国神社	鎌倉	平成3年4月3日	池庄町
22	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	春日神社	南北朝	平成3年4月3日	小八木町
23	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	八幡神社	南北朝	平成3年4月3日	平柳町
24	石造宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	八幡神社	南北朝	平成3年4月3日	平柳町
25	宝篋印塔 石造宝篋印塔	一基	靈感寺	鎌倉	平成4年3月30日	山上町
26	苗村神社天神宮・ニノ宮 三間社流造、向拝一間、銅板葺	二棟	苗村神社	江戸	平成4年12月1日	五個荘木流町
27	弘誓寺表門 一間薬医門、入母屋造、本瓦葺	一棟	弘誓寺	江戸中期 元禄5年 (1692) 〔棟札〕	平成4年12月1日	五個荘金堂町
28	弘誓寺表門 四脚門、入母屋造、本瓦葺	一棟	弘誓寺	江戸	平成6年10月27日	鉢光寺町
29	石造五輪塔 石造五輪塔	一基	極楽寺	南北朝	平成6年12月1日	大森町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
30	春日神社拝殿および境内社平井天神社本殿 拝殿(一棟)桁行三間、梁間三間、入母屋造、銅板葺 境内社平井天神社本殿(一棟)一間社見世棚造、切妻造、檜皮葺	二棟	春日神社	江戸末期 安政7年(1860) 〔棟札〕 室町	平成7年4月10日	小八木町
31	鹿島神社本殿 一間社流造、銅板葺 附 棟札 各一枚 文化五龍集戊辰仲秋穀旦の記があるもの 文化五戊辰仲秋穀旦 大工棟梁中村出羽豊茂の記があるもの	一棟	鹿島神社	文化5年(1808)	平成10年10月15日	横溝町
32	豊国神社本殿 三間社流造、向拝一間、檜皮葺	一棟	豊国神社	寛政2年(1790)	平成10年10月15日	池庄町
33	八幡神社本殿 一間社流造、銅板葺	一棟	八幡神社	寛永7年(1625)	平成12年2月10日	中一色町
34	百済寺 総門(一棟)八脚門、切妻造、棧瓦葺 三所権現社(一棟)一間社流造、檜皮葺 鐘楼(一棟)桁行一間、梁間一間、切妻造、棧瓦葺	三棟	百済寺	江戸	平成14年11月7日	百済寺町
35	萬松園(旧市田庄兵衛家住宅)	二棟	五個荘北町屋町	主屋 明治11年(1878) 表蔵 明治9年(1876)	平成17年1月13日	五個荘北町屋町
36	龍田神社拝殿 桁行三間、梁間三間、入母屋造、檜皮葺	一棟	龍田神社	江戸中期	平成17年1月13日	五個荘竜田町
37	竹田神社能舞台 舞台、橋掛、鏡の間より成る 舞台 桁行5.2m、梁間5.2m、一重、切妻造、妻入、 背面後座附属、棧瓦葺 橋掛 桁行5.2m、梁間2.7m、一重、 両下造、棧瓦葺 鏡の間 桁行2.9m、梁間3.5m、一重、切妻造、正面庇付、棧瓦葺	一棟	竹田神社	明治27年(1894) 〔棟札〕	平成17年12月14日	鋳物師町
38	弘誓寺鐘楼 桁行一間、梁間一間、入母屋造、本瓦葺 附 土堀 一棟 折曲り延長10.8m、棧瓦葺 棟札 一枚 寛政十二年庚申九月吉日再建の記がある	一棟	弘誓寺	江戸後期 寛政12年(1800) 〔棟札〕	平成24年3月28日	五個荘金堂町
39	山部神社本殿 一間社流造、こけら葺	一棟	山部神社	室町時代(16世紀後半)	平成31年3月1日	下麻生町
40	八幡社本殿 一間社流造、こけら葺 附 棟札 一枚 享保二十年の記がある 絵馬 一枚 永正元年の記がある	一棟	八幡社	室町時代(15世紀後半)	令和2年3月23日	大塚町

オ 登録有形文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	五個荘町歴史民俗資料館(旧藤井家住宅)主屋 木造二階建、瓦葺、建築面積258㎡	一棟	東近江市	明治初期／明治32年(1899)座敷増築	平成9年11月5日	宮荘町

12 文化財関連 学校、文化財等

12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
2	五個荘町歴史民俗資料館(旧藤井家住宅)北土蔵 木造二階建、瓦葺、建築面積 21 m ²	一棟	東近江市	明治 32 年 (1899)頃	平成 9 年 11 月 5 日	宮荘町
3	五個荘町歴史民俗資料館(旧藤井家住宅)南土蔵 木造二階建、瓦葺、建築面積 28 m ²	一棟	東近江市	昭和 9 年 (1934)頃	平成 9 年 11 月 5 日	宮荘町
4	五個荘町歴史民俗資料館(旧藤井家住宅)石橋 石造、幅 4.8~5.8m、長さ 1.2m	一基	東近江市	昭和 9 年 (1934)頃	平成 9 年 11 月 5 日	宮荘町
5	五個荘町歴史民俗資料館(旧藤井家住宅)外堀 石造・コンクリート造、延長 113.9m、 石造門柱・鉄製門扉附属	一基	東近江市	昭和 9 年 (1934)頃	平成 9 年 11 月 5 日	宮荘町
6	五個荘町歴史民俗資料館(旧藤井家住宅)内堀 木造、瓦葺、延長 30.3m、棟門附属	一基	東近江市	昭和 9 年 (1934)頃	平成 9 年 11 月 5 日	宮荘町
7	五個荘町歴史民俗資料館(旧藤井家住宅)渡廊下 木造平屋建、瓦葺、建築面積 10 m ²	一棟	東近江市	昭和 8 年 (1933)	平成 14 年 2 月 14 日	宮荘町
8	泰山閣(旧松居家住宅)表門 木造平屋建、瓦葺、建築面積 10 m ²	一棟	東近江市	昭和 10 年 (1935)頃	平成 10 年 1 月 16 日	下一色町
9	湖東町歴史民俗資料館(旧西押立国民学校校舎) 木造二階建、瓦葺、建築面積 676 m ²	一棟	東近江市	昭和 18 年 (1943)	平成 10 年 1 月 16 日	北菩提寺町
10	鍊成館(旧西押立国民学校講堂) 木造平屋建、瓦葺、建築面積 534 m ²	一棟	東近江市	昭和 18 年 (1943)	平成 10 年 1 月 16 日	北菩提寺町
11	深田家住宅土蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 27 m ²	一棟	個人	大正 8 年 (1919)頃	平成 10 年 7 月 23 日	能登川町
12	深田家住宅離れ 木造平屋建、瓦葺、建築面積 29 m ²	一棟	個人	昭和 4 年 (1929)	平成 10 年 7 月 23 日	能登川町
13	深田家住宅主屋 木造二階建、瓦葺、建築面積 156 m ²	一棟	個人	昭和 4 年 (1929)	平成 10 年 7 月 23 日	能登川町
14	松本家住宅主屋 木造平屋建、瓦葺、建築面積 109 m ²	一棟	個人	昭和 8 年 (1932)頃	平成 10 年 9 月 2 日	上岸本町
15	松本家住宅土蔵 土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積 20 m ²	一棟	個人	昭和 8 年 (1932)頃	平成 10 年 9 月 2 日	上岸本町
16	百済寺本坊喜見院書院 木造平屋建、瓦葺、建築面積 200 m ²	一棟	喜見院	昭和 15 年 (1940)頃	平成 10 年 9 月 2 日	百済寺町
17	ガリ版伝承館(旧堀井家住宅洋館) 木造二階建、瓦葺、建築面積 49 m ²	一棟	東近江市	明治 42 年 (1909)	平成 10 年 12 月 11 日	蒲生岡本町
18	珠玖家住宅主屋 木造二階建、瓦葺、建築面積 188 m ²	一棟	個人	文政 12 年 (1829)以前	平成 12 年 4 月 28 日	西中野町
19	珠玖家住宅蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 23 m ²	一棟	個人	江戸後期	平成 12 年 4 月 28 日	西中野町
20	東方寺本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 48 m ²	一棟	東方寺	明治 17 年 (1884)	平成 14 年 2 月 14 日	平松町
21	地藏院本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 52 m ²	一棟	地藏院	天保 13 年 (1842)	平成 14 年 2 月 14 日	大沢町
22	昌善寺本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 171 m ²	一棟	昌善寺	明治 15 年 (1882)	平成 14 年 2 月 14 日	南菩提寺町
23	西福寺本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 168 m ²	一棟	西福寺	文久 2 年 (1862)	平成 15 年 1 月 31 日	平柳町
24	宗林寺本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 189 m ²	一棟	宗林寺	江戸末期	平成 15 年 1 月 31 日	南花沢町
25	浄華寺本堂 木造平屋建、茅葺(鉄板仮葺)、建築面積 131 m ²	一棟	浄華寺	江戸前期	平成 15 年 1 月 31 日	下里町
26	乎加神社本殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 20 m ²	一棟	乎加神社	明治初期／明治 25 年 (1892)移築	平成 15 年 3 月 18 日	神郷町

12 文化財関連 学校、文化財等

12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
27	乎加神社幣殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 56 m ²	一棟	乎加神社	明治 25 年 (1892)	平成 15 年 3 月 18 日	神郷町
28	乎加神社祝詞殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 9.6 m ²	一棟	乎加神社	明治 25 年 (1892)	平成 15 年 3 月 18 日	神郷町
29	乎加神社玉垣 木造、銅板葺、延長 52m	一棟	乎加神社	明治 25 年 (1892)	平成 15 年 3 月 18 日	神郷町
30	乎加神社拝殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 56 m ²	一棟	乎加神社	明治後期	平成 15 年 3 月 18 日	神郷町
31	乎加神社手水舎 木造平屋建、銅板葺、建築面積 7.7 m ²	一棟	乎加神社	明治後期	平成 15 年 3 月 18 日	神郷町
32	玉宝院本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 137 m ²	一棟	玉宝院	天保 4 年 (1833)	平成 15 年 7 月 1 日	北清水町
33	円寿院本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 111 m ²	一棟	円寿院	正徳元年 (1711)	平成 15 年 7 月 1 日	南清水町
34	弘誓寺本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 299 m ²	一棟	弘誓寺	安政 5 年 (1858)	平成 15 年 7 月 1 日	中一色町
35	野村家住宅主屋 木造二階建、瓦葺、建築面積 140 m ²	一棟	個人	大正 8 年 (1919)	平成 15 年 7 月 1 日	大沢町
36	野村家住宅土蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 52 m ²	一棟	個人	大正 8 年 (1919)	平成 15 年 7 月 1 日	大沢町
37	野村家住宅米蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 29 m ²	一棟	個人	大正後期	平成 15 年 7 月 1 日	大沢町
38	八幡神社本殿 木造平屋建、檜皮葺、建築面積 13 m ²	一棟	八幡神社	明治初期	平成 16 年 6 月 9 日	小田苅町
39	神明神社本殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 11 m ²	一棟	神明神社	寛政 2 年 (1790)	平成 16 年 6 月 9 日	南清水町
40	弘誓寺本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 657 m ²	一棟	弘誓寺	宝暦 3 年 (1753)	平成 19 年 10 月 2 日	鉢光寺町
41	弘誓寺鐘楼 木造、瓦葺、建築面積 8.5 m ²	一棟	弘誓寺	万治 3 年 (1660)	平成 19 年 10 月 2 日	鉢光寺町
42	弘誓寺経蔵 土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積 28 m ²	一棟	弘誓寺	天保 6 年 (1835)	平成 19 年 10 月 2 日	鉢光寺町
43	弘誓寺茶所 木造二階建、瓦葺、建築面積 28 m ²	一棟	弘誓寺	安政 5 年 (1858)	平成 19 年 10 月 2 日	鉢光寺町
44	弘誓寺太鼓堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 28 m ² 、鼓楼付	一棟	弘誓寺	江戸末期	平成 19 年 10 月 2 日	鉢光寺町
45	弘誓寺庫裏門 木造平屋建、瓦葺、建築面積 35 m ²	一棟	弘誓寺	江戸末期	平成 19 年 10 月 2 日	鉢光寺町
46	近江鉄道愛知川橋梁 鋼製九連桁及び単トラス桁橋、延長 239 m、橋台及び橋脚付	一基	近江鉄道株式会社	明治 31 年 (1898)	平成 20 年 10 月 23 日	五個荘築瀬町～愛知郡愛荘町愛知川
47	松居家住宅洋館(旧五箇荘郵便局) 木造二階建、鉄板葺、建築面積 62 m ²	一棟	個人	大正 14 年 (1925)／昭和 36 年(1961)頃・平成 5 年(1993)改修	平成 21 年 1 月 8 日	五個荘竜田町
48	小泉家住宅主屋 木造二階建、瓦葺、建築面積 142 m ² 、塀付	一棟	一般社団法人近江商人歴史保存会	天保 15 年 (1844)／明治 40 年(1907)移築・大正 4 年(1915)頃改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山本町
49	小泉家住宅座敷棟 木造平屋建、瓦葺、建築面積 68 m ²	一棟	一般社団法人近江商人歴史保存会	慶応 2 年 (1866)頃／明治 40 年(1907)移築・大正期改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山本町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
50	小泉家住宅新座敷棟 木造平屋建、瓦葺、建築面積 62 m ² 、塀付	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	大正期／昭和 前期改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
51	小泉家住宅小洋館及び丁稚部屋 木造平屋建、瓦葺、建築面積 60 m ²	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	明治 42 年 (1909) 頃／昭 和前期・昭和 13 年(1938) 頃増築	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
52	小泉家住宅洋館 木造二階建、瓦葺、建築面積 44 m ²	一棟	個人	明治 39 年 (1906) 頃／昭 和 13 年 (1938) 頃改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
53	小泉家住宅小家蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 39 m ²	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	天保 15 年 (1844)／明治 40 年(1907) 移築	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
54	小泉家住宅辰巳蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 29 m ²	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	天保 15 年 (1844)／明治 40 年(1907) 頃・昭和前期 移築	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
55	小泉家住宅文庫蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 72 m ² 、塀 付	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	明治 42 年 (1909)	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
56	小泉家住宅大工蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 72 m ² 、渡 廊下及び塀付	一棟	個人	江戸末期／昭 和 13 年 (1937) 頃改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
57	小泉家住宅米蔵 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 23 m ² 、塀 付	一棟	個人	江戸末期／昭 和 13 年 (1937) 頃改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
58	小泉家住宅納屋 木造平屋建、瓦葺、建築面積 26 m ² 、塀付	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	明治 40 年 (1907) 頃	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
59	小泉家住宅下便所及び中門 (下便所)木造平屋建、瓦葺、建築面積 5.8 m ² 、板塀付 (中門)木造、瓦葺、間口 2.0m、袖塀付	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	大正 4 年 (1915) 頃／昭 和前期改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
60	小泉家住宅表門及び表塀 (表門)木造、瓦葺、間口 3.8m (表塀)木造、瓦葺、延長 19m	一棟	一般社団 法人近江 商人歴史 保存会	明治 40 年 (1907) 頃／昭 和 13 年 (1937) 改修	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
61	小泉家住宅裏門及び塀 (裏門)木造、瓦葺、間口 2.4m (塀)木造、瓦葺、総延長 22m	一棟	個人	昭和 13 年 (1937)	平成 27 年 8 月 4 日	五個荘山 本町
62	瓦屋寺本堂 木造平屋建、茅葺、建築面積 149 m ²	一棟	瓦屋禅寺	正保 2 年 (1645)	平成 30 年 3 月 27 日	建部瓦屋 寺町
63	瓦屋寺地藏堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 48 m ²	一棟	瓦屋禅寺	正保年間 (1644-1647) ／昭和前期改 修	平成 30 年 3 月 27 日	建部瓦屋 寺町
64	瓦屋寺開山堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 18 m ²	一棟	瓦屋禅寺	元禄 13 年 (1700)／昭和 前期改修	平成 30 年 3 月 27 日	建部瓦屋 寺町
65	瓦屋寺経堂(海印蔵) 木造平屋建、瓦葺、建築面積 41 m ² 、輪蔵 付	一棟	瓦屋禅寺	享保 10 年 (1725)	平成 30 年 3 月 27 日	建部瓦屋 寺町
66	瓦屋寺賓頭盧堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 3.0 m ²	一棟	瓦屋禅寺	文政元年 (1818)	平成 30 年 3 月 27 日	建部瓦屋 寺町
67	瓦屋寺鐘楼 木造、瓦葺、面積 9.2 m ²	一棟	瓦屋禅寺	正保年間 (1644-1647)	平成 30 年 3 月 27 日	建部瓦屋 寺町

12 文化財関連 学校、文化財等

12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
68	瓦屋寺庫裏 木造平屋建、瓦葺、建築面積 379 m ²	一棟	瓦屋禅寺	明治 4 年	平成 30 年 3 月 27 日	建部瓦屋 寺町
69	太郎坊宮阿賀神社本殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 3.6 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	宝暦 3 年 (1753)／大正 13 年(1924) 改修	令和元年 9 月 10 日	小脇町
70	太郎坊宮阿賀神社参拝所 木造平屋建、銅板葺、建築面積 45 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	大正 13 年 (1924)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
71	太郎坊宮阿賀神社舞台 木造、面積 31 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	明治 13 年 (1880)／昭和 23 年改修	令和元年 9 月 10 日	小脇町
72	太郎坊宮阿賀神社授与所 木造平屋建、銅板葺、建築面積 2.9 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	明治中期	令和元年 9 月 10 日	小脇町
73	太郎坊宮阿賀神社拝殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 24 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	江戸末期	令和元年 9 月 10 日	小脇町
74	太郎坊宮阿賀神社神楽殿 木造平屋建、銅板葺、建築面積 21 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	明治中期	令和元年 9 月 10 日	小脇町
75	太郎坊宮阿賀神社永安殿 木造 2 階建、銅板葺、建築面積 43 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	明治 40 年 (1907)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
76	太郎坊宮阿賀神社長楽殿 木造及び鉄筋コンクリート造、平屋地下 一階建、瓦葺及び銅板葺、建築面積 154 m ² 、階段棟付	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	昭和 5 年 (1930)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
77	太郎坊宮阿賀神社祭器庫 土蔵造 2 階建、瓦葺、建築面積 38 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	昭和 13 年 (1938)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
78	太郎坊宮阿賀神社手水舎 木造、銅板葺、面積 5.0 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	明治 44 年 (1911)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
79	太郎坊宮阿賀神社銅鳥居 木造、間口 1.8m	一基	太郎坊宮 阿賀神社	昭和 32 年 (1957)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
80	太郎坊宮阿賀神社絵馬殿 木造平屋建、瓦葺、建築面積 55 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	大正 14 年 (1925)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
81	太郎坊宮阿賀神社不動明王拝所 石造、面積 4.9 m ²	一棟	太郎坊宮 阿賀神社	昭和 5 年 (1930)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
82	太郎坊宮阿賀神社中門 石造、面積 8.6m	一基	太郎坊宮 阿賀神社	昭和 5 年 (1930)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
83	太郎坊宮阿賀神社一の鳥居 石造、間口 5.4m	一基	太郎坊宮 阿賀神社	明治 27 年 (1894)	令和元年 9 月 10 日	小脇町
84	松樹館主屋 木造平屋建、茅葺(銅板葺)、建築面積 114 m ²	一棟	個人	文化 11 年 (1814)／平成 27 改修	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
85	松樹館新建 木造 2 階一部平屋建、瓦葺、建築面積 83 m ²	一棟	個人	明治 6／大正 前期改修	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
86	松樹館新寮 木造平屋建、瓦葺、建築面積 26 m ²	一棟	個人	昭和 8 年 (1933)	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
87	松樹館水屋 木造平屋建、瓦葺、建築面積 93 m ²	一棟	個人	明治前期	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
88	松樹館廊下座敷 木造平屋建、瓦葺、建築面積 15 m ²	一棟	個人	大正前期	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
89	松樹館文庫蔵 土蔵造 2 階建、瓦葺、建築面積 53 m ²	一棟	個人	文政 12 年 (1829)	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
90	松樹館南蔵 土蔵造 2 階建、瓦葺、建築面積 32 m ²	一棟	個人	江戸後期	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
91	松樹館北蔵 土蔵造 2 階建、瓦葺、建築面積 24 m ²	一棟	個人	寛政 12 年 (1800)／江戸 末期改修	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
92	松樹館新蔵 土蔵造 2 階建、瓦葺、建築面積 45 m ²	一棟	個人	慶応元年 (1865)	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町
93	松樹館米蔵 土蔵造 2 階建、瓦葺、建築面積 39 m ²	一棟	個人	万延元年 (1860)	令和 3 年 2 月 4 日告 示	五個荘竜 田町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
94	松樹館長屋 木造平屋建、瓦葺、建築面積 18 m ²	一棟	個人	昭和前期	令和 3 年 2 月 4 日告示	五個荘竜田町
95	松樹館表門及び塀 表門 木造、瓦葺、間口 1.8m、 塀 木造、瓦葺、総延長 136m	一基	個人	大正 7 年 (1918)	令和 3 年 2 月 4 日告示	五個荘竜田町
96	松樹館カワト 石造、面積 8.0 m ²	一棟	個人	大正前期	令和 3 年 2 月 4 日告示	五個荘竜田町
97	弘誓寺本堂 木造平屋建、瓦葺、建築面積 354 m ²	一棟	弘誓寺	寛政 2 年 (1790)	令和 3 年 2 月 26 日告示	建部下野町
98	弘誓寺庫裏 木造平屋建、瓦葺、建築面積 310 m ²	一棟	弘誓寺	文化 2 年 (1805)	令和 3 年 2 月 26 日告示	建部下野町
99	弘誓寺玄関 木造平屋建、瓦葺一部檜皮葺、建築面積 124 m ²	一棟	弘誓寺	江戸後期	令和 3 年 2 月 26 日告示	建部下野町
100	弘誓寺中門 木造、瓦葺、間口 1.8m	一棟	弘誓寺	江戸後期	令和 3 年 2 月 26 日告示	建部下野町
101	弘誓寺鐘楼堂 木造、瓦葺、建築面積 13 m ²	一棟	弘誓寺	江戸中期	令和 3 年 2 月 26 日告示	建部下野町
102	弘誓寺表門 木造、瓦葺、間口 3.9m	一棟	弘誓寺	享保 6 年 (1721)	令和 3 年 2 月 26 日告示	建部下野町

カ 重要有形文化財絵画

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	絹本著色日吉山王神像	一幅	百済寺	鎌倉	明治 33 年 4 月 7 日	琵琶湖文化館
2	紙本墨画鷺鳥図 狩野山楽筆、六曲屏風	一双	個人	桃山	昭和 15 年 5 月 3 日	市辺町
3	絹本著色一字金輪像	一幀	個人	鎌倉	昭和 15 年 5 月 3 日	市辺町
4	絹本著色地藏十王図 陸信忠筆	一一幅	永源寺	元	昭和 38 年 2 月 14 日	奈良国立博物館 栗東歴史民俗博物館
5	絹本著色約翁徳俣像 文保三年の自賛がある	一幅	永源寺	鎌倉	昭和 61 年 6 月 6 日	栗東歴史民俗博物館

キ 重要美術品絵画

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	紙本著色赤壁舟遊図 池大雅筆、六曲屏風	一隻	個人	江戸	昭和 14 年 9 月 6 日	市辺町
2	紙本著色仙洞焼丹図 田能村竹田筆、天保二年ノ年記アリ	一幅	個人	江戸	昭和 14 年 9 月 6 日	市辺町

ク 県指定有形文化財絵画

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	紙本著色絵系図 附 一流相承系図 一卷	一幅	妙楽寺	南北朝～室町	昭和 48 年 3 月 31 日	能登川博物館
2	絹本著色被帽地藏菩薩像	一幅	法蓮寺	鎌倉	昭和 49 年 3 月 31 日	琵琶湖文化館

ケ 市指定有形文化財絵画

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	三十六歌仙屏風	一双	百済寺	桃山	昭和 44 年 4 月 1 日	百済寺町
2	絹本著色黄不動図	一幅	百済寺	南北朝	昭和 44 年 4 月 1 日	百済寺町
3	木製絵馬	二面	百済寺	桃山（天正 17・1589）	昭和 44 年 4 月 1 日	百済寺町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
4	光明本尊	一幅	妙楽寺	南北朝	昭和 47 年 11 月 3 日	能登川博物館
5	涅槃図	一幅	妙楽寺	室町	昭和 47 年 11 月 3 日	能登川博物館
6	真宗七高僧絵像	一幅	本行寺	室町	昭和 48 年 9 月 23 日	種町
7	涅槃図	一幅	善勝寺	室町	昭和 48 年 9 月 23 日	佐野町
8	親鸞聖人合掌の御影	一幅	本行寺	室町	昭和 48 年 9 月 23 日	種町
9	光明本尊	一幅	正嚴寺	室町	昭和 48 年 9 月 23 日	伊庭町
10	聖徳太子絵像	一幅	本行寺	室町	昭和 48 年 9 月 23 日	種町
11	法蓮寺来迎図	一幅	法蓮寺	鎌倉	昭和 49 年 2 月 12 日	五個荘木流町
12	石馬寺釈迦如来坐像図	一幅	石馬寺	室町	昭和 49 年 2 月 12 日	五個荘石馬寺町
13	絹本着色十六羅漢画像	一二幅	齡仙寺	桃山	昭和 50 年 3 月 10 日	五個荘中町
14	絹本着色釈迦十六善神画像	一幅	五個荘小幡町	室町	昭和 51 年 4 月 5 日	五個荘小幡町
15	石曳絵馬	一面	百済寺	安土・桃山	平成 3 年 1 月 17 日	百済寺町
16	絹本着色如意輪観音図	一幅	百済寺	南北朝～室町	平成 3 年 1 月 17 日	百済寺町
17	絹本着色阿弥陀如来像	一幅	大蓮寺	南北朝	平成 4 年 2 月 26 日	市辺町
18	渡唐天神画像	一幅	菅原神社	室町	平成 8 年 10 月 1 日	安土城考古博物館
19	絹本着色不動明王三童子像	一幅	乾徳寺	15 世紀	令和 3 年 3 月 2 日	五個荘川並町

コ 重要文化財彫刻

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	木造薬師如来坐像	一軀	長楽寺	平安	明治 44 年 8 月 9 日	平田町
2	木造薬師如来坐像	一軀	光明寺	平安	明治 44 年 8 月 9 日	下羽田町
3	木造大黒天立像	一軀	光明寺	江戸	明治 44 年 8 月 9 日	下羽田町
4	木造十一面観音立像	一軀	慈恩寺	平安	明治 44 年 8 月 9 日	琵琶湖文化館
5	木造観世音菩薩坐像	一軀	梵釈寺	平安	明治 44 年 8 月 9 日	蒲生岡本町
6	木造帝釈天立像	一軀	法雲寺	平安	明治 44 年 8 月 9 日	上麻生町
7	木造阿弥陀如来坐像	一軀	誓安寺	平安	明治 44 年 8 月 9 日	合戸町
8	木造男神坐像 一（社伝蒲生稲寸三麻呂像） 木造同像 一（社伝蒲生稲寸三麻呂像）	二軀	竹田神社	平安	明治 44 年 8 月 9 日	琵琶湖文化館
9	木造十一面観音立像	二軀	石馬寺	平安	明治 45 年 2 月 8 日	五個荘石馬寺町
10	木造二天王立像	二軀	石馬寺	平安	明治 45 年 2 月 8 日	五個荘石馬寺町
11	木造二天王立像	二軀	石馬寺	平安	明治 45 年 2 月 8 日	五個荘石馬寺町
12	木造大威徳明王像	一軀	石馬寺	平安	明治 45 年 2 月 8 日	五個荘石馬寺町
13	銅造聖観音立像	一軀	慈眼寺	奈良	大正 2 年 4 月 14 日	瓜生津町
14	木造阿弥陀如来坐像（大仏堂安置）	一軀	石馬寺	平安	大正 5 年 8 月 17 日	五個荘石馬寺町
15	木造千手観音立像	一軀	瓦屋寺	平安	大正 10 年 4 月 30 日	建部瓦屋寺町
16	木造大日如来坐像	一軀	興福寺	平安	大正 10 年 4 月 30 日	五智町
17	木造聖観音立像（観音堂安置）	一軀	興福寺	平安	大正 10 年 4 月 30 日	五智町
18	木造地藏菩薩立像	一軀	生蓮寺	平安	大正 10 年 4 月 30 日	八日市清水
19	木造阿弥陀如来坐像（阿弥陀堂安置）	一軀	善明寺	平安	大正 10 年 8 月 8 日	横溝町

12 文化財関連 学校、文化財等

12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
20	木造阿弥陀如来坐像 像内に長承二年、仏師河内講師僧快俊の銘がある	一躯	善明寺	平安	大正10年8月8日 昭和47年5月30日 (名変)	横溝町
21	塑造寂室和尚坐像(開山堂安置) 附 像内納入品 一、大乘経咒偈頌等 包紙添 一卷、一紙 内に応安五年七月、同七年三、四月筆者永積、永哲等の奥書がある 料紙に尚一の消息紙背を用いるものがある 銅経筒 一合 一、経、陀羅尼、名号、印仏、偈頌等 一括	一躯	永源寺	南北朝	昭和11年5月6日 昭和59年6月6日 (追加)	永源寺高野町 栗東歴史民俗博物館(像内納入品)
22	木造役行者及二鬼像	三躯	石馬寺	鎌倉	昭和34年12月18日	五個荘石馬寺町
23	木造十一面観音立像	一躯	百済寺	平安	令和4年3月22日	百済寺町

サ 県指定有形文化財彫刻

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	木造聖観音立像	一躯	長寿寺	平安	昭和47年4月1日	池之脇町
2	木造阿弥陀如来坐像 胎内に「正応四年辛卯八月日、仏所相模法橋快全(花押)、同国伯耆円全(花押)」の墨書がある	一躯	妙応寺	鎌倉	昭和47年4月1日	尻無町
3	木造薬師如来坐像	一躯	成願寺	平安	昭和49年3月11日	小脇町
4	木造仏頭	一箇	善教寺	平安	昭和49年3月11日	種町

シ 市指定有形文化財彫刻

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	木造聖観音坐像	一躯	百済寺	室町(明応7年・1498)	昭和44年4月1日	百済寺町
2	木造如意輪観音半跏像	一躯	百済寺	室町(明応8年・1499)	昭和44年4月1日	百済寺町
3	金銅弥勒半跏像	一躯	百済寺	鎌倉	昭和44年4月1日	百済寺町
4	木造薬師如来坐像	一躯	善勝寺	室町	昭和44年4月1日	青山町
5	地藏石仏	一躯	善勝寺	南北朝(建武3年・1336)	昭和44年4月1日	青山町
6	木造聖観音坐像	一躯	福性寺	平安	昭和44年4月1日	曾根町
7	深沙大将	一躯	福性寺	鎌倉	昭和44年4月1日	曾根町
8	二天立像 多聞天、持国天	二躯	福性寺	鎌倉	昭和44年4月1日	曾根町
9	木造十一面観音立像	一躯	豊永寺	平安	昭和44年4月1日	中戸町
10	木造薬師、宝生、弥陀、釈迦如来坐像	四躯	興福寺	平安	昭和44年4月5日	五智町
11	木造四天王立像	四躯	瓦屋寺	平安	昭和44年4月5日	建部瓦屋寺町
12	木造聖観音立像	一躯	永昌寺	平安	昭和45年5月1日	箕川町
13	木造阿弥陀如来坐像	一躯	陽泉院	平安	昭和46年5月20日	野村町
14	木造千手観音立像	一躯	善教寺	平安	昭和47年11月3日	種町
15	木造聖観音立像	一躯	大徳寺	平安	昭和47年11月3日	能登川町
16	木造阿弥陀如来坐像	一躯	妙金剛寺	平安	昭和48年9月23日	伊庭町
17	木造阿弥陀如来坐像	一躯	光照寺	鎌倉以前	昭和48年9月23日	阿弥陀堂町
18	木造阿弥陀如来立像	一躯	法蓮寺	平安	昭和50年3月10日	五個荘木流町
19	磨崖地藏菩薩立像	一躯	五個荘伊野部町	南北朝	昭和50年3月10日	五個荘伊野部町
20	木造地藏菩薩立像	一躯	東光寺地藏講	平安	昭和50年3月10日	五個荘清水鼻町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
21	木造狛犬	一対	五個荘築瀬町	南北朝	昭和51年4月5日	五個荘築瀬町
22	石造阿弥陀如来立像	一躯	五個荘小幡町	鎌倉	昭和52年1月31日	五個荘小幡町
23	木造阿弥陀如来立像	一躯	浄土寺	平安後期	昭和55年11月3日	川南町
24	木造薬師如来立像	一躯	法徳寺(薬師堂)	平安	昭和56年1月8日	市辺町
25	木造狛犬 阿吽	一対	苗村神社	鎌倉	昭和57年3月3日	五個荘木流町
26	木造釈迦如来坐像	一躯	乾徳寺	鎌倉～室町	昭和57年3月3日	五個荘川並町
27	木造地藏菩薩立像	一躯	西福寺	鎌倉	昭和63年6月16日	平柳町
28	木造阿弥陀如来坐像	一躯	昌善寺	平安	昭和63年6月16日	南菩提寺町
29	木造地藏菩薩立像	一躯	昌善寺	平安	昭和63年6月16日	南菩提寺町
30	木造聖観音菩薩立像	一躯	最福寺	平安	昭和63年6月16日	湯屋町
31	押立神社本地仏	二躯	押立神社	平安	昭和63年6月16日	北菩提寺町
32	木造聖観音菩薩立像	一躯	慈眼寺	平安	昭和63年6月16日	小田苅町
33	木造阿弥陀如来立像	一躯	玉宝院	鎌倉	昭和63年6月16日	北清水町
34	木造鬼面	一面	日吉神社	桃山	平成1年8月22日	琵琶湖文化館
35	木造阿弥陀如来坐像	一躯	光林寺	平安	平成1年8月22日	妙法寺町
36	木造天部形立像	一躯	春日神社	平安	平成2年3月15日	栗東歴史民俗博物館
37	木造狛犬	一対	春日神社	南北朝	平成2年3月15日	栗東歴史民俗博物館
38	慶岸寺木造阿弥陀如来坐像	一躯	慶岸寺	鎌倉	平成2年3月31日	宮井町
39	川合東出石棺仏	一躯	川合東出区	鎌倉	平成2年3月31日	川合町
40	木造地藏菩薩半跏像	一躯	八之塚地藏院	平安～鎌倉	平成3年1月17日	池之尻町
41	木造毘沙門天立像	一躯	引接寺	鎌倉	平成3年1月17日	上山町
42	木造不動明王立像	一躯	八之塚地藏院	鎌倉	平成3年1月17日	池之尻町
43	木造天部形立像	一躯	松雲寺	平安	平成3年1月17日	妹町
44	木造狛犬	一対	野々宮神社	鎌倉	平成4年2月26日	八日市金屋
45	地藏菩薩坐像	一躯	永昌寺	鎌倉	平成4年3月30日	箕川町
46	木造聖観音菩薩立像	一躯	長寶寺	平安	平成4年12月1日	五個荘小幡町
47	木造阿弥陀如来坐像	一躯	蓮光寺	平安	平成4年12月1日	五個荘北町屋町
48	木造十一面観音立像	一躯	大覚寺	平安	平成8年5月1日	大覚寺町
49	銅造釈迦如来立像	一躯	専修院	白鳳	平成8年5月1日	鯉江町
50	木造聖観音菩薩立像	一躯	石塔寺	平安	平成8年5月1日	石塔町
51	石造三尊仏 元亨元年四月の刻銘がある	一基	大蓮寺	鎌倉	平成9年1月24日	市辺町
52	石造三尊仏 貞和二年二月の刻銘がある	一基	法徳寺(薬師堂)	南北朝	平成9年1月24日	市辺町
53	木造不動明王二童子像	三躯	百済寺	鎌倉	平成10年5月1日	百済寺町
54	鬼面 押立菩提寺南ホノ 天文二十歳辛亥三月日賢徳作の銘がある	一面	南菩提寺	天文20年(1551)	平成10年10月15日	南菩提寺町
55	鼻高面	一面	南菩提寺	室町	平成10年10月15日	南菩提寺町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
56	木造薬師如来立像	一軀	南菩提寺	鎌倉	平成10年10月15日	南菩提寺町
57	木造地藏菩薩立像	一軀	引接寺	平安	平成11年3月25日	今崎町
58	木造聖観音菩薩立像	一軀	柴原南町 (祥光寺)	平安	平成11年3月25日	柴原南町
59	木造薬師如来坐像	一軀	薬師寺	平安	平成11年3月25日	八日市清水
60	木造毘沙門天立像	一軀	上平木町	平安	平成13年2月28日	上平木町
61	木造毘沙門天立像 附 永正九年造立願文 一紙	一軀	百済寺	室町	平成20年3月28日	百済寺町
62	木造阿弥陀如来立像	一軀	弘誓寺	平安末期～鎌倉初期	平成21年3月25日	五個荘金堂町
63	木造聖観音菩薩立像 背面に「近江州愛知郡高野村大雲山興源 禪寺函之本尊」「興源寺」の墨書あり	一軀	興源寺	平安	平成21年3月25日	永源寺高野町
64	木造不動明王立像	一軀	大善寺	平安	平成23年3月30日	黄和田町
65	木造毘沙門天立像	一軀	大善寺	平安	平成23年3月30日	黄和田町
66	木造阿弥陀如来立像	一軀	妙楽寺	平安後期	平成28年3月31日	伊庭町
67	木造千手観音立像	一軀	石馬寺		令和4年9月1日	五個荘石馬寺町
68	木造地藏菩薩立像	一軀	石馬寺		令和4年9月1日	五個荘石馬寺町
69	木造毘沙門天立像	一軀	石馬寺		令和4年9月1日	五個荘石馬寺町

ス 重要文化財工芸品

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	紺紙金泥妙法蓮華経入黒漆蒔絵函	一合	百済寺	室町	明治33年4月7日	琵琶湖文化館
2	金銅唐草文磬	一面	百済寺	平安	昭和28年3月31日	百済寺町
3	石燈籠 火袋に「延慶四年辛亥卯月十八日造立 之、願主沙門僧聖円」の刻銘がある	一基	河桁御河辺 神社	延慶4年 (1311)	昭和37年2月2日	神田町
4	石燈籠 奉造立燈爐、正和〇年乙〇三月三日、大 勲進盛〇の刻銘がある	一基	高木神社	正和4年 (1315)	昭和37年6月21日	蒲生岡本町
5	鉾子 銅鑼 各に建長八年丙辰八月日の刻銘がある	一対 一口	百済寺	鎌倉	昭和51年6月5日	琵琶湖文化館
6	能装束 紅地花唐草入菱繋文唐織 附 白地草花色紙散文繡箔肩裾 一領	一領	八幡神社	桃山	昭和59年6月6日	政所町

セ 市指定有形文化財工芸品

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	孔雀文銅磬	一面	百済寺	室町(応永 25年・ 1418)	昭和44年4月1日	百済寺町
2	掛仏	六面	歳苗神社	室町	昭和45年5月1日	山上町
3	石燈籠	一基	望湖神社	南北朝	昭和47年11月3日	伊庭町
4	掛仏	一面	高野公民館	鎌倉	昭和48年3月1日	永源寺高野町
5	石燈籠	一基	白鳥神社 (高木会議 所に設置)	鎌倉	昭和52年4月26日	高木町
6	銅鉦	一口	高屋八幡神 社	室町	昭和52年8月10日	御園町
7	梵鐘	一口	発願寺	室町	昭和55年11月3日	佐野町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
8	菩薩形懸仏	一面	上山神社	平安～鎌倉	昭和55年11月3日	能登川博物館
9	梵鐘	一口	東光寺	江戸	昭和62年10月2日	平尾町
10	法森寺石燈籠	一基	法森寺	鎌倉	平成1年3月31日	平林町
11	銅造孔雀文磬	一面	光林寺	鎌倉	平成1年8月22日	妙法寺町
12	懸仏 裏板に応永廿八年二月廿七日の墨書銘あり	一面	野々宮神社	室町	平成1年8月22日	八日市金屋
13	鰐口 大永四年甲申三月廿六日の刻銘がある	一口	押立神社	大永4年(1524)	平成2年3月15日	北菩提寺町
14	八幡神社懸仏	一面	八幡神社	南北朝 永徳元年(1381) 〔墨書〕	平成2年3月31日	外原町
15	十三仏種字自然石塔婆 永禄十一年願主浄英の刻銘がある	一基	来迎寺	永禄11年(1568)	平成3年4月3日	小八木町
16	石造燈籠	一基	玉緒神社	鎌倉	平成4年2月26日	柴原南町
17	駕籠	二丁	安養寺	江戸	平成4年3月30日	山上町
18	石造燈籠	一基	三所神社	南北朝	平成12年2月25日	市辺町(東)
19	石造燈籠	一基	成願寺	平安	平成15年2月25日	小脇町
20	石造燈籠	一基	長緒神社	鎌倉	平成16年12月22日	蛇溝町
21	石造燈籠 正応元年戊子八月八日の刻銘がある	一基	羽田神社	鎌倉(正応元年・1288)	平成16年12月22日	上羽田町
22	百済寺懸佛七面 附 一面	八面	百済寺	室町	平成17年12月22日 平成20年3月28日(追加)	百済寺町
23	熊野三所権現御正躰	一面	百済寺	江戸	平成17年12月22日	百済寺町
24	翁面一面 附 女面一面	二面	大森神社	室町	平成17年12月22日	大森町
25	鑿子台 天板裏面に「文明十九歳在丁未林鐘廿有八日」の墨書あり	一基	永源寺	室町(文明19年・1487)	平成21年3月25日	永源寺高野町
26	鰐口 享禄四年辛卯十二月廿六日の刻銘がある	一口	若宮神社宮座講	室町(享禄4年・1531)	平成23年3月30日	市辺町
27	能装束及び関連裂	一括	政所八幡神社		令和4年9月1日	政所町
28	能面	二面	筒井神社		令和4年9月1日	蛭谷町
29	能面	六面	金龍寺 大皇器地祖神社		令和4年9月1日	君ヶ畑町
30	淡茶地草花文様錦狩衣	一領	金龍寺 大皇器地祖神社		令和4年9月1日	君ヶ畑町
31	能面	三〇面	八幡神社		令和4年9月1日	政所町

ソ 重要文化財書跡・典籍

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	紙本墨書寂室和尚遺誠	一幅	永源寺	南北朝	明治39年4月14日	栗東歴史民俗博物館
2	紙本墨書寂室元光消息(二月九日／華蔵寺宛)	一幅	永源寺	南北朝	昭和11年5月6日	栗東歴史民俗博物館
3	紙本墨書寂室元光墨蹟(風攪飛泉詩)	一幅	永源寺	南北朝	昭和11年5月6日	栗東歴史民俗博物館

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
4	紙本墨書永源寺開山祭文 (貞治六年九月二日)	一幅	永源寺	南北朝・室町	昭和11年5月6日	栗東歴史民俗博物館
	紙本墨書開山初七日香語 (貞治六年九月八日)	一幅				
	紙本墨書永源寺開山十三回忌法語 (康暦元年九月一日)	二幅				
	紙本墨書永源寺開山三十三回忌座語竝ニ香語 (応永六年九月一日)	三幅				
	紙本墨書永源寺開山西来庵入祖堂法語 (永和三年季春)	一幅				
5	紙本墨書寂室元光墨蹟 遺偈、貞治六年九月一日	一幅	永源寺	貞治6年 (1367)	昭和33年2月8日	栗東歴史民俗博物館
6	寂室元光墨蹟 越谿字号并説(蠟牋)／貞治五年仲秋月	二幅	退蔵寺	南北朝	平成2年6月29日	琵琶湖文化館

タ 重要美術品書跡・典籍

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	紙本墨書安南国書(永祿陸年陸月初五日)	一幅	正眼寺	江戸	昭和9年4月10日	五箇荘小幡町

チ 県指定有形文化財書跡・典籍

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	紺紙金字妙法蓮華經 開結經共	一〇巻	百済寺	平安	昭和63年3月31日	琵琶湖文化館
2	弥天永釈墨蹟 永安禅寺置文 一幅 龍井庵常住注文 一幅 永源寺文書目録 一幅	三幅	永安寺	南北朝～室町	平成11年3月31日	安土城考古博物館
3	見性悟心禅師号 足利義持筆	一幅	永安寺	室町	平成11年3月31日	安土城考古博物館
4	見性悟心禅師諡号勅書	一幅	永安寺	室町	平成11年3月31日	安土城考古博物館
5	靈仲禅英墨蹟 弥天永釈寿位安奉語 一幅 曹源庵門中置文 一幅 萬法皈一之法語 一幅 靈仲禅英書状 一幅 円応禅師号 一幅	五幅	曹源寺	室町	平成12年3月10日	安土城考古博物館
6	寂室元光墨蹟 出山釈迦図賛	一幅	永源寺	南北朝	平成13年3月19日 平成14年6月26日 (員数変)	永源寺高野町
7	三千仏名経 寂室元光筆	三巻	永源寺	南北朝	平成13年3月19日	永源寺高野町
8	法華経開結共(嚴暹筆こけら経) 附 こけら経断片 一括 竹製箍輪 二本	4975枚	松尾神社		平成29年3月23日	能登川博物館

ツ 市指定有形文化財書跡・典籍

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	大燈国師墨蹟	一幅	大徳寺	鎌倉	昭和47年11月3日	能登川町
2	端家文書	三〇点	個人	室町～江戸	昭和52年4月26日	山上町
3	熊原権現由来録	六点	熊原神社	室町	昭和59年5月1日	永源寺相谷町
4	大般若波羅蜜多経	四四九巻	上山神社	平安～鎌倉	昭和60年11月3日	能登川博物館
5	中西馬瓢作 筆の塵	二巻	個人	江戸	昭和62年10月2日	平尾町
6	中西馬瓢作 月の話	一卷	個人	江戸	昭和62年10月2日	平尾町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
7	中西馬瓢作 俳画集	一卷	個人	江戸	昭和 62 年 10 月 2 日	平尾町
8	版本大般若波羅蜜多經	六百卷	春日神社	鎌倉	昭和 63 年 6 月 16 日	能登川博物館
9	版本妙法蓮華經 永和三年丁巳六月日の刊記がある 附 台付經箱	八卷	地藏院	永和 3 年 (1377)	平成 2 年 3 月 15 日	能登川博物館
10	大般若經	六百卷 (内二卷欠)	日吉神社	鎌倉～江戸	平成 3 年 1 月 17 日	青山町
11	大般若波羅蜜多經	七四卷	柳瀬在地	鎌倉	平成 4 年 11 月 19 日	能登川博物館
12	八王子稚児宿伝来文書 附 桐箱 二点	四八〇点	安楽寺区	室町～昭和	平成 17 年 3 月 10 日	能登川博物館
13	大般若波羅蜜多經	五五九卷 (版本 四七〇 卷・写 本八九 卷)	日枝神社	鎌倉・南北朝	平成 22 年 4 月 1 日	黄和田町

テ 重要文化財古文書

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	今堀日吉神社文書 (九百四十七通)	六六冊	日吉神社	鎌倉～江戸	昭和 62 年 6 月 6 日	滋賀大学 経済学部 附属史料 館
2	永源寺文書 (八千七百四十七通)	六一巻、 一四帖、 一六〇四 冊、八八 幅、六七 四八通、 一三鋪、 三枚	永源寺	鎌倉	平成 14 年 6 月 26 日	栗東歴史 民俗博物 館

ト 県指定有形文化財古文書

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	永源寺文書	二六九点	永源寺	江戸～明治	平成 11 年 3 月 31 日 平成 14 年 6 月 26 日 (員数変)	栗東歴史 民俗博物 館

ナ 市指定有形文化財古文書

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	光明寺文書	八点	光明寺	鎌倉～室町	昭和 52 年 4 月 26 日	和南町
2	山部神社中世文書	六三通	山部神社	平安～室町	平成 2 年 3 月 31 日	下麻生町
3	八王子法橋伝来文書	九〇点	安楽寺五人衆	鎌倉末～近代	平成 6 年 10 月 27 日	能登川博物館
4	押立神社文書 (1019 点)	一件	押立神社		平成 10 年 10 月 15 日	滋賀大学 経済学部 附属史料 館
5	三枝家文書	一〇八点	北須田区	江戸～明治	平成 11 年 11 月 1 日	能登川博物館

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

ニ 重要文化財考古資料

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	滋賀県雪野山古墳出土品 一、漆製品 一、銅鏡 一、銅鏃 一、石製品 一、ガラス製品 一、鉄製品 一、土器 附 棺材一括	三四点 五面 九六本 五点 二箇 七五点 一点	東近江市	古墳	平成 13 年 6 月 22 日	東近江市 埋蔵文化 財センタ ー

ヌ 県指定有形文化財考古資料

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	家形石棺材（伝勝堂古墳群出土）	二点	正眼寺	古墳	平成 25 年 3 月 19 日	勝堂町

ネ 市指定有形文化財考古資料

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	丸山古墳出土品	七一点	東近江市	古墳・平安	昭和 48 年 6 月 1 日	東近江市 埋蔵文化 財センタ ー
2	特別史跡安土城跡出土金箔瓦	二点	東近江市	安土・桃山	平成 14 年 7 月 1 日	東近江市 埋蔵文化 財センタ ー
3	正楽寺遺跡出土祭祀関連遺物	一六点	東近江市	縄文	平成 14 年 7 月 1 日	東近江市 埋蔵文化 財センタ ー
4	百済寺境内出土遺物 1. 瀬戸灰釉瓶子（中世墓出土） 2. 常滑三耳壺（中世墓出土） 3. 白磁四耳壺（中世墓出土） 4. 土師質筒型容器（中世墓出土） 5. 常滑二筋壺（中世墓出土） 6. 信楽絵垣文壺（塔跡出土）	六点	百済寺 埋蔵文化財 センター	鎌倉～室町	平成 21 年 3 月 25 日	百済寺町 東近江市 埋蔵文化 財センタ ー
5	山面古墳群出土遺物	一六点	東近江市	古墳時代後期 （6 世紀後 半）	平成 23 年 3 月 30 日	東近江市 埋蔵文化 財センタ ー
6	朝日塚古墳出土遺物	一五点	東近江市	古墳時代後期 （6 世紀後 半）	平成 24 年 3 月 28 日	東近江市 埋蔵文化 財センタ ー

ノ 市指定有形文化財歴史資料

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	時習斎文書	一括	東近江市	江戸～明治	平成 4 年 12 月 1 日	五個荘竜 田町
2	東近江市内学校日誌等史料	二九五冊	東近江市	明治～昭和	平成 22 年 4 月 1 日	五個荘竜 田町 北菩提町

ハ 市指定無形文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	小幡人形保持者 細居源悟		細居源悟		平成 24 年 3 月 28 日	五個荘小 幡町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
2	江州音頭（棚音頭） 小椋源右衛門		小椋源右衛門		平成 25 年 3 月 22 日	沖野町

ヒ 県指定有形民俗文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	蛭谷木地屋氏子狩帳 附 木地屋関係文書	三五簿冊 六七点	筒井神社	江戸～明治	昭和 56 年 4 月 24 日 昭和 57 年 3 月 31 日 (三点追加)	蛭谷町
2	君ヶ畑木地屋氏子狩帳 附 木地屋関係文書	五三簿冊 二八点	金龍寺 大皇器地祖 神社	江戸～明治	昭和 56 年 4 月 24 日 昭和 57 年 3 月 31 日 (二点追加)	君ヶ畑町
3	大岩助左衛門日記 附 蛭谷村系図 日記逸文	二冊	個人	元禄 8 年 (1695)	昭和 57 年 3 月 31 日	蛭谷町

フ 市指定有形民俗文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	長村鋳物師の製品及びその用具と資料	三四六点	東近江市		平成 21 年 3 月 25 日	北菩提寺町

ヘ 重要無形民俗文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	近江のケンケト祭り長刀振り	1/4	近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会（弥栄会）		令和 2 年 3 月 16 日	宮川町

ホ 市指定無形民俗文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	江州音頭		江州音頭保存会	不定期（聖徳まつりに参加）	昭和 46 年 5 月 20 日	
2	裸まつり		西市辺裸まつり保存会	成人の日の前日	昭和 51 年 7 月 22 日	市辺町（西）
3	最上おどり		八日市最上踊保存会	4 月上旬	昭和 53 年 2 月 23 日	大森町・尻無町
4	押立神社古式祭（ドケ祭）		押立神社古式祭（ドケ祭）保存会（保護団体）	4 月 24 日に近い日曜日に行われるもの	平成 10 年 10 月 15 日	北菩提寺町 押立神社内
5	羽田の松明行事ならびにフキハヤシ			4 月第一土・日曜日	平成 21 年 3 月 25 日	上羽田町 羽田神社 中羽田町 八幡神社 下羽田町 剣神社 およびその周辺

マ 国選択無形民俗文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	近江のケンケト祭り・長刀振り	3/7 団体	弥栄会 高木神社ケンケト帯掛保存会 けんけと祭保存会	4 月下旬～5 月上旬	昭和 59 年 12 月 20 日	宮川町 蒲生岡本町 上麻生町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
2	近江八日市の大風揚げ習俗		東近江大風保存会		平成5年11月26日	

ミ 県選択無形民俗文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	大風		東近江大風保存会		昭和33年11月7日	沖野
2	長刀踊		弥栄会	5月上旬	昭和35年1月20日	宮川町
3	けんけと祭		高木神社ケンケト帯掛保存会	4月下旬	昭和35年1月20日	蒲生岡本町
4	けんけと祭		けんけと祭保存会	4月下旬	昭和35年1月20日	上麻生町
5	西市辺の宮座行事ならびに薬師堂裸おどり		西市辺裸まつり保存会	成人式の前日	昭和54年3月30日	市辺町
6	大森神社の宮座行事と最上踊		八日市最上踊保存会	4月上旬	昭和56年4月24日	大森町・尻無町
7	伊庭の坂下し		伊庭祭保存会	5月4日	昭和57年3月31日	伊庭町

ム 国指定特別史跡

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	安土城跡	956,628.00 m ²	滋賀県（管理団体）	安土・桃山	大正15年10月20日 昭和27年3月29日	南須田町・きぬがさ町

メ 国指定史跡

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	観音寺城跡	2,428,062.02 m ²		室町～戦国	昭和57年1月30日 昭和59年10月8日（地追）	五個荘川並町ほか
2	彦根藩主井伊家墓所	462.32 m ²	永源寺	江戸	平成20年3月28日	永源寺高野町
3	百済寺境内	807,900.80 m ² +追加指定分	百済寺		平成20年7月28日 追加指定令和3年3月26日	百済寺町・上山町
4	雪野山古墳	3539.51 m ² 一基	東近江市	古墳前期	平成26年3月18日	上羽田町・中羽田町
5	永原御殿跡及び伊庭御殿跡	3,145.33 m ² (1/2)	東近江市・能登川町自治会	江戸	令和2年3月10日	能登川町

モ 県指定史跡

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	勝堂古墳群 赤塚古墳 弁天塚古墳 おから山古墳 行者塚古墳	6,537.21 m ² 四基	赤塚・弁天塚：勝堂町 おから山・行者塚：東近江市	古墳（6～7世紀）	昭和58年3月28日 昭和58年3月28日 平成25年3月19日（地追） 平成25年3月19日（地追）	赤塚：勝堂町 弁天塚：勝堂町 おから山：勝堂町 行者塚：勝堂町
2	後藤館跡	9,447 m ² 一件	個人	室町～戦国	昭和58年3月28日	中羽田町
3	八幡社古墳群	5,000 m ² 一二基	中羽田町	古墳	昭和58年3月28日	中羽田町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
4	木村古墳群 天乞山古墳 久保田山古墳	14,932 m ² 二基	東近江市	古墳中期	平成2年3月31日	川合町
5	法堂寺廃寺跡	7,595 m ² 一件	東近江市	白鳳	平成10年6月19日	佐野町
6	湖東地域の群集墳（上蚊野古墳群・平柳古墳群）		平柳天満宮	古墳	平成13年3月19日	平柳町
7	神郷亀塚古墳	8,997.09 m ² 一基	平加神社ほか	古墳	平成16年4月16日	長勝寺町
8	金貝遺跡	197.00 m ²	農事組合法人 野村町営農組合		平成24年3月19日	野村町
9	相谷熊原遺跡	19578.2 m ²	個人、東近江市	縄文時代（草創期）	令和元年12月24日	永源寺相谷町

ヤ 市指定史跡

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	船岡山	一件	東近江市	白鳳	昭和46年5月20日	糠塚・野口町ほか
2	法堂寺遺跡	一件	東近江市	奈良（白鳳）	昭和47年11月3日	佐野ほか
3	近江商人屋敷（旧外村宇兵衛家）	一件	東近江市	江戸～明治	平成4年12月1日	五個荘金堂町
4	下一色井（神ノ池）		個人	大正14年（1925）	平成5年6月14日	下一色町
5	織山北麓の群集墳 山面古墳群	49,455 m ²	上山天満天神社	古墳時代後期（6世紀後半）	平成23年3月30日	猪子町他
6	八日市壺焼谷窯跡	706.61 m ²	芝原町	7世紀末～8世紀前半	平成29年3月31日	芝原町

ユ 市指定名勝

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	松尾神社庭園	一件	宗教法人松尾神社	桃山	昭和46年5月20日	八日市松尾町
2	五個荘近江商人屋敷 藤井彦四郎邸庭園	一件	東近江市	大正	平成4年12月1日	宮荘町
3	百済寺境内		百済寺		平成21年3月25日	百済寺町
4	永源寺境内		永源寺		平成21年3月25日	永源寺高野町

ヨ 登録記念物名勝

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	松樹館庭園	1988.28 m ²	個人	明治	令和3年10月11日 告示	五個荘竜田町

ラ 国指定天然記念物

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	南花沢のハナノキ		南花沢 東近江市（管理団体）		大正10年3月3日	南花沢町
2	北花沢のハナノキ		北花沢 東近江市（管理団体）		大正10年3月3日	北花沢町

12 文化財関連 学校、文化財等
12-2 指定文化財

リ 市指定天然記念物

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	ぶな並木		甲津畑区		昭和 52 年 4 月 26 日	甲津畑町
2	太郎坊阿賀神社の夫婦岩	147 m ²	太郎坊阿賀神社		平成 25 年 3 月 22 日	小脇町

ル 重要伝統的建造物群保存地区

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区	約 32.2ha		江戸～昭和	平成 10 年 12 月 25 日 平成 17 年 12 月 27 日（名変）	五個荘金堂町の一部

レ 重要文化的景観

	名称	員数	所有者	時代	指定年	所在地
1	伊庭内湖の農村景観	260.1 h a (うち河川面積 77.5 h a)		現代	平成 30 年 10 月 15 日	伊庭町の一部, 一級河川大同川・須田川・瓜生川の各一部

13 基準、要領

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

13 基準、要領

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和7年4月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。

13 基準、要領

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

13 基準、要領

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏 20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬 33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼	夏 6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		床上浸水	冬 10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	

13 基準、要領

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅 の応急修理	住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から 3 箇月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 箇月以内）	
学用品の供与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 232,200 円以内 小人（12 歳未満） 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

13 基準、要領

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,700 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,900 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として 救護班 2 輸送費、人件費は、 別途計上 3 死体の一時保存に ドライアイスの購 入費等が必要な場 合は当該地域にお ける通常の実費を 加算できる。
災害によって 住居又はその 周辺に運ばれ た土石、竹木 等で、日常生 活に著しい支 障を及ぼして いるものの除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物 が運びこまれているため生活に 支障をきたしている場合で自力 では除去することのできない者	市町村内において障害物の除 去を行った 1 世帯当たりの平 均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃 金 職員等雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
輸送費及び賃 金 職員等雇上費 （法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	災害が発生するおそ れ段階の救助は、高 齢者・障害者等で避 難行動が困難な要配 慮者の方の輸送であ り、以下の費用を対 象とする。 ・避難所へ輸送する ためのバス借上げ等 に係る費用 ・避難者がバス等に 乗降するための補助 員など、避難支援の ために必要となる賃 金職員等雇上費

13 基準、要領
13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：災害救助事務取扱要領（令和5年6月）別添7「令和5年度災害救助基準」等

13-2 被害状況認定基準

平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月）」、「災害報告取扱要領」等に基づいて整理している。

区分		記入内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者 （重傷者） （軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非住家の被害		住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

資料編

13 基準、要領
13-2 被害状況認定基準

区分		記入内容
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	損害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

13 基準、要領
13-2 被害状況認定基準

被害項目		報告基準
り 災 者	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

13-3 即報基準及び直接即報基準

消防庁策定の「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）」
に基づく基準

(1) 即報基準

区分	事項	種別	基準
火災等 即報	一般基準	火災 特定の事故	(1) 死者3人以上生じたもの (2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの (3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	火災	建物火災 (1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 (2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの (3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 (4) 特定違反対象物の火災 (5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 (6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 (7) 損害額1億円以上と推定される火災
			林野火災 (1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの (2) 空中消火を要請又は実施したもの (3) 住家等へ延焼するおそれがあるもの
			交通機関の火災 (1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
			その他 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
		石油コンビナート等特別防災区域内の事故	(1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの (3) 特定事業所内の火災（(1)以外のもの。）

13 基準、要領
13-3 即報基準及び直接即報基準

区分	事項	種別	基準
		危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 (5) 海上、河川への危険物等流出事故 (6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
火災等 即報	個別基準	原子力災害等	(1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
		消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故	
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	
救急・救助事故 即報	次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。） (1) 死者5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） (例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故		

13 基準、要領

13-3 即報基準及び直接即報基準

区分	事項	種別	基準
武力攻撃 災害等 即報	次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。） (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害		
災害即報	一般基準		(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの (3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (4) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの (5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
		地震	(1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの (2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
	個別基準	津波	(1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの (2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	(1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	(1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの (2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的 影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	

(2) 直接即報基準

区分	種別	基準
火災等 即報	交通機関の 火 災	(1) 即報基準 火災等即報 個別基準 火災 交通機関の火災に同じ。 (1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	石油コンビ ナート等特 別防災区域 内の事故	(1) 即報基準 火災等即報 個別基準 火災 石油コンビナート等特別 防災区域内の事故 (1) 及び(2) に同じ。 (1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱 う施設の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に 係る事故	石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。 (1) (1) 即報基準 火災等即報 個別基準 火災 危険物等に係る事故 (1) 及び(2) に同じ。 ア 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの イ 負傷者が5名以上発生したもの (2) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場 等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与え たもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、 次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えい で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力 災害等	(1) 即報基準 火災等即報 戸別基準 火災 原子力災害等に同じ。 (1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又 は放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料 物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通 報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定 により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通 報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又 は放射線の漏えいがあったもの
救急・ 救助事故 即報		ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高 いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)
救急・ 救助事故 即報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

13 基準、要領
13－3 即報基準及び直接即報基準

武力攻撃 災害等 即報	(1) 即報基準 即報基準 武力攻撃災害等即報 (1) 及び(2) に同じ。 (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
災害即報	(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） (2) (1) 即報基準 災害即報 個別基準 津波、風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

13-4 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）

最終改正令和3年4月1日付け2政統第2599号政策統括官通知

第4章 政府所有米穀の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(イ) (1) のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

14 被災者支援制度

14-1 災害復興住宅融資制度

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）										
支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容	・ 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ・ 融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 ※店舗併設住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ・ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。										
	<table><tr><th>項目</th><th>融資限度額（※1）</th><th>返済期間（※2）</th></tr><tr><td>土地取得資金なし</td><td>2,700万円</td><td rowspan="2">35年</td></tr><tr><td>土地取得資金あり</td><td>3,700万円</td></tr></table>			項目	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
	項目	融資限度額（※1）	返済期間（※2）								
	土地取得資金なし	2,700万円	35年								
	土地取得資金あり	3,700万円									
※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。											
※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据え置き期間は設定できません。											
活用できる方	自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。										
問合せ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353										

14 被災者支援制度

14-1 災害復興住宅融資制度

制度の名称	災害復興住宅融資(購入)					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	・ 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ・ 融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ・ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。					
	<table><tr><th>融資限度額（※1）</th><th>返済期間（※2）</th></tr><tr><td>3,700 万円</td><td>35 年</td></tr></table>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	3,700 万円	35 年
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
3,700 万円	35 年					
※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据え置き期間は設定できません。						
活用できる方	自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。					
問合せ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353					

14 被災者支援制度

14-1 災害復興住宅融資制度

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	・自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ・この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。	
	融資限度額（※1）	
	返済期間（※2）	
	1,200万円	
20年		
活用できる方	※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。	
	※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据え置き期間は設定できません。	
活用できる方	自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する方で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。	
問合せ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353	

出典：被災者支援に関する各種制度の概要（令和4年7月時点）

14-2 日本政策金融公庫の融資制度

制度の名称	災害復旧貸付	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	■災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資する。	
	■災害復旧貸付は、株式会社日本政策金融公庫において、受付を行います。	
	■日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。	
	・ 国民生活事業	
	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ 3 千万円
	償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※一般貸付を適用した場合は 10 年以内（うち 2 年以内の据置可能）
	・ 中小企業事業	
	貸付限度額	別枠で 1 億 5 千万円以内
	償還期間	15 年以内（うち 2 年以内の据置可能）
	■その他の条件等詳しくは株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。	
活用できる方	中小企業・小規模事業者等	
問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505	

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	
支援の種類	融資	
制度の内容	■株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ・農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ・農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ・漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ■上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。	
活用できる方	農林漁業者等	
問合せ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505	

出典：被災者支援に関する各種制度の概要（令和2年11月1日現在）

14-3 天災融資制度

制度の名称	天災融資制度																																																																																																	
支援の種類	融資																																																																																																	
支援の内容	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。 ・天災融資制度の内容は、次のとおり 【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">融資限度額</th><th colspan="2">①又は②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table> ・被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。 【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">融資限度額</th><th colspan="2">①または②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table> ・貸付利率、償還期限は次のとおり <table><tr><th>資格者</th><th>貸付利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>(ウ)特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table> ※実際の貸付利率は、天災融資法の発令時に決定される。 ※償還期限は、資金の内容等により異なる。				区分		融資限度額	①又は②のどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000	区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	資格者	貸付利率	償還期限	(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
	区分		融資限度額	①又は②のどちらか低い金額																																																																																														
				①損失額の%				②万円																																																																																										
					個人	法人																																																																																												
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																																																																													
		一般農業者	45	200	2,000																																																																																													
	林業者		45	200	2,000																																																																																													
	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																													
		漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																																																																													
		水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																																																																													
		一般漁業者	50	200	2,000																																																																																													
	区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額																																																																																														
①損失額の%				②万円																																																																																														
				個人	法人																																																																																													
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																																																																														
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																														
林業者		60	250	2,000																																																																																														
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																														
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																														
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																														
	一般漁業者	60	250	2,500																																																																																														
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																																
(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																
(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																																
(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																																
活用できる方	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象																																																																																																	
	(ア)被害農林漁業者		(イ)特別被害農林漁業者																																																																																															
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上 でかつ損失額が平均農業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上																																																																																															
	2 樹体の損失額が30%以上																																																																																																	
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上																																																																																															
	2 林業施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が70%以上																																																																																															
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上																																																																																															
	2 水産施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が70%以上																																																																																															
問合せ	市町村																																																																																																	